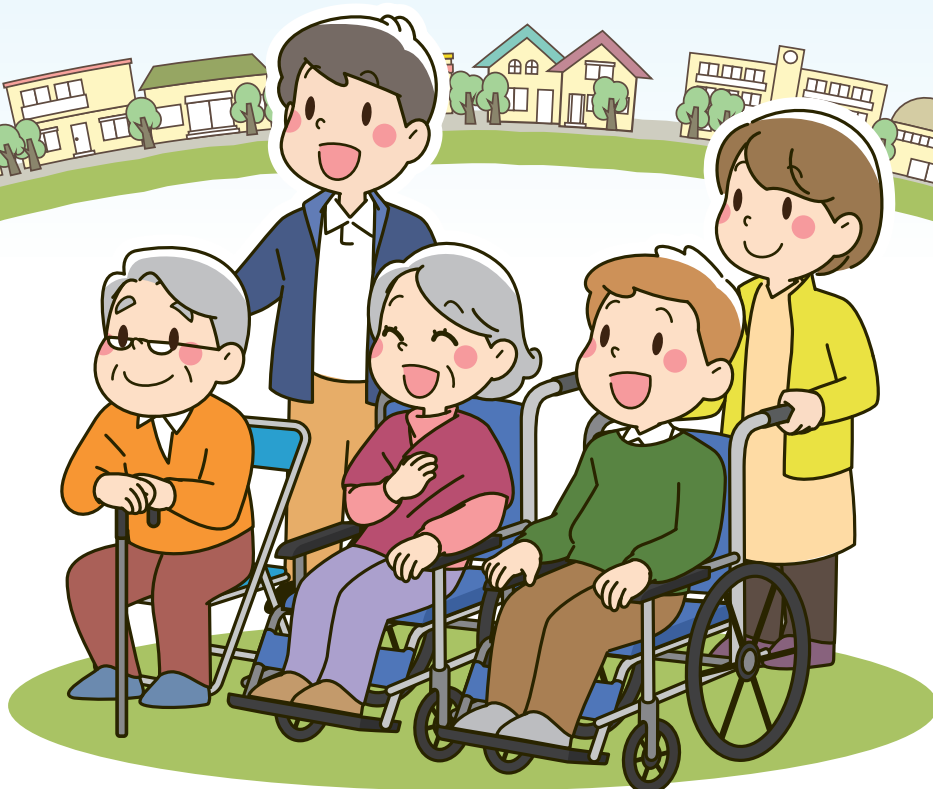


尾張旭市

第7期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画



令和6年3月
尾張旭市

「害」の字をひらがな表記することについて

「害」の字には、「わるくすること」や、「わざわい」等の意味もあるため、違和感や不快感を抱く方もいます。「障がい」の表記を目にすることで、障がい福祉に関心を持つきっかけや、ノーマライゼーション社会の実現に向けた意識醸成につながることも期待されます。このため、本計画では、法令で定められた用語や団体名等の固有名詞を除き、ひらがなで表記しています。

「幸せつむぐ 笑顔あふれる 尾張旭」の実現をめざして



少子超高齢社会や人口減少、地域のコミュニティ意識の希薄化など、社会情勢が大きく変化する中で、障がい福祉分野に関わる行政施策においては、より一層の充実が求められています。



こうした状況を受け、前計画の評価・検証結果やアンケート調査結果を踏まえて、この度、障がいのある人を支援するための指針として、「尾張旭市第7期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定しました。

本計画においては、令和6年4月から始まる尾張旭市第六次総合計画に基づき、これまでの基本理念「～誰もが自分らしくいきいきと暮らす福祉の街をめざして～ともに生きよう！みんなで支えあう住みよいまち“尾張旭”」を継承し、更なる障がい福祉施策の推進を図ってまいります。

主な取組としては、差別の解消や虐待防止の普及啓発、保健・医療・福祉における関係機関の重層的な連携による精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム、医療的ケア児等に対する支援、就労支援に向けた関係機関との連携、インクルーシブなスポーツ・レクリエーション等の地域での活動の促進、障がい福祉に関わる人材確保及び育成、親亡き後を見据えた地域生活支援拠点の充実などを、施策に組み込みました。

市民の皆さまには、この計画の趣旨と重要性をご理解いただき、第六次総合計画のめざすまちの未来像「幸せつむぐ 笑顔あふれる 尾張旭」の実現に向け、一層のご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たって、熱心にご審議をいただいた策定会議の方々をはじめ、アンケート調査などご協力いただいた市民、関係団体、事業所の皆さまに、心から感謝を申し上げます。

2024（令和6）年3月

尾張旭市長 柴田 浩

◆ 目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨等	1
2 計画の位置付け	3
3 国の方向性	4
4 計画の期間	7

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 人口の推移	8
2 障がいのある人の状況	9
3 障がいのある人等へのアンケート調査	17
4 団体及び事業所アンケート・ヒアリング調査	37

第3章 計画の基本的な考え方

1 尾張旭市第六次総合計画における基本的な考え方	50
2 基本理念	50
3 基本的な視点	51
4 基本目標	52
5 施策体系	53
6 重点施策	54

第4章 第7期障がい者計画

基本目標1 わかり合うために	56
施策1 障がいの理解に向けた取り組みの推進.....	56
施策2 地域共生をめざす交流の促進.....	58
基本目標2 健やかに生きるために	60
施策1 障がいの早期発見と疾病予防の充実.....	60
施策2 医療と保健・福祉との連携促進.....	62
基本目標3 子どもの可能性を伸ばすために	64
施策1 発達が気になる子どもと保護者への支援の充実.....	64
施策2 地域でともに学び育つ機会の充実.....	66
施策3 インクルーシブ教育の充実.....	67

基本目標4 いきいきと活動するために	69
施策1 雇用・就労支援の促進	69
施策2 文化芸術・スポーツ・レクリエーションの推進	71
基本目標5 安心して暮らしていくために	73
施策1 包括的な相談支援の充実	73
施策2 権利擁護の推進	75
施策3 福祉サービス等の利用促進と情報提供の充実	77
施策4 障がい福祉にかかる人材確保・育成の促進	79
基本目標6 安全で快適に暮らすために	80
施策1 地域生活支援の充実	80
施策2 外出したくなるまちづくりの推進	82
施策3 防災・防犯・感染症対策の推進	84

第5章 第7期障がい福祉計画

1 第6期障がい福祉計画の進捗状況	87
2 第7期障がい福祉計画の成果目標	94
3 障害福祉サービスの必要量の見込みと確保のための方策	100
4 地域生活支援事業の必要量の見込みと確保のための方策	107

第6章 第3期障がい児福祉計画

1 第2期障がい児福祉計画の進捗状況	115
2 第3期障がい児福祉計画の成果目標	116
3 障がい児支援の必要量の見込みと確保のための方策	117
4 子ども・子育て支援	121

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制	123
2 計画の進行管理	125

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の趣旨

尾張旭市第7期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画は、「障害者基本法第11条第3項」に基づき、障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定める「障がい者計画」と、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条」に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保について定める「障がい福祉計画」、また、児童福祉法第33条の20第1項に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の確保について定める「障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

項目	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
名称	尾張旭市第7期障がい者計画	尾張旭市第7期障がい福祉計画	尾張旭市第3期障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
内容	市の障がい者の状況等を踏まえ、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める計画	障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施の確保を目的に策定する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の計画的な確保等を目的に策定する計画
計画期間	3年を1期とする		

(2) 計画策定の背景（法改正等の動向）

障がい福祉に関わる主な法律や制度の動向は以下の通りです。法律の施行などの今後の動向を踏まえつつ、策定するものとします。

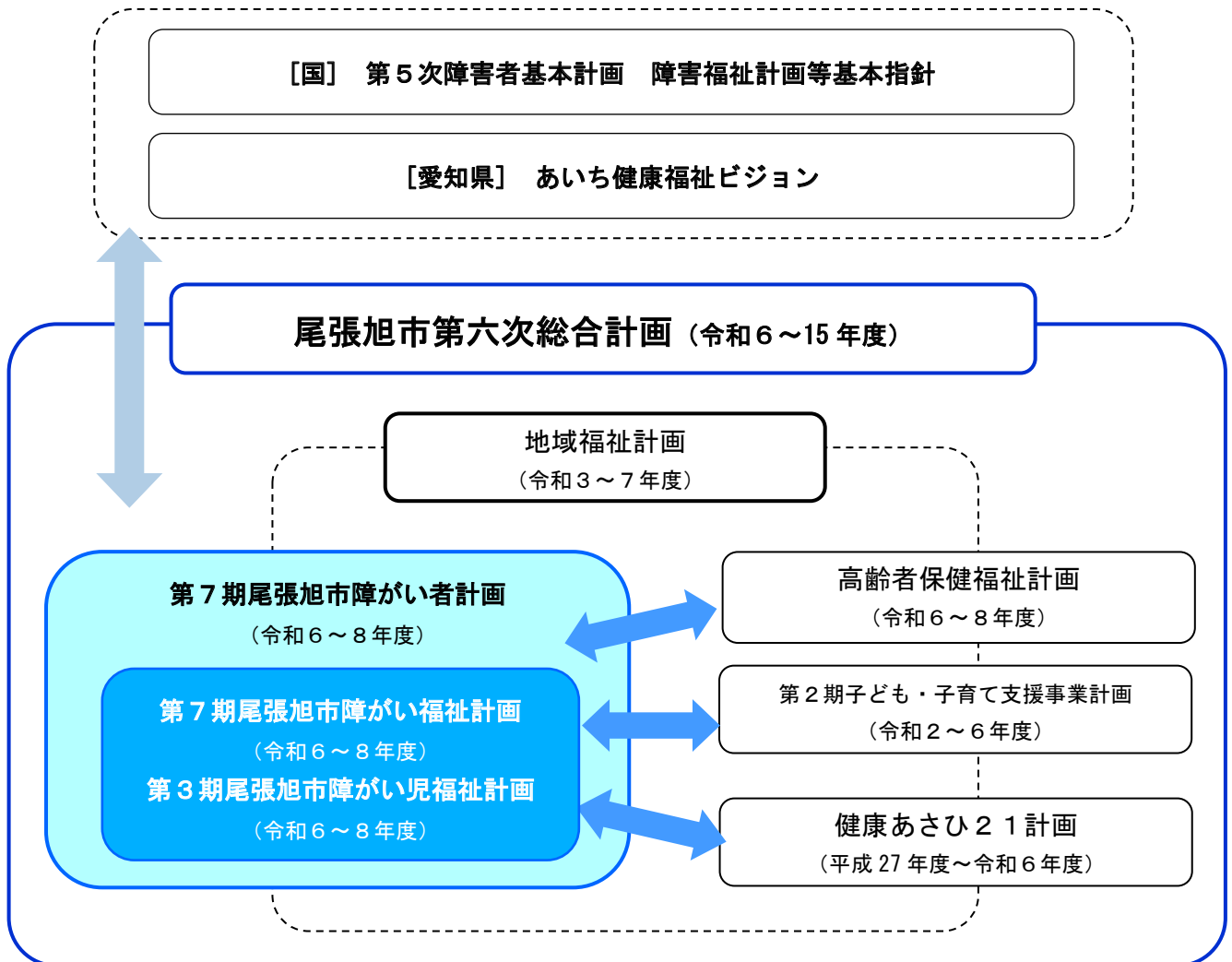
年度	国の主な流れ	内容
H15	支援費制度の導入 (平成15年4月1日)	従来の措置制度から転換し、障がい者の自己決定に基づいたサービスの利用ができるようになる。
	第2次障害者基本計画【国】	平成15～24年度までの10年間を計画期間とする。
H18	障害者自立支援法施行 (平成18年4月1日)	障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行が始まる。利用者負担が応益負担となる。
	教育基本法改正・施行 (平成18年12月22日)	教育基本法に障がい者について必要な支援を講ずる旨の規定が盛り込まれる。
H19	障害者権利条約署名 (平成19年9月28日)	障がい者の権利に関する条約の締結に向けた取組が始まる。
H23	障害者基本法改正・施行 (平成23年8月5日)	目的規定や障がい者の定義等が見直される。
H24	改正児童福祉法施行 (平成24年4月1日)	障がい児を対象とした施設・事業が児童福祉法に位置づけられる。
	改正障害者自立支援法施行 (平成24年4月1日)	利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化等が盛り込まれる。
	障害者虐待防止法施行 (平成24年10月1日)	障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務が規定される。
H25	障害者優先調達推進法施行 (平成25年4月1日)	国や地方公共団体、独立行政法人等が物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に調達することについて規定される。
	障害者総合支援法施行 (平成25年4月1日)	法律名が障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正され、障がい者の範囲の拡大等が規定される。
	第3次障害者基本計画【国】	平成25～29年度までの概ね5年間を計画期間とする。
	障害者権利条約批准 (平成26年1月20日)	障害者の権利に関する条約の批准書を国際連合事務総長に寄託し、平成26年2月19日より国内において効力が生じることになる。
H28	改正障害者雇用促進法施行 (平成28年4月1日)	差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助等が規定される。
	障害者差別解消法施行 (平成28年4月1日)	不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等について規定される。
H30	第4次障害者基本計画【国】	平成30年度～令和4年度までの5年間を計画期間とする。
	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行 (平成30年4月1日)	自立生活援助や就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援が創設される。
	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行 (平成30年6月13日)	文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るための国等の責務や基本的施策について規定される。
R1	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律施行 (令和元年6月28日)	視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するために、国等の責務や基本的施策について規定される。
R3	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律施行 (令和3年9月18日)	医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与するために制定される。
R4	障害者アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法公布・施行 (令和4年5月25日)	障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するために制定された。

※法律の施行日については、主な内容のものを記述

2 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

本計画の策定にあたっては、国の「第5次障害者基本計画」及び愛知県の「あいち健康福祉ビジョン」、また、「尾張旭市第六次総合計画」、福祉の上位計画である地域福祉計画や高齢者保健福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康あさひ21計画等の関連計画と整合を図りながら策定します。



(2) 計画の対象

本計画の対象は、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいのある人を含む）及び難病患者その他の心身機能の障がいがある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人です。

本計画の対象地域は尾張旭市ですが、愛知県が設定している障害保健福祉圏域（尾張東部圏域）に属する市町（瀬戸市、豊明市、日進市、長久手市及び東郷町）とも連携をしながら推進します。

3 国の方向性

(1) 国の第5次障害者基本計画の方針

本計画は、国の第5次障害者基本計画の理念や施策の方向性などを踏まえて、見直しを行います。

<国の第5次障害者基本計画の理念・方向性>

①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待防止

- ・社会のあらゆる場面における障がい者差別の解消

②安全・安心な生活環境の整備

- ・移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進

③情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- ・障がい者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進

④防災・防犯等の推進

- ・災害発生時における障がい特性に配慮した支援

⑤行政等における配慮の充実

- ・司法手続きや選挙における合理的配慮の提供等

⑥保健・医療の推進

- ・精神障がい者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消

⑦自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- ・意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実

⑧教育の振興

- ・インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備

⑨雇用・就業、経済的自立の支援

- ・総合的な就労支援

⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興

- ・障がい者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備

⑪国際社会での協力・連携の推進

- ・文化芸術・スポーツを含む障がい者の国際交流の推進

（２）第７期障がい福祉計画及び第３期障がい児福祉計画に係る基本方針

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に則して作成する必要があります。第７期計画の策定に向けた基本指針の見直しが行われ、令和５年５月に告示されました。基本指針の主な見直し事項は以下の通りです。

<国の基本指針の見直しの主な事項>

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障がい者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障がい児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障がい者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・障がい者基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障がい者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉データベースの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

⑫障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込み量以外の活動指標の策定を任意化

4 計画の期間

障がい者計画は、法的に計画期間が定められていませんが、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は3年ごとに策定しなければなりません。本市においては、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の期間に合わせて、3計画を一体的なものとして3年ごとに見直しを行います。ただし、定期的な進捗管理を行う中で、計画期間中に、内容の変更等の必要が生じた場合は、適宜、見直しを行います。

年度	平成		令和									
	30	31	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
障がい者計画	第5期計画		第6期計画			第7期計画			第8期計画			
障がい福祉計画	第5期計画		第6期計画			第7期計画			第8期計画			
障がい児福祉計画	第1期計画		第2期計画			第3期計画			第4期計画			

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

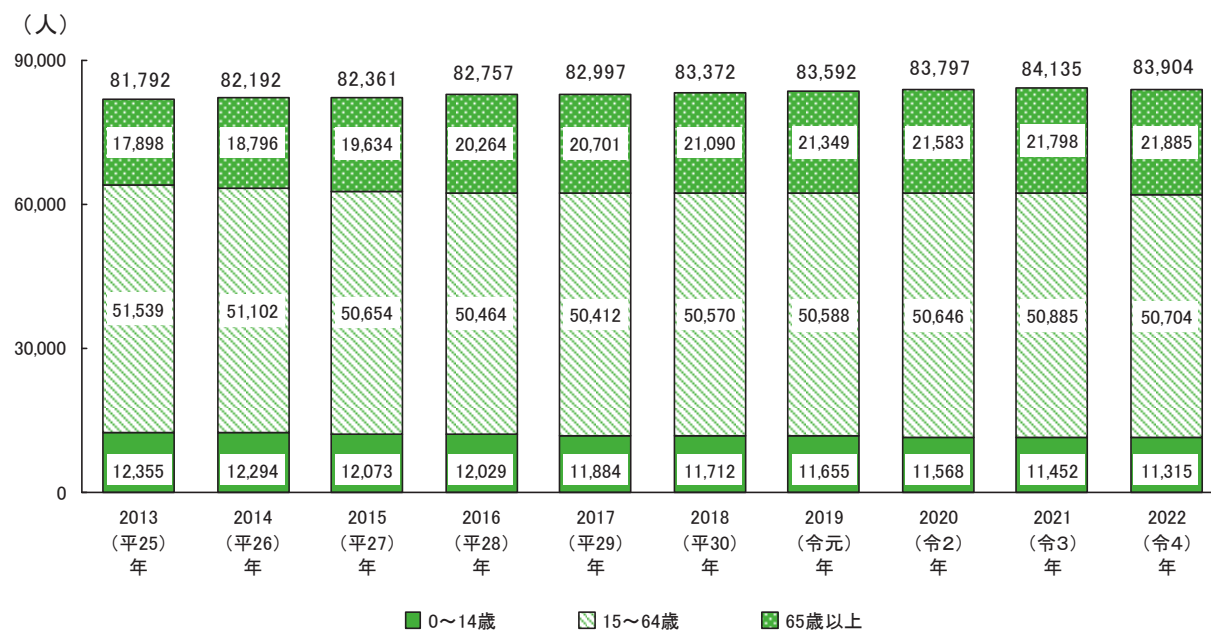
1 人口の推移

(1) 総人口と年齢区分別人口の推移

本市の総人口は、2022（令和4）年3月31日現在、83,904人であり、2013（平成25）年以降の推移をみると増加傾向にありますが、2021（令和3）年と比較すると減少しています。

年齢区分別に推移をみると、年少人口（0～14歳）は微減、生産年齢人口（15～64歳）はほぼ横ばいに推移していますが、高齢者人口（65歳以上）は年々増加しており、2013（平成25）年から2022（令和4）年の10年間に3,987人増加し、1.22倍となっています。

図表 人口の推移



資料：尾張旭市 市民課（各年3月31日現在）

2 障がいのある人の状況

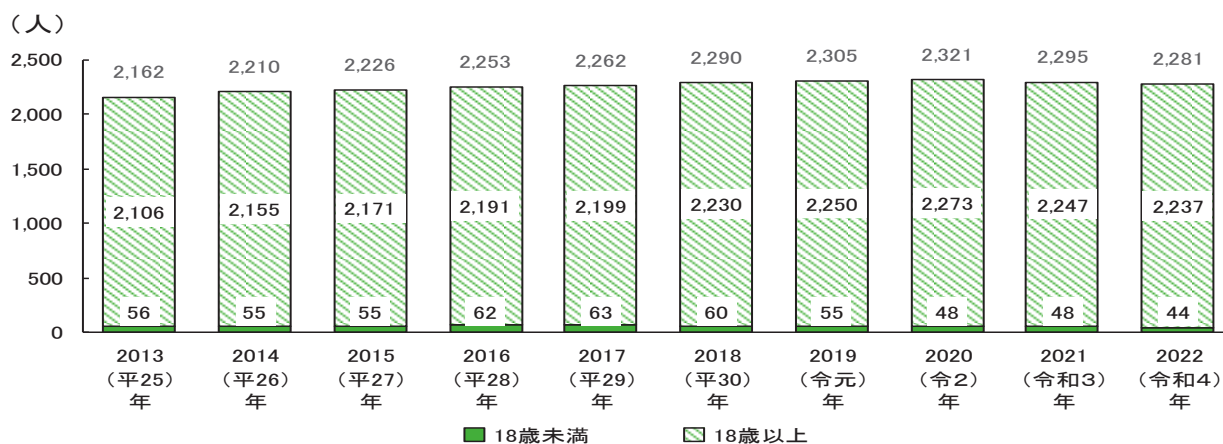
(1) 身体障がいのある人

①身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、2020（令和2）年には2,300人を超えていましたが、2021（令和3）年から、2,300人を割っています。

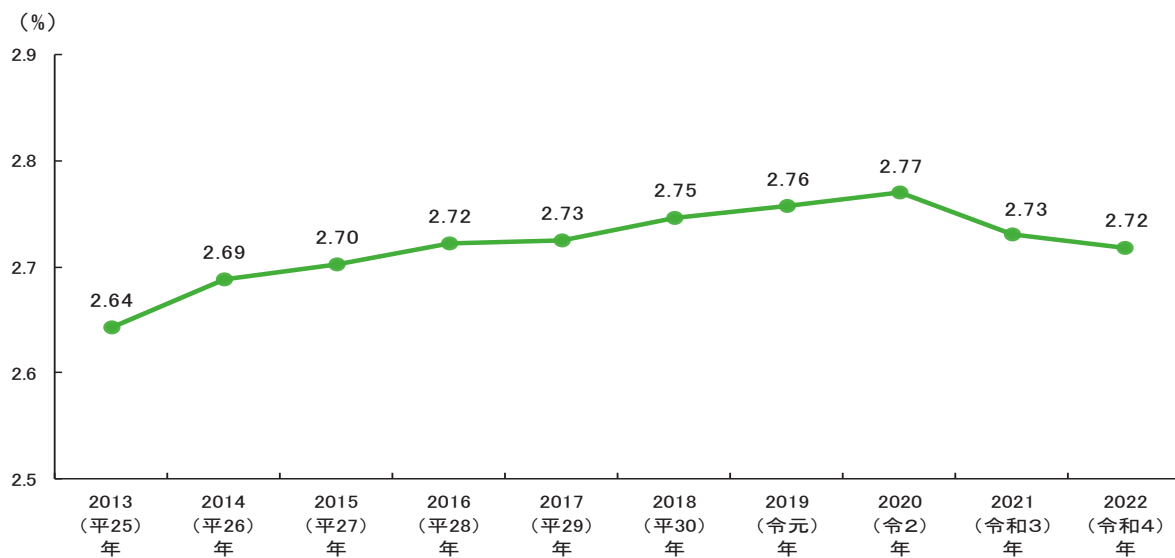
本市の総人口に占める身体障害者手帳所持者の率の推移をみると、2022（令和4）年3月31日現在、2.72%です。

図表 身体障害者手帳所持者数の推移



資料：尾張旭市 福祉課（各年3月31日現在）

図表 身体障害者手帳所持者の率の推移

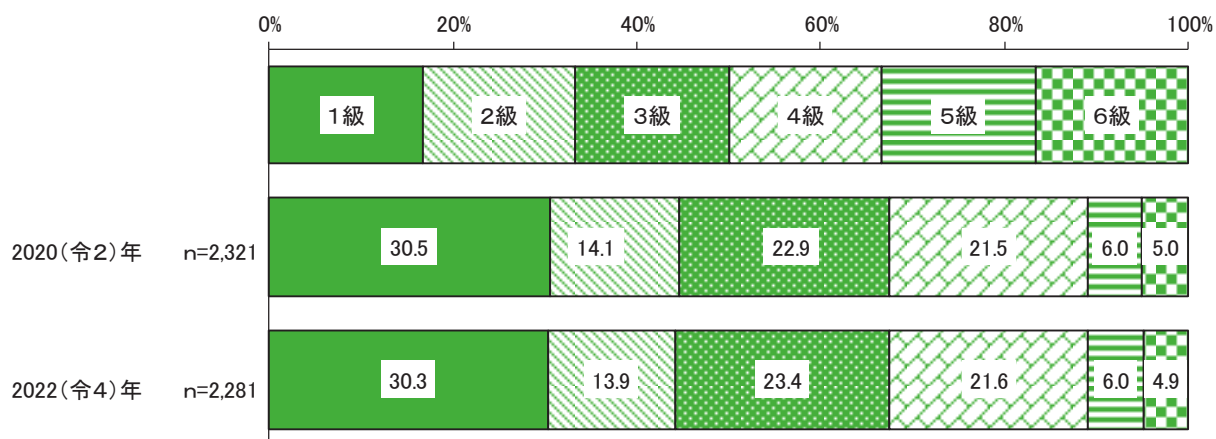


資料：尾張旭市 福祉課（各年3月31日現在）
 (注) 手帳所持者数÷人口

②障がいの等級別にみた身体障害者手帳所持者

2022（令和4）年3月31日現在の身体障害者手帳所持者を障がいの等級別にみると、1・2級の重度の人が44.2%を占めています。

図表 障がい等級別構成比

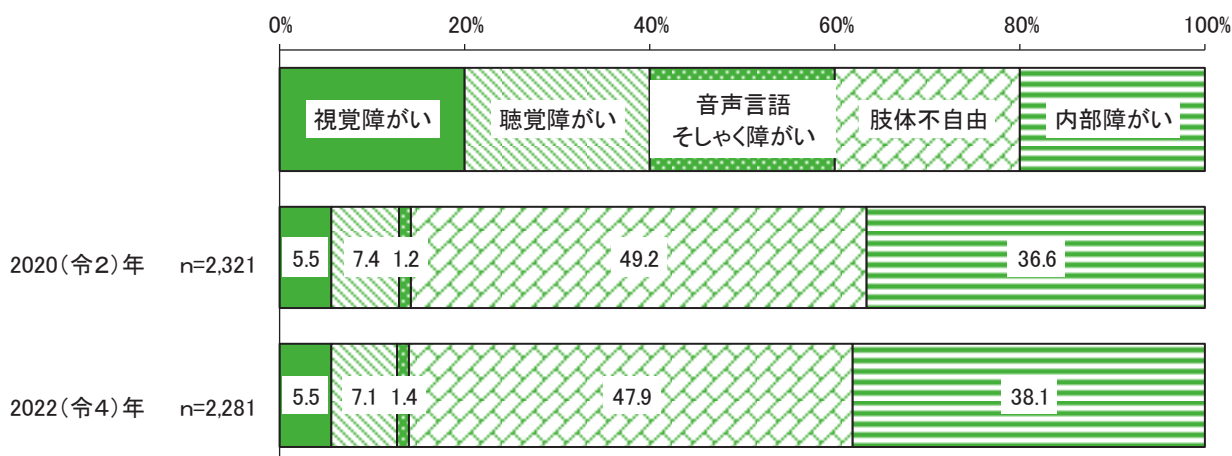


資料：尾張旭市 福祉課（各年3月31日現在）

③障がいの種類別にみた身体障害者手帳所持者

2022（令和4）年3月31日現在の身体障害者手帳所持者を身体障がいの種類別にみると、下肢、上肢、体幹障がいなどの肢体不自由が47.9%を占めています。次いで、内部障がいが38.1%と高く、2020（令和2）年との比較では1.5ポイント高くなっています。

図表 障がいの種類別構成比



資料：尾張旭市 福祉課（各年3月31日現在）

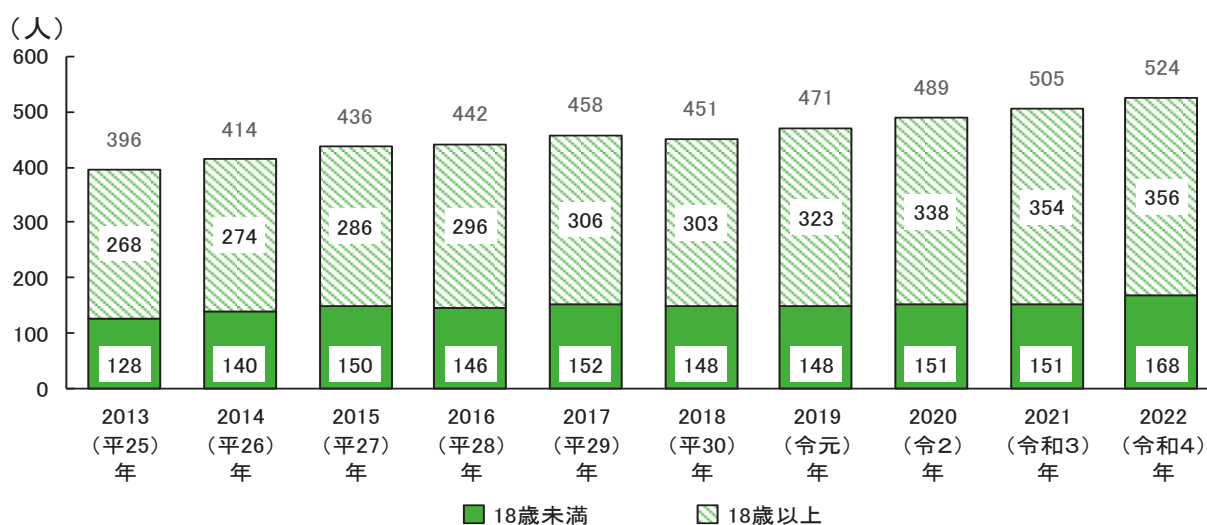
(2) 知的障がいのある人

①療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、2018（平成30）年以降、年々増加しており、2013（平成25）年から2022（令和4）年の10年間に128人増加しています。年齢別にみると、18歳未満、18歳以上ともに増加の傾向がみられます。

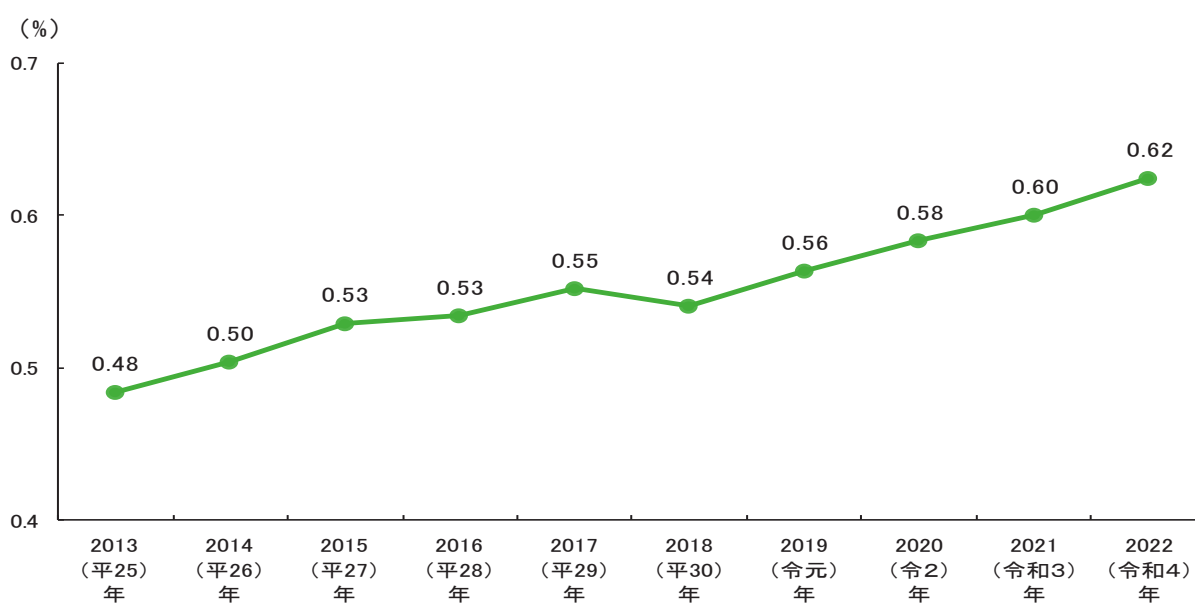
本市の総人口に占める療育手帳所持者の率の推移をみると、上昇傾向にあり、2022（令和4）年3月31日現在、0.62%です。

図表 療育手帳所持者数の推移



資料：尾張旭市 福祉課（各年3月31日現在）

図表 療育手帳所持者の率の推移

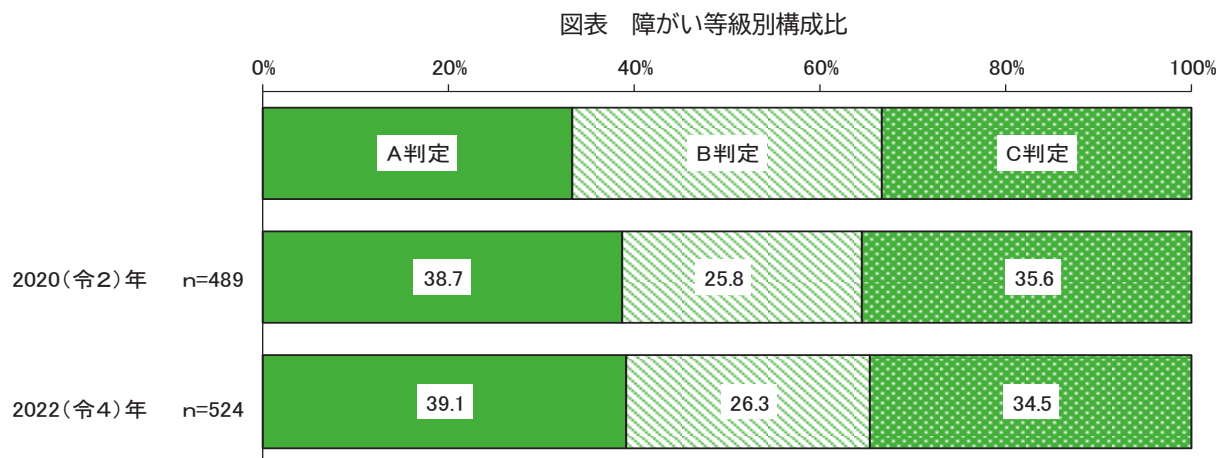


資料：尾張旭市 福祉課（各年3月31日現在）

(注) 手帳所持者数÷人口

②障がいの等級別にみた療育手帳所持者

療育手帳は、愛知県ではA判定、B判定、C判定の3段階に区分されています。2022（令和4）年3月31日現在の療育手帳所持者を障がいの等級別にみると、重度のA判定の人が39.1%と最も高く、次いで、軽度のC判定が34.5%、中度のB判定の人が26.3%となっています。



資料：尾張旭市 福祉課（各年3月31日現在）

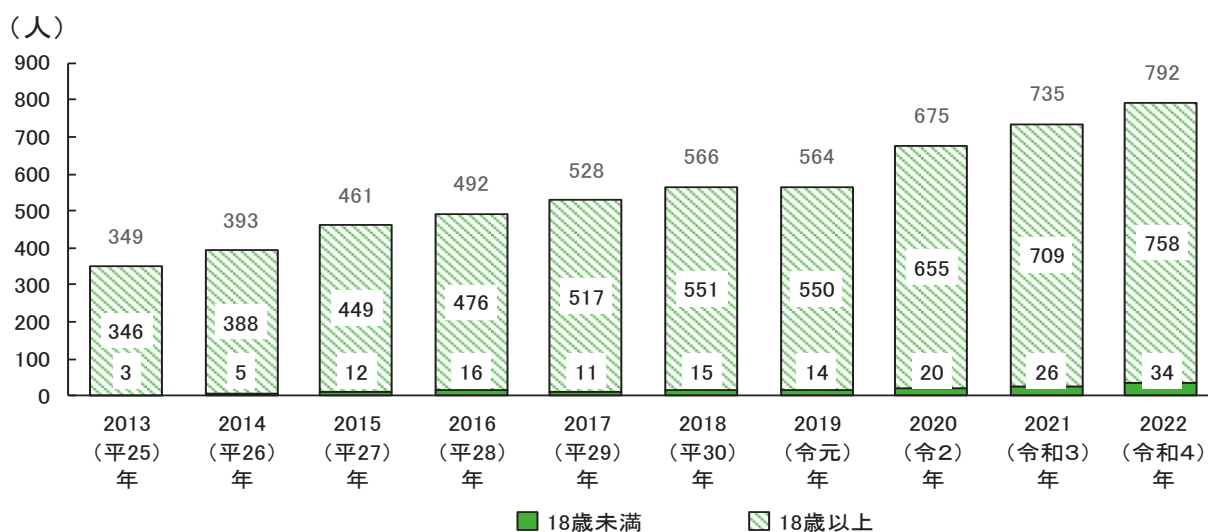
(3) 精神障がいのある人

①精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

2013（平成25）年以降の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、年々増加傾向にあり、2013（平成25）年から2022（令和4）年の10年間に443人増加しています。年齢別にみると、18歳以上に増加が著しいものの、18歳未満も徐々に増加しています。

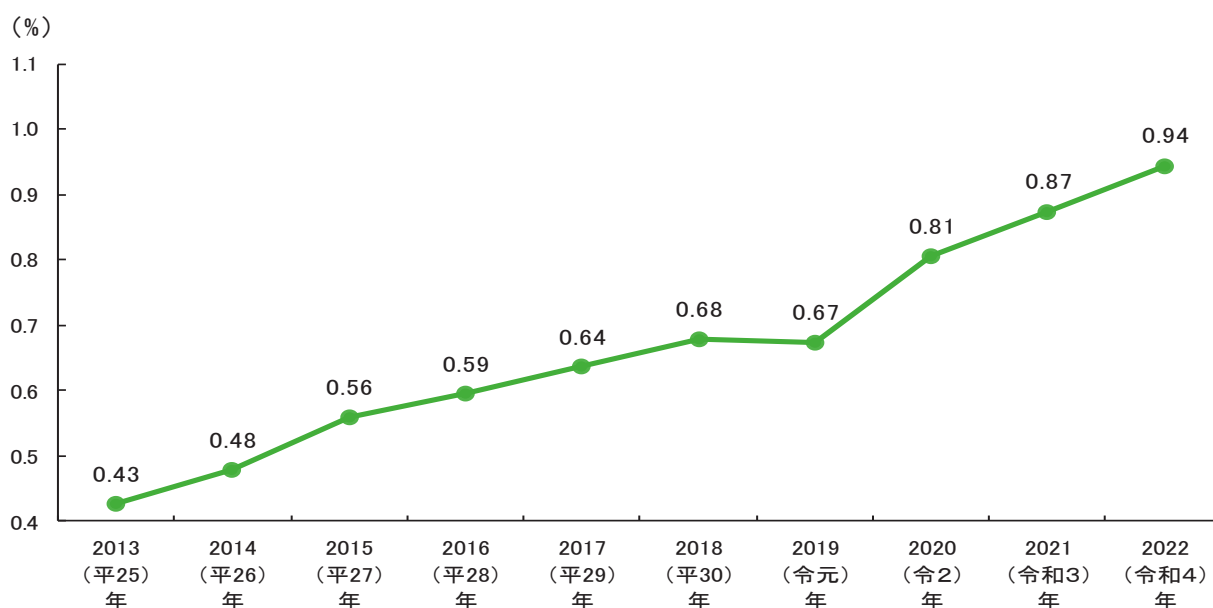
本市の総人口に占める精神障害者保健福祉手帳所持者の率の推移をみると、2020（令和2）年から大幅に上昇しており、2022（令和4）年3月31日現在、0.94%となっています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：尾張旭市 福祉課（各年3月31日現在）

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者の率の推移

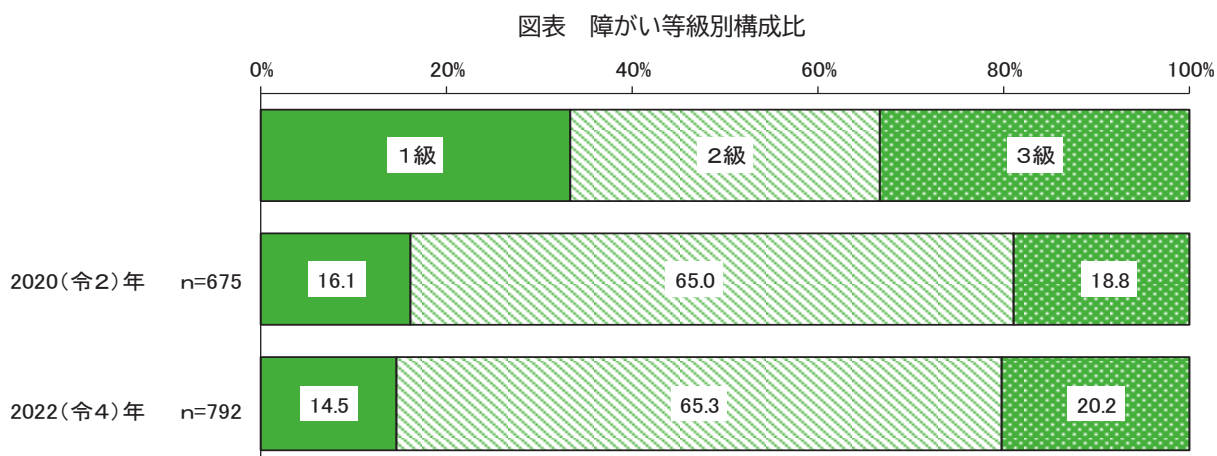


資料：尾張旭市 福祉課（各年3月31日現在）

(注) 手帳所持者数 ÷ 人口

②障がいの等級別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者の障がい等級は重度の方から1級、2級、3級となっています。2022（令和4）年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者を障がいの等級別にみると、2級の人が65.3%を占めています。



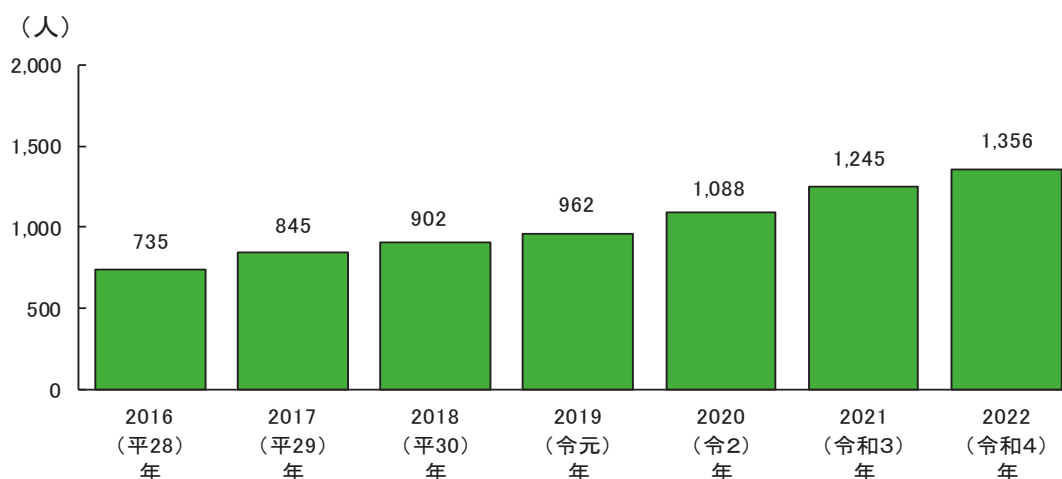
資料：尾張旭市 福祉課（各年3月31日現在）

③自立支援医療（精神通院）受給者

統合失調症やうつ病などの精神疾患患者が、通院による継続した治療を受ける場合に、医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療（精神通院）制度です。精神障害者保健福祉手帳を所持していなくても、自立支援医療（精神通院）を受けている人もあります。

2016（平成28）年以降の自立支援医療（精神通院）受給者数の推移をみると、年々増加傾向にあり、2022（令和4）年までの6年間で1.8倍の1,356人となっています。

図表 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



資料：尾張旭市 福祉課（各年3月31日現在）

（４）発達障がいのある人

発達障害者支援法（平成 17 年 4 月）においては、発達障がいとは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」とされています。

文部科学省の「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（令和 4 年 12 月公表）によると、通常の学級において、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた小学校・中学校の児童生徒の推定値は 8.8%と報告されています。

本市においては、発達障がいに分類される障がいにより精神障害者保健福祉手帳を所持している人は増加していますが、障がい者手帳を所持していない人を含めた発達障がいのある人の正確な人数把握は困難な状況です。

（５）難病の人

2013（平成 25）年 4 月から、障害者総合支援法に定める障がい児・者の対象に、難病患者等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となっています。障害者総合支援法における難病等の範囲は、2012（平成 24）年度まで実施されていた「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病（難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）の対象疾患及び関節リウマチ）の 130 疾病から、2021（令和 3）年 11 月現在、366 疾病となっています。

また、2015（平成 27）年 1 月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく難病医療費助成制度が実施されており、対象疾病は 2021（令和 3）年 11 月現在、338 疾病となっています。

さらに、小児期に小児がんなどの特定の疾病に罹患し、長期間の療養を必要とする児童などの健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため「児童福祉法」に基づく小児慢性特定疾病医療費助成制度が実施されており、対象疾病は 2021（令和 3）年 11 月現在、788 疾病となっています。

（６）障害福祉サービス及び障害児通所サービスの利用者

障害福祉サービス及び障害児通所サービスの利用者数は、年々増加しており、2022(令和4)年3月31日現在、障害福祉サービスが557人、児童発達支援や放課後等デイサービスといった障害児通所サービスは257人となっています。

図表 障害福祉サービス等利用者数の推移

単位：人

種別	2018 (平30)年	2019 (令元)年	2020 (令2)年	2021 (令3)年	2022 (令4)年
障害福祉サービス	486	498	498	544	557
障害児通所サービス	178	187	180	204	257

資料：尾張旭市 福祉課（各年3月31日現在）

（７）サポート保育利用者

本市では、特別な支援が必要で集団保育になじむことができる3・4・5歳児クラスの児童を対象にサポート保育を実施しています。

2022(令和4)年4月1日現在、64人の児童が利用しています。

図表 サポート保育利用者数の推移

単位：人

種別	2018 (平30)年	2019 (令元)年	2020 (令2)年	2021 (令3)年	2022 (令4)年
サポート保育	39	43	51	58	64

資料：尾張旭市 保育課（各年4月1日現在）

（８）特別支援教育

本市では、特別支援学級を全小中学校に設置しており、2022(令和4)年5月1日現在、特別支援学級に133人の児童生徒が在籍しています。

特別支援学校については、市外の特別支援学校に、2022(令和4)年4月1日現在、40人の児童生徒が通学しています。

図表 特別支援学級及び特別支援学校在学者の推移

単位：人

種別	2018 (平30)年	2019 (令元)年	2020 (令2)年	2021 (令3)年	2022 (令4)年
特別支援学級在籍人数	102	99	109	130	133
特別支援学校在籍人数	37	40	39	39	40

資料：尾張旭市 学校教育課（各年、特別支援学級は5月1日、特別支援学校は4月1日現在）

3 障がいのある人等へのアンケート調査

(1) アンケート調査の概要

本計画策定のための基礎資料とすることを目的に、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人および児童福祉法に基づく障害児通所支援を利用している人並びに難病を要件に医療の給付を受けている人を対象として、現在の生活状況や障がい者施策に関する意見・要望等をお聞きするためのアンケート調査を実施しました。

また、障がい当事者と関わりのある一般市民や市内事業者に対して、障がい福祉についての考え方や実態、雇用における課題等についてアンケート調査を実施しました。

<調査の概要>

調査目的	尾張旭市第7期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定の基礎資料とするため
調査対象	①尾張旭市在住の18歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及び難病患者の方（対象者3,601人） ②尾張旭市在住の18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及び障害児通所支援等のサービスを利用している方（対象者401人） ③尾張旭市在住の18歳以上の障害者手帳所持者等を除く一般市民の方（対象者500人） ④尾張旭市内の民間事業所（対象件数193件）
調査期間	令和4年12月20日～令和5年1月31日
調査方法	郵送配布・回収、WEB回収

<回収状況>

	配布数	回収数	有効	無効
①障がい者調査	3,601 100.0%	1,787 49.6%	1,784 49.5%	3 0.1%
②障がい児調査	401 100.0%	171 42.6%	171 42.6%	0 0.0%
③一般市民調査	500 100.0%	204 40.8%	204 40.8%	0 0.0%
④事業所調査	193 100.0%	71 36.8%	71 36.8%	0 0.0%

※下段は率

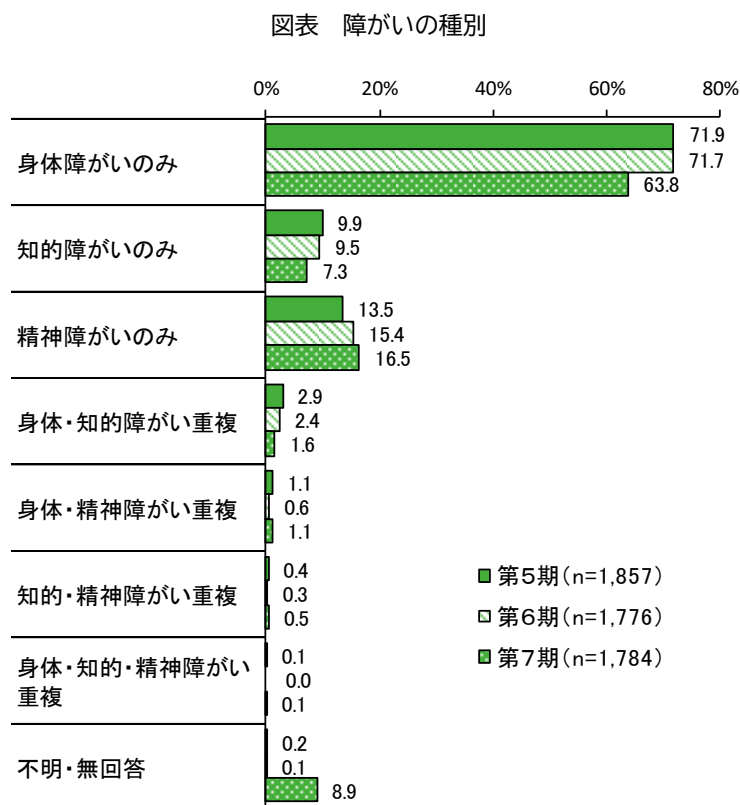
(2) アンケート調査の結果概要

1) 障がい者・障がい児調査

アンケート結果について、2017（平成29）年及び2020（令和2）年に実施した調査の結果と比較することにより、現在の本市における障がいのある人の現状を把握しました。なお、調査結果については、2017年は「第5期」、2020年は「第6期」、今回は「第7期」と表記します。

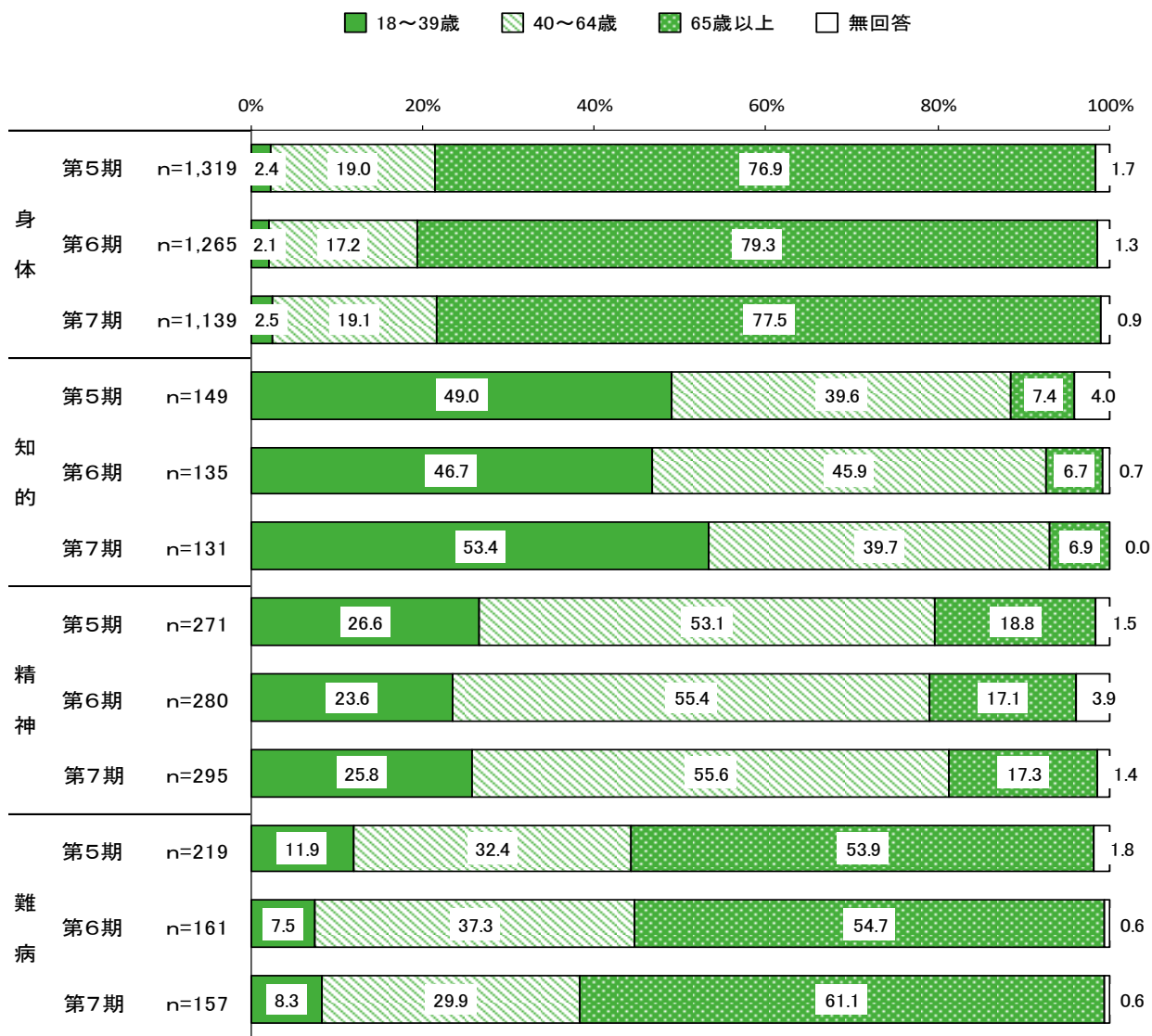
①回答者の属性

障がいの種類をみると、第5期、第6期、第7期ともに「身体障がいのみ」が圧倒的に高くなっています。第5期から第7期にかけて上昇傾向にあるのが「精神障がいのみ」となっています。逆に、「知的障がいのみ」と「身体・知的障がい重複」は低下傾向にあります。



回答者の年齢は第5期から第7期にかけて、難病の人の「65歳以上」が上昇傾向にあります。

図表 回答者の年齢（身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病）



②今後暮らしたい場所について

第5期から第7期の今後の暮らし方の希望を比べると、「自宅で暮らしたい」という希望が障がい児で前回から21.5ポイント高くなっています。「グループホームで暮らしたい」は、知的障がい者で増加しており、第7期は26%と約4人に1人が希望しています。

図表 今後暮らしたい場所

単位：n=人、他=%

種別	期	n	自宅で暮らしたい (※)	グループホームで暮らしたい	福祉施設(介護保険施設を含む)へ入所したい	その他	わからない	無回答
身体	第5期	1,319	55.1	2.3	4.9	5.2	22.1	10.4
	第6期	1,265	57.9	1.9	5.8	3.9	20.9	9.6
	第7期	1,139	52.7	1.8	5.6	4.0	24.9	11.0
知的	第5期	149	34.2	22.8	11.4	8.7	14.8	8.1
	第6期	135	41.5	21.5	7.4	6.7	16.3	6.7
	第7期	131	36.6	26.0	7.6	0.8	18.3	10.7
精神	第5期	271	52.4	7.7	3.7	8.5	25.1	2.6
	第6期	280	47.9	4.6	0.7	7.5	30.4	8.9
	第7期	295	52.2	4.4	1.4	7.1	28.5	6.4
障がい児	第5期	52	61.5	15.4	1.9	-	19.2	1.9
	第6期	46	67.4	17.4	-	4.3	4.3	6.5
	第7期	63	88.9	12.7	3.2	4.8	15.9	3.2
難病	第5期	219	47.5	2.7	3.7	6.8	31.5	7.8
	第6期	161	46.0	1.9	5.0	5.6	32.3	9.3
	第7期	157	54.2	1.9	4.5	2.5	27.4	9.6

※「自宅で暮らしたい」は、アンケートの「今後どこでどのように暮らしたいですか」という質問の選択項目「自宅で家族だけの介助で暮らしたい」「自宅でホームヘルプサービスなどを利用して暮らしたい」「自宅で障がい者のための通所サービス(生活介護・就労継続支援)などへ通いながら暮らしたい」の割合を合計しています。

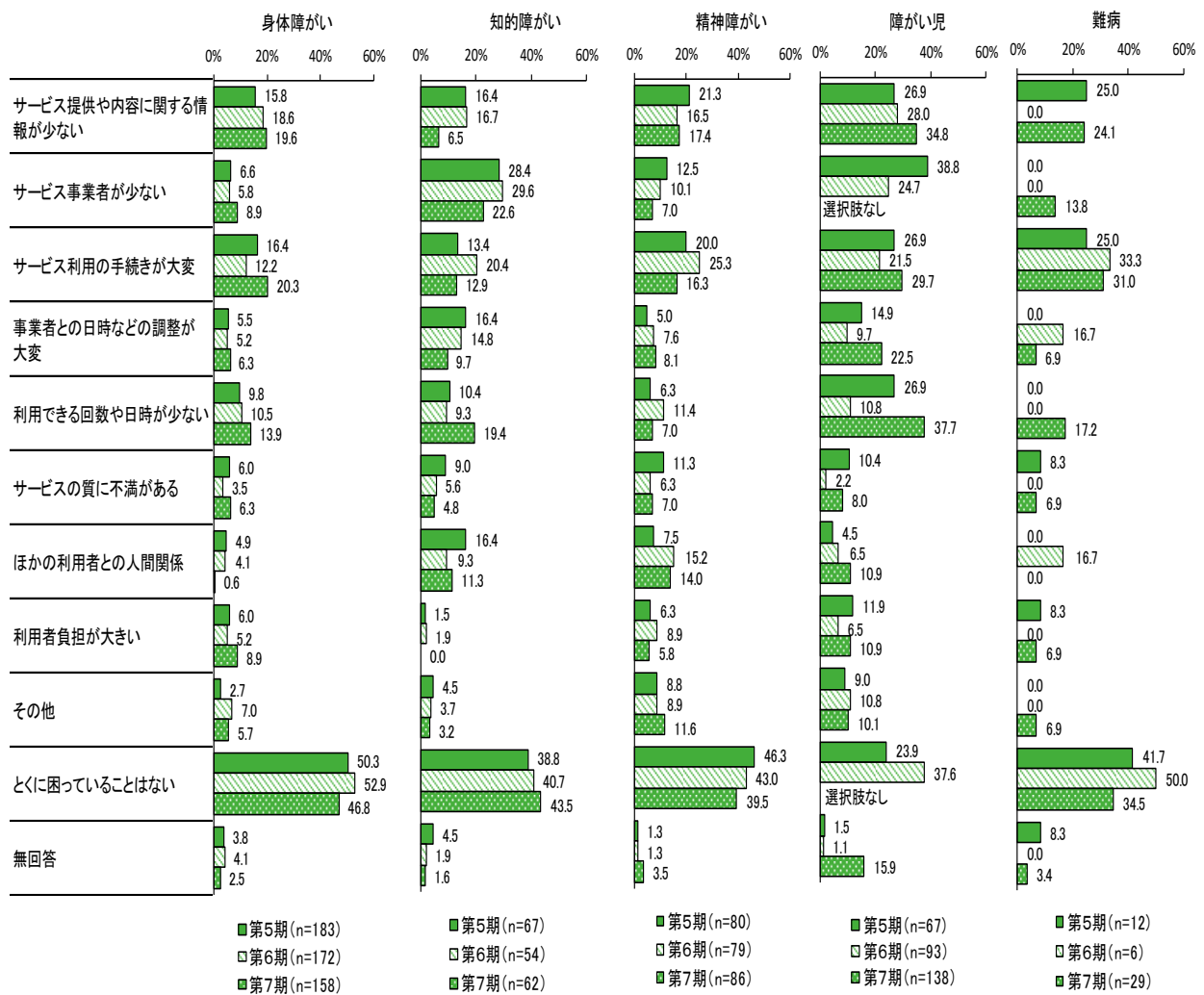
③障害福祉サービスの利用について

<障害福祉サービスを利用する上で困っていること>

障害福祉サービスを利用するうえで困っていることについては、身体障がいのある人の「サービス提供や内容に関する情報が少ない」および「利用できる回数や日時が少ない」が第5期から第7期にかけて上昇傾向にあります。一方、減少傾向にあるのは、精神障がいのある人の「サービス事業者が少ない」です。

また、障がいのある児童は、「サービス提供や内容に関する情報が少ない」が第5期から第7期にかけて上昇傾向にあります。

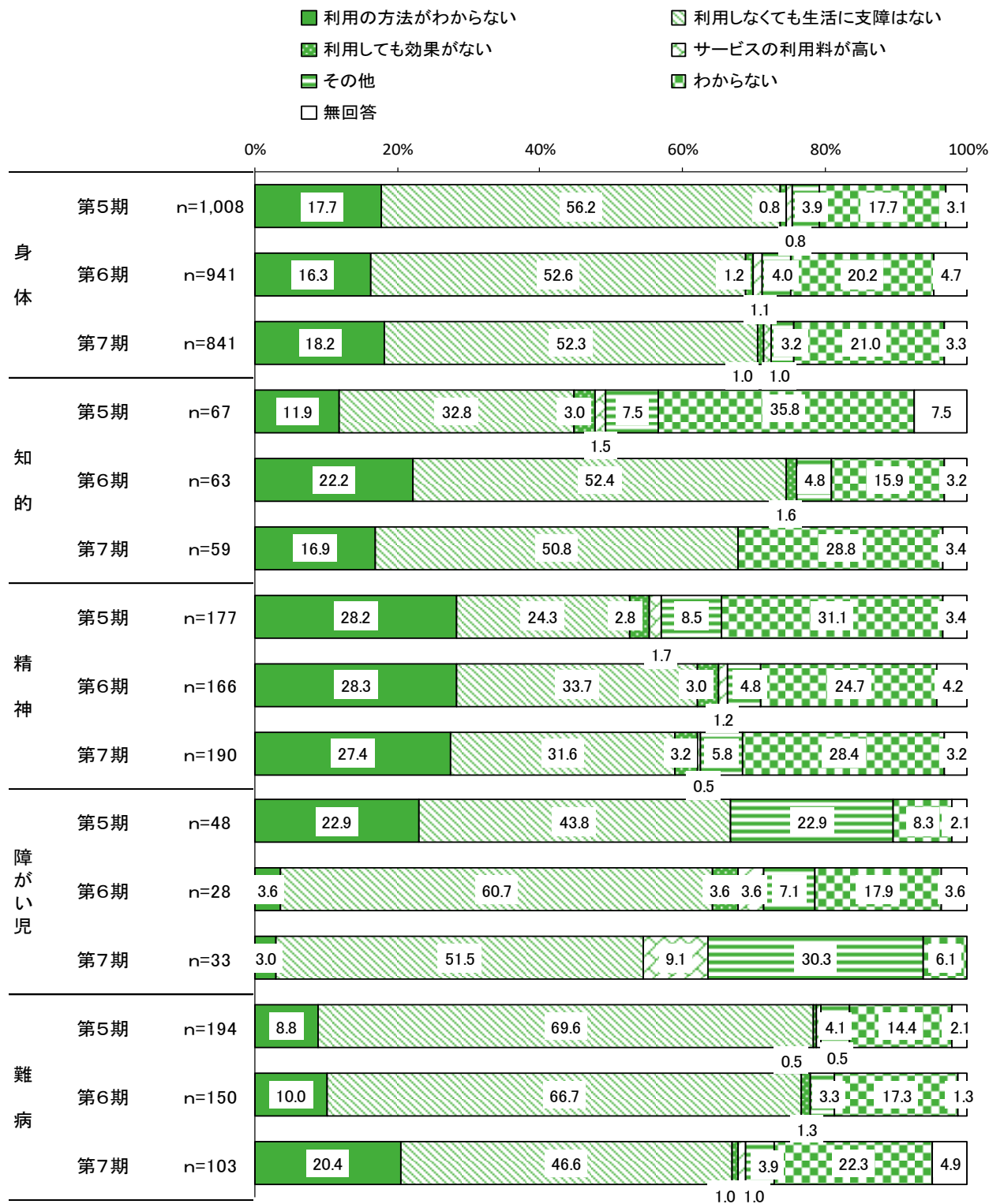
図表 障害福祉サービスの利用で困っていること（複数回答）



④サービスを利用していない理由

障害福祉サービスを利用していない人の理由については、第5期及び第6期と比較して、第7期は身体障がいのある人及び難病の人の「利用の方法がわからない」が高くなっています。

図表 サービスを利用していない理由



⑤外出するうえで困ること

外出するうえで困ることは、身体障がいのある人では「歩道・通路の段差・障害物」が第5期から第7期のいずれも2割台後半と高くなっています。

知的障がいのある人では「緊急時の対応」が第5期から第7期にかけて上昇しています。

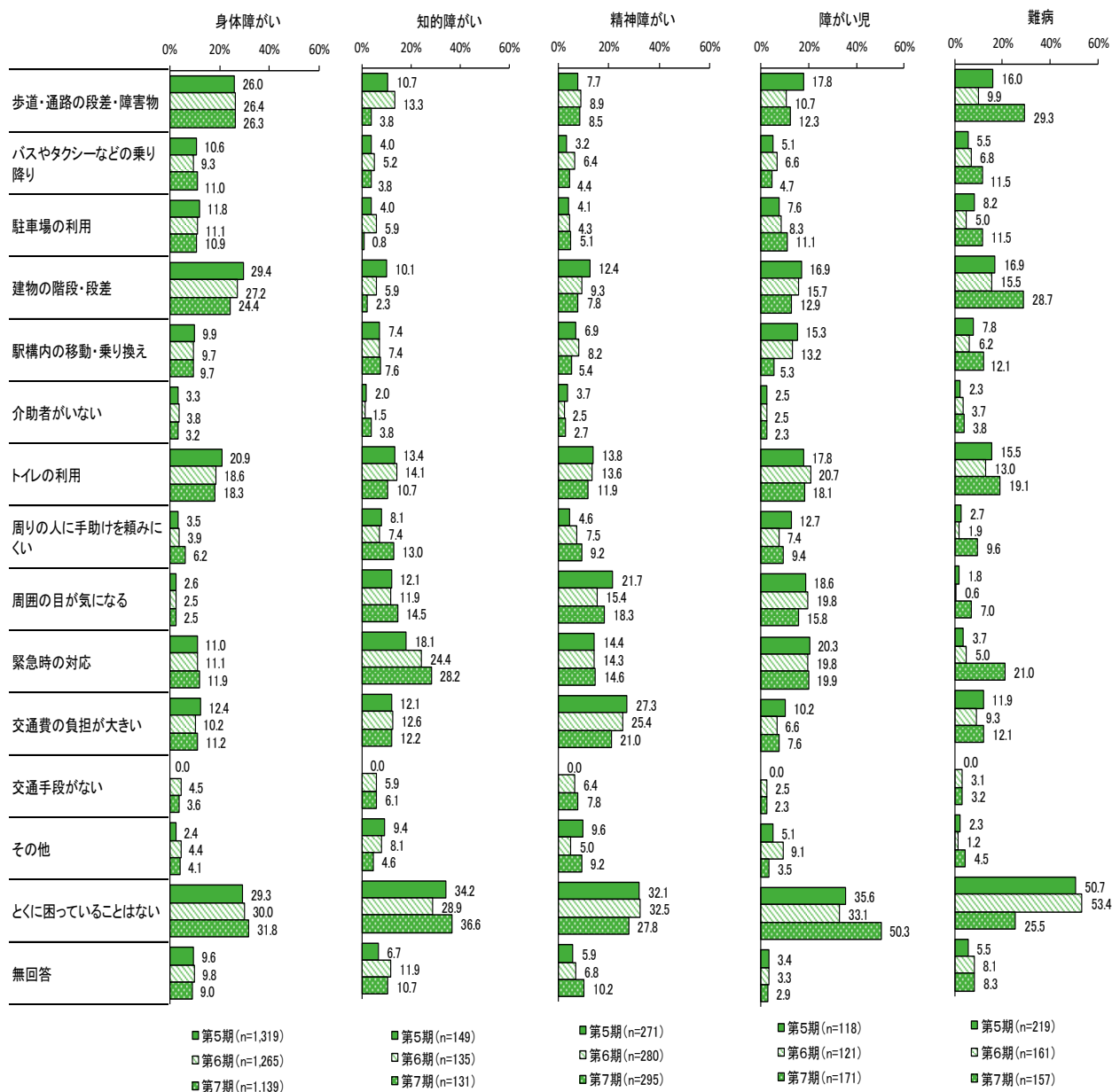
精神障がいのある人では「交通費の負担が大きい」が減少傾向であるものの、他の障がいに比べ高くなっています。

障がいのある児童では「緊急時の対応」が第5期から第7期のいずれも2割前後と高くなっています。

難病の人では「歩道・通路の段差・障害物」、「建物の階段・段差」、「緊急時の対応」が第5期及び第6期に比べ第7期で高くなっています。

一方、「建物の階段・段差」を理由とする割合は、難病の人を除いて減少傾向にあります。

図表 外出時の困りごとについて（複数回答）



⑥就労における配慮について

障がいのある人の就労促進に必要な配慮は、身体障がいのある人では「就労に関する相談体制の充実」「障がいの状況にあわせた柔軟な就業体制（仕事の内容や勤務時間）」「通勤や移動に対する配慮や支援」「職場内でのコミュニケーションや作業の支援（ジョブコーチ派遣事業など）」「法定雇用率の強化や達成促進による雇用先の増加」は第5期から第7期にかけて上昇傾向にあります。

知的障がいのある人の「就労に関する相談体制の充実」「障がい者向けの求人情報の充実」「障がいの状況にあわせた柔軟な就業体制（仕事の内容や勤務時間）」「通勤や移動に対する配慮や支援」「職場内でのコミュニケーションや作業の支援（ジョブコーチ派遣事業など）」「法定雇用率の強化や達成促進による雇用先の増加」は第5期から第7期にかけて上昇傾向にあります。

精神障がいのある人の「障がい者向けの求人情報の充実」「職場内での障がいに対する理解」「就業を希望する人と事業主のニーズ調整（トライアル雇用事業など）」は第5期から第7期にかけて上昇傾向にあります。

難病の人は「通勤や移動に対する配慮や支援」「職場内でのコミュニケーションや作業の支援（ジョブコーチ派遣事業など）」は第5期から第7期にかけて上昇傾向にあります。

図表 就労促進に必要な配慮（身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病、複数回答）

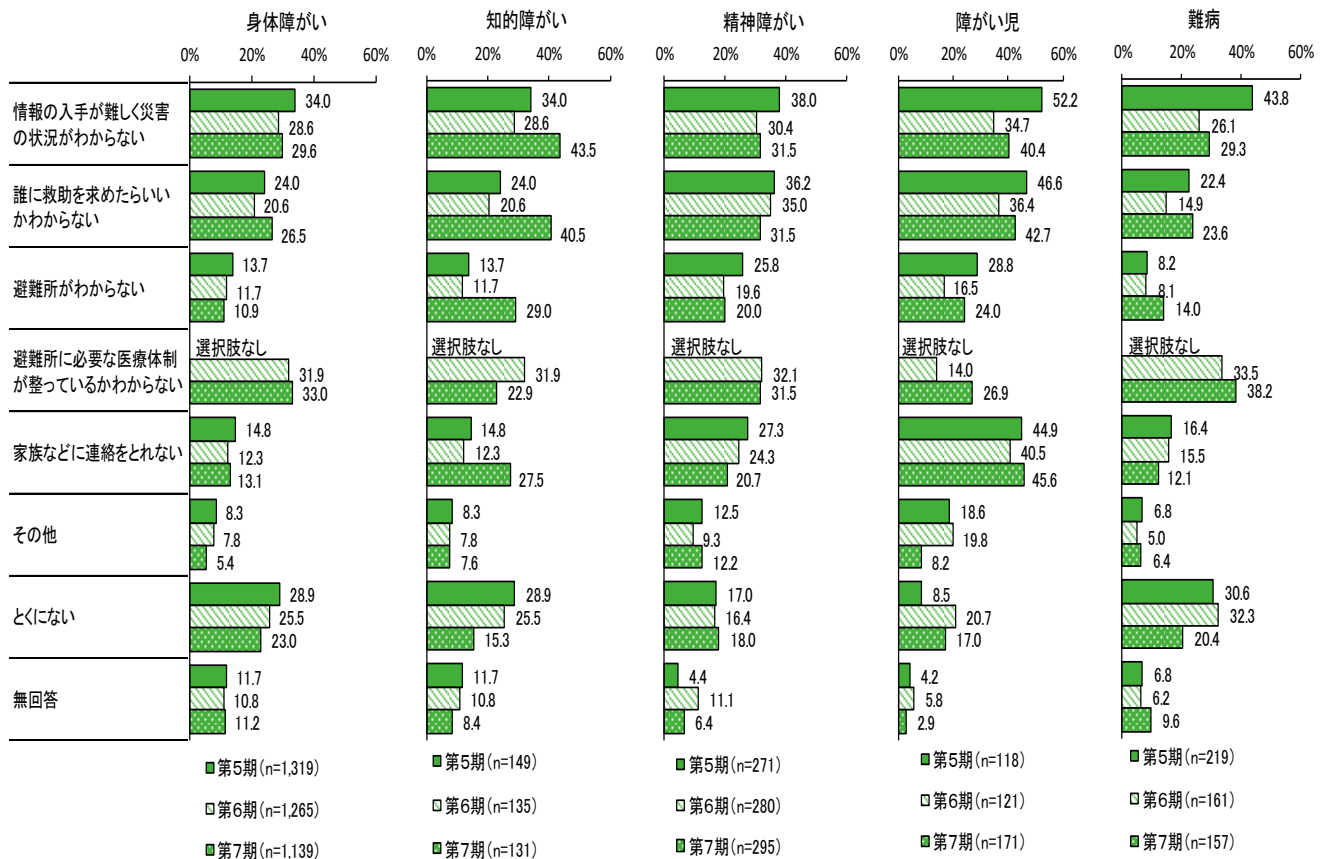


⑦災害対策について

<災害時に不安に思うこと>

地震などの災害時に不安に思うことについては、いずれの障がいも第5期と比べおおむね低下していますが、第5期の調査項目にはなかった「避難所に医療体制が整っているかわからない」は障がいのある児童以外で、20~30%台の高い率となっています。また、第6期と比べると、知的障がいのある人の「家族などに連絡をとれない」は15.2ポイント高くなっています。

図表 災害時に不安に思うこと（身体障がい・知的障がい・精神障がい・障がい児・難病、複数回答）



<避難所で困ること>

災害時に避難所で困ることは、身体障がいのある人では第5期から第7期のいずれも第1位は「トイレのこと」、第2位は「薬や医療（治療）のこと」となっています。

知的障がいのある人では「コミュニケーションのこと」と「トイレのこと」を上位にあげています。

精神障がいのある人では第5期から第7期で順位に変化はなく、第1位は「薬や医療のこと」、第2位は「トイレのこと」、第3位は「プライバシー保護のこと」となっています。

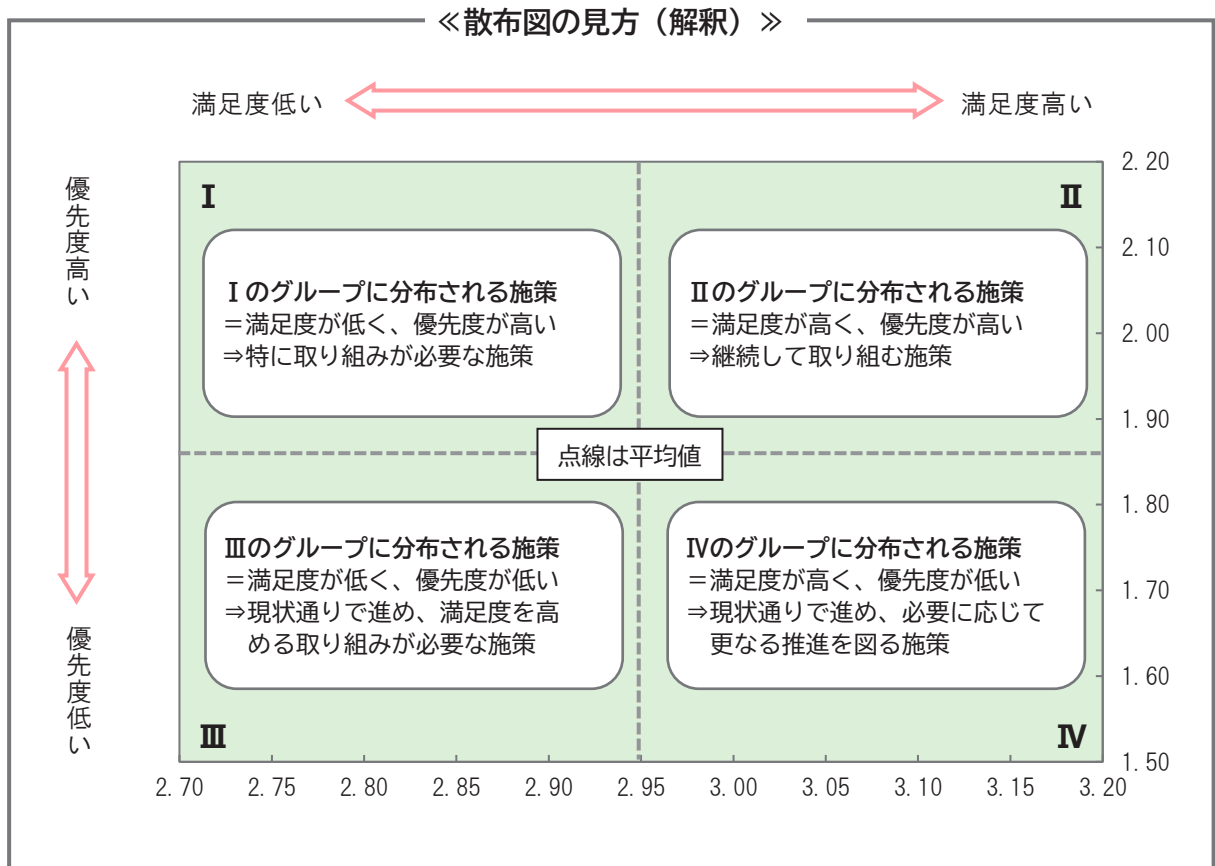
図表 災害時に避難所で困ること（主なもの3項目、身体障がい・知的障がい・精神障がい、複数回答）
単位：n=人、他=%

		身体障がい 第5期 n=1,319 第6期 n=1,265 第7期 n=1,139		知的障がい 第5期 n=149 第6期 n=135 第7期 n=131		精神障がい 第5期 n=271 第6期 n=280 第7期 n=295	
		項目	%	項目	%	項目	%
1	第5期	トイレのこと	63.3	コミュニケーションのこと	47.0	薬や医療のこと	69.0
	第6期	トイレのこと	64.5	トイレのこと	45.2	薬や医療のこと	60.7
	第7期	トイレのこと	65.0	コミュニケーションのこと	48.1	薬や治療のこと	61.7
2	第5期	薬や医療のこと	51.3	トイレのこと	45.0	トイレのこと	56.5
	第6期	薬や医療のこと	46.5	コミュニケーションのこと	43.7	トイレのこと	59.6
	第7期	薬や治療のこと	46.3	トイレのこと	42.7	トイレのこと	53.6
3	第5期	避難所で過ごすこと自体が難しい	34.3	避難所で過ごすこと自体が難しい	42.3	プライバシー保護のこと	42.8
	第6期	避難所で過ごすこと自体が難しい	32.5	避難所で過ごすこと自体が難しい	42.2	プライバシー保護のこと	42.1
	第7期	プライバシー保護のこと	30.7	薬や治療のこと	42.0	プライバシー保護のこと	43.1

⑧障がい者福祉施策への満足度・優先度

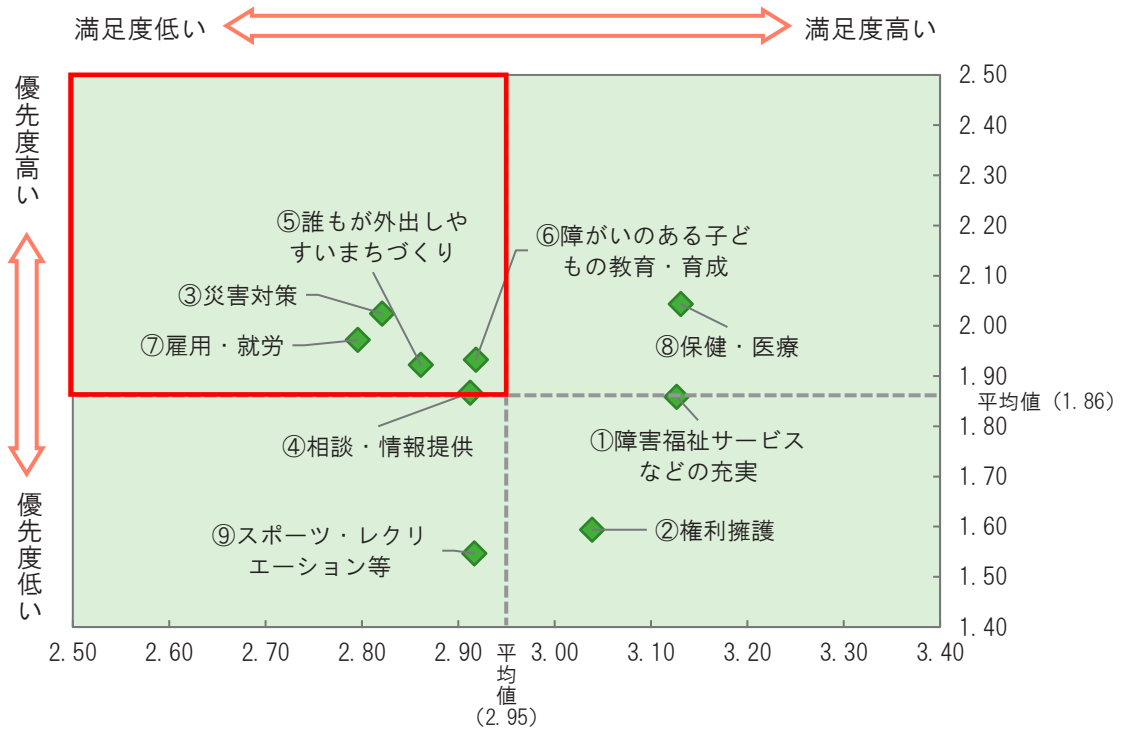
○障がい者及び障がい児アンケートの満足度・優先度の結果を踏まえて、本市における重点課題を抽出しました。

障がい者施策に関わる9分野について、「満足度」は5段階、「優先度」は3段階に点数化し、縦軸を「優先度」、横軸を「満足度」の散布図を作成しています。ポイントとしては、優先度が高く、満足度が低い分野を最重点分野として捉え、今後の施策を検討していく必要があります。



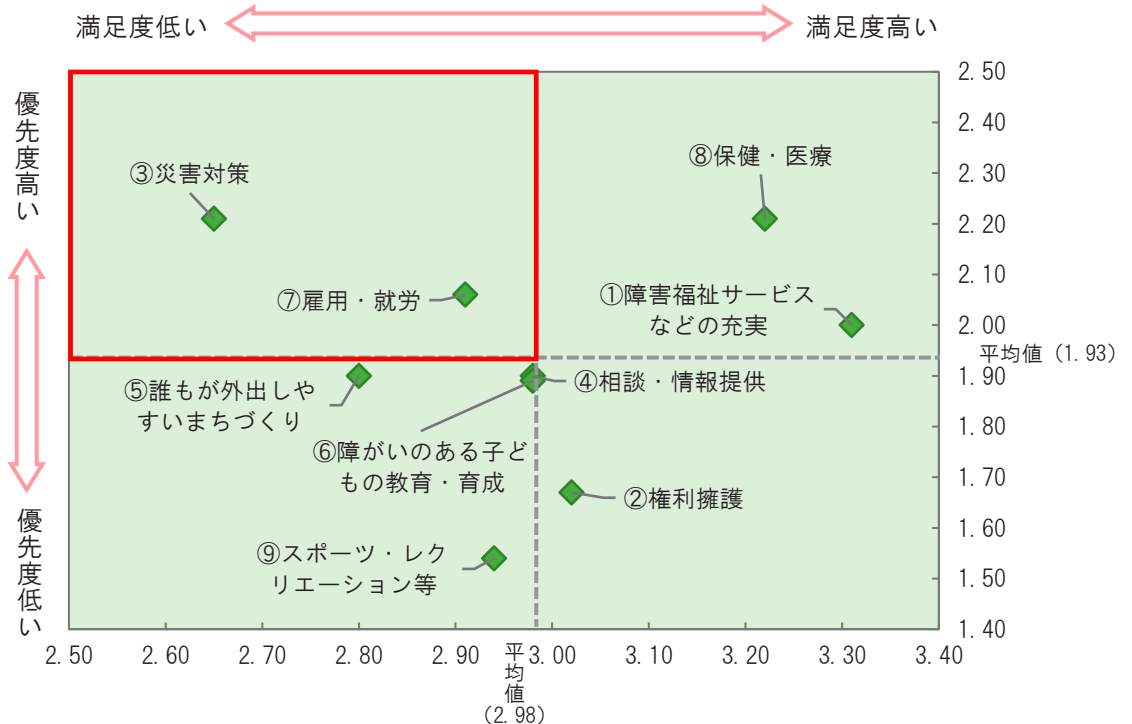
(全体) 現在の満足度と今後の優先度

全体の結果としては、「③災害対策」「④相談・情報提供」「⑤誰もが外出しやすいまちづくり」「⑥障がいのある子どもの教育・育成」「⑦雇用・就労」が重点分野と考えられます。



(重複) 現在の満足度と今後の優先度

今回の調査で、今までの調査では把握していなかった重複の障がいの分析を行いました。その結果「③災害対策」「⑦雇用・就労」が重点分野と考えられます。⑧保健・医療は優先度、満足度ともに、すべての項目の平均値より高くなっており一定の評価はされていることがうかがえます。

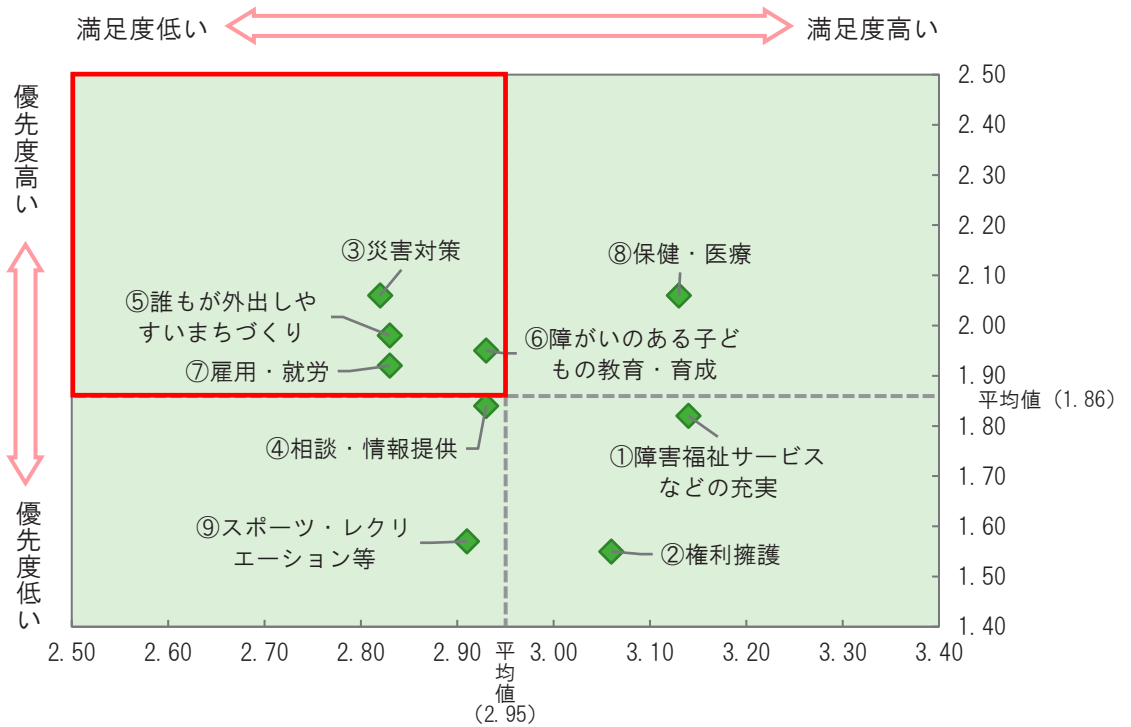


(身体) 現在の満足度と今後の優先度※前回調査との比較

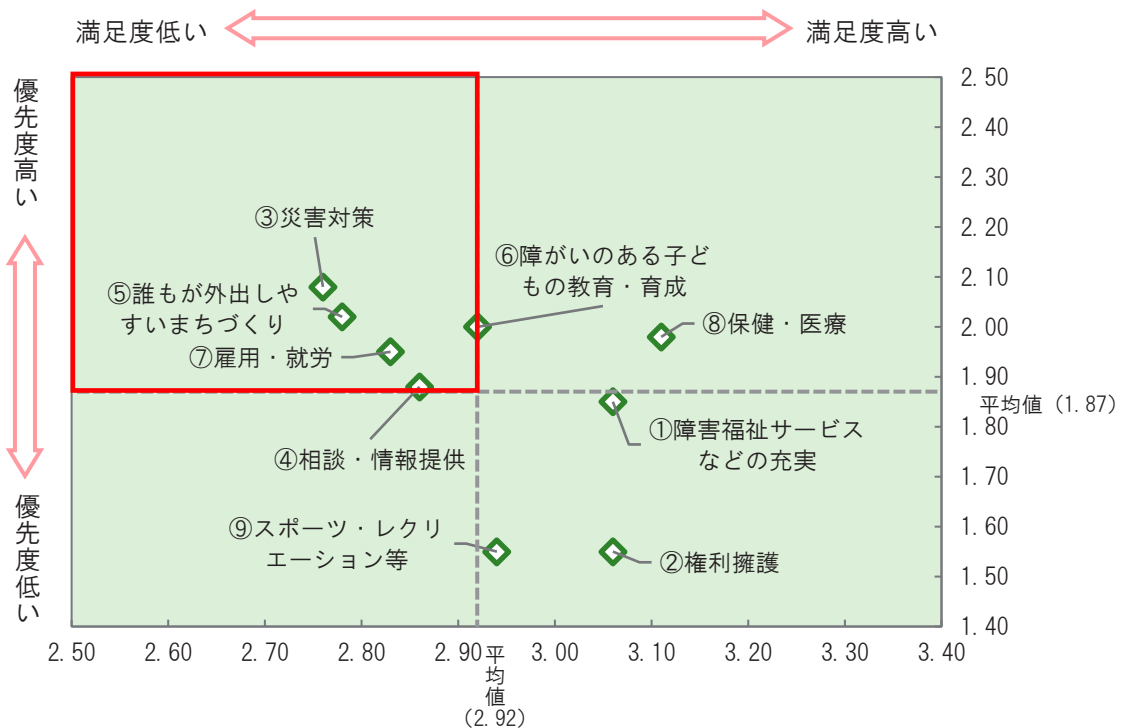
身体障がいの結果としては、「③災害対策」「⑤誰もが外出しやすいまちづくり」「⑥障がいのある子どもの教育・育成」「⑦雇用・就労」が重点分野と考えられます。

前回調査との比較をみると、優先度が高く満足度が低い重点分野の大きな変化は見られません。引き続き施策の充実に努める必要があります。

《今回調査》



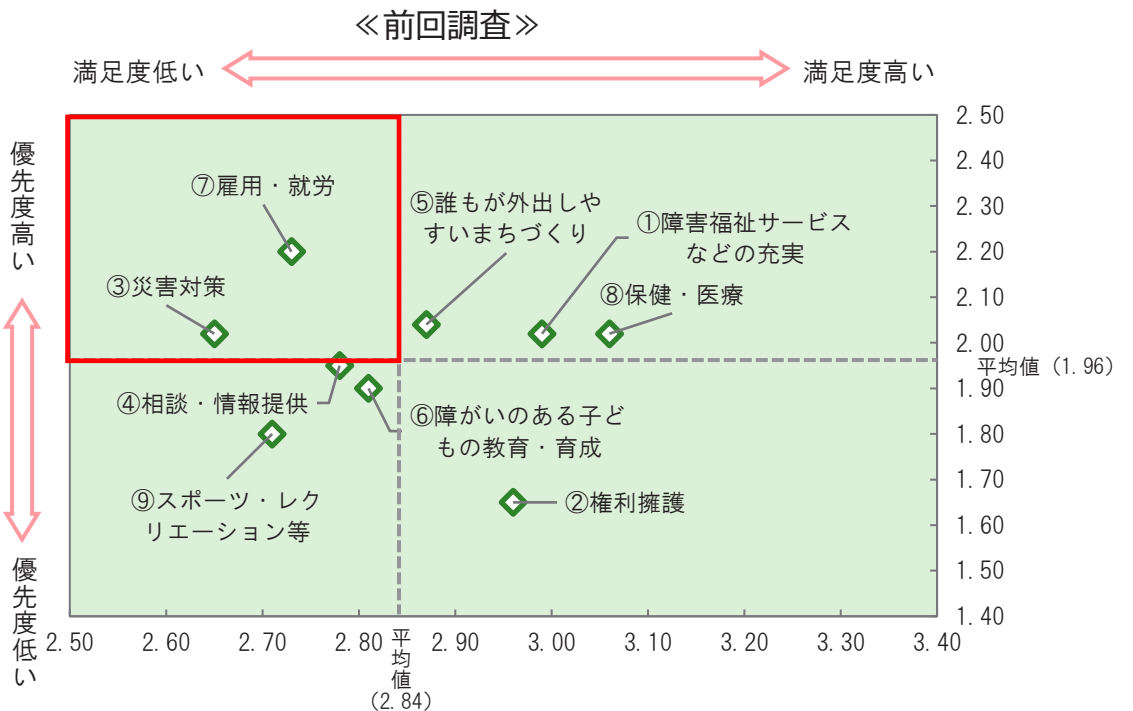
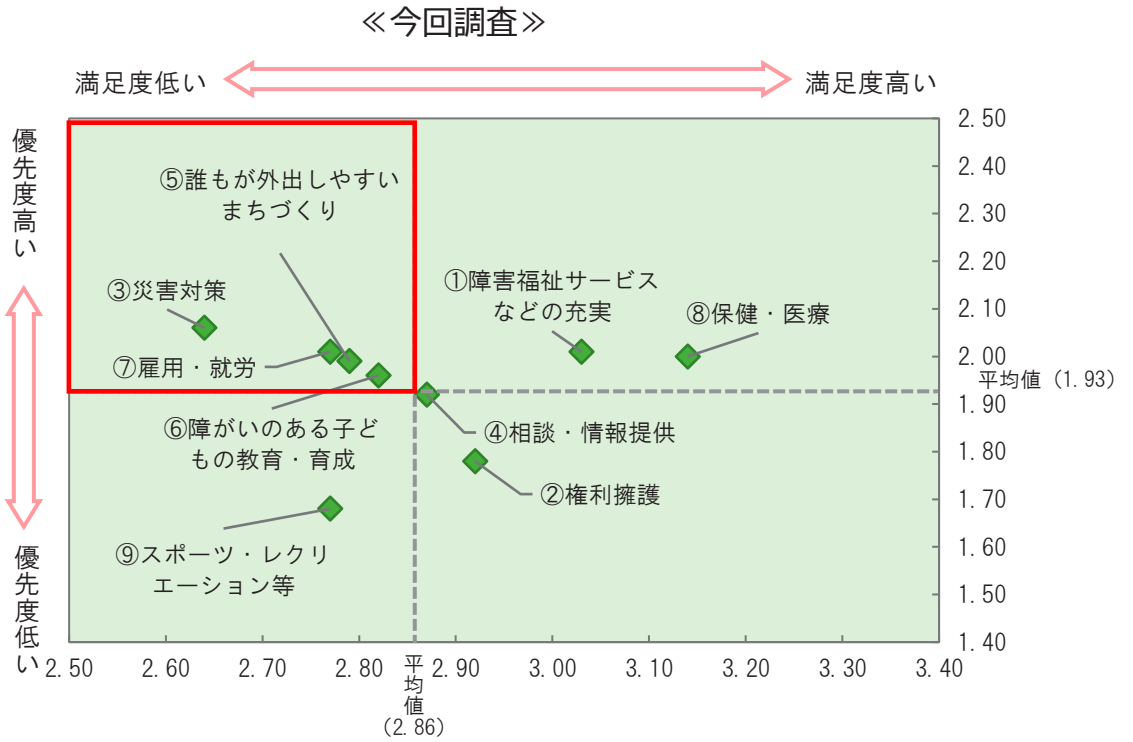
《前回調査》



(療育) 現在の満足度と今後の優先度※前回調査との比較

知的障がいの結果としては、「③災害対策」「⑤誰もが外出しやすいまちづくり」「⑥障がいのある子どもの教育・育成」「⑦雇用・就労」が重点分野と考えられます。

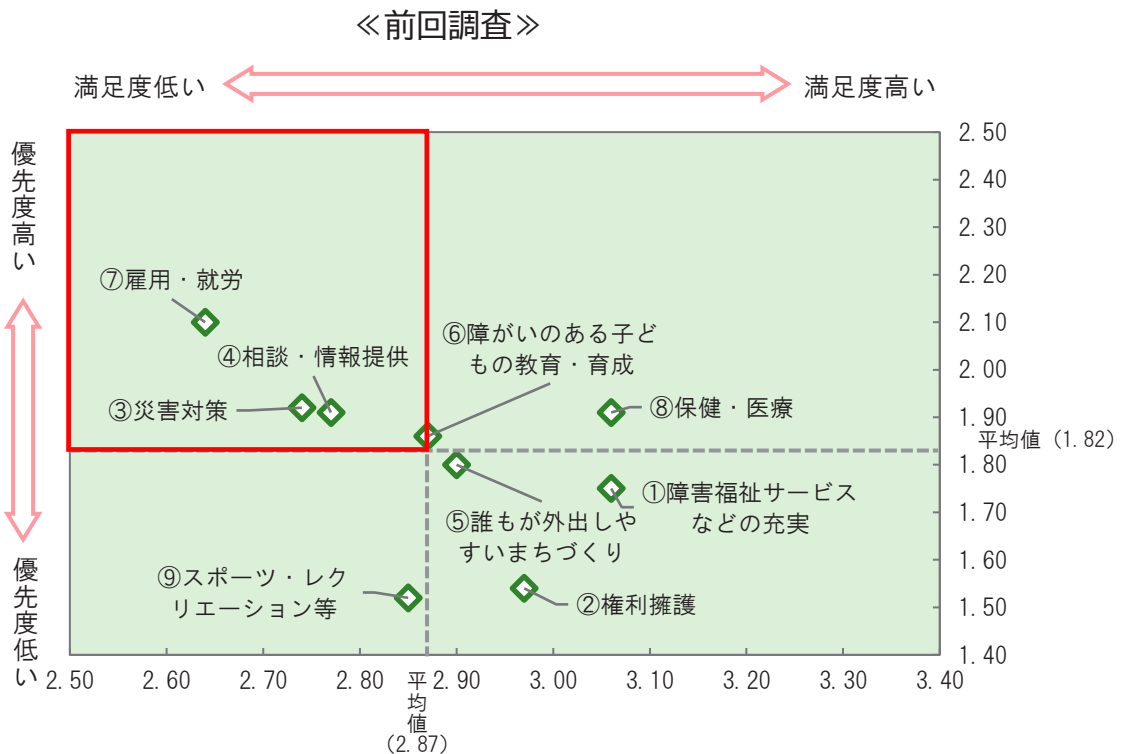
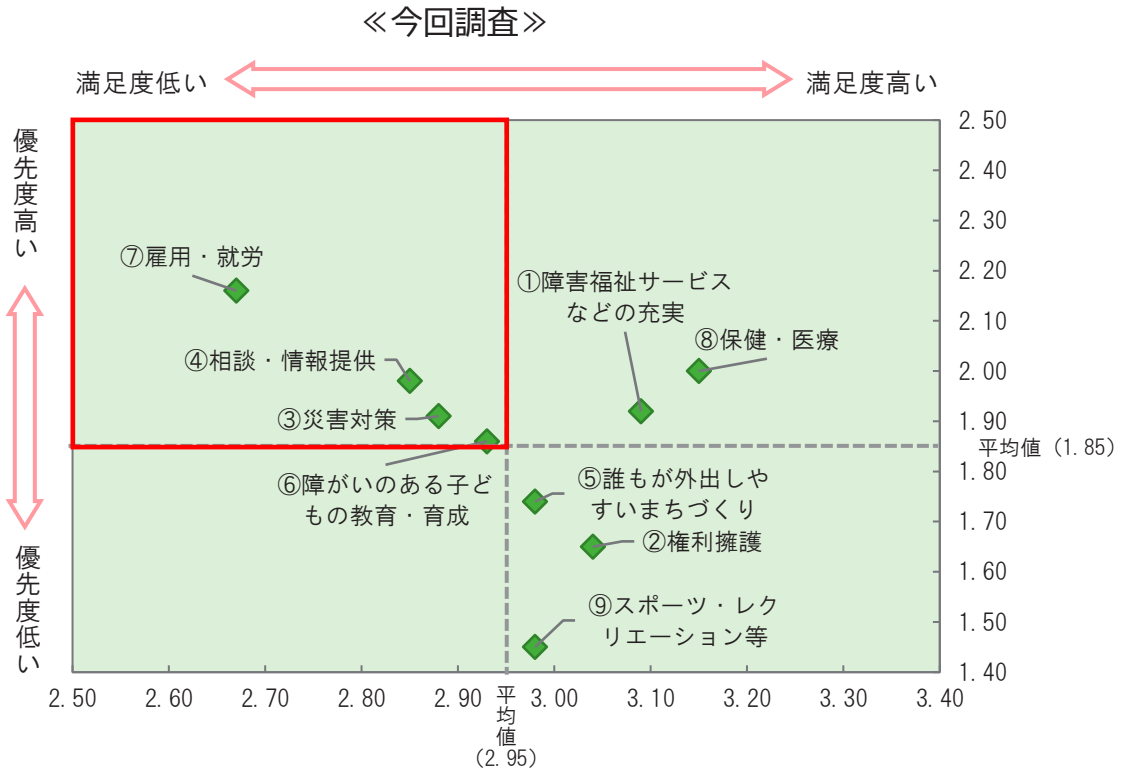
前回調査との比較をみると、重点分野は「③災害対策」と「⑦雇用・就労」だけでしたが、「⑤誰もが外出しやすいまちづくり」と「⑥障がいのある子どもの教育・育成」が新たに重点分野となっているので、取り組みを振り返り、満足度の向上を目指していく必要があります。



(精神) 現在の満足度と今後の優先度※前回調査との比較

精神障がいの結果としては、「③災害対策」「④相談・情報提供」「⑥障がいのある子どもの教育・育成」「⑦雇用・就労」が重点分野と考えられます。

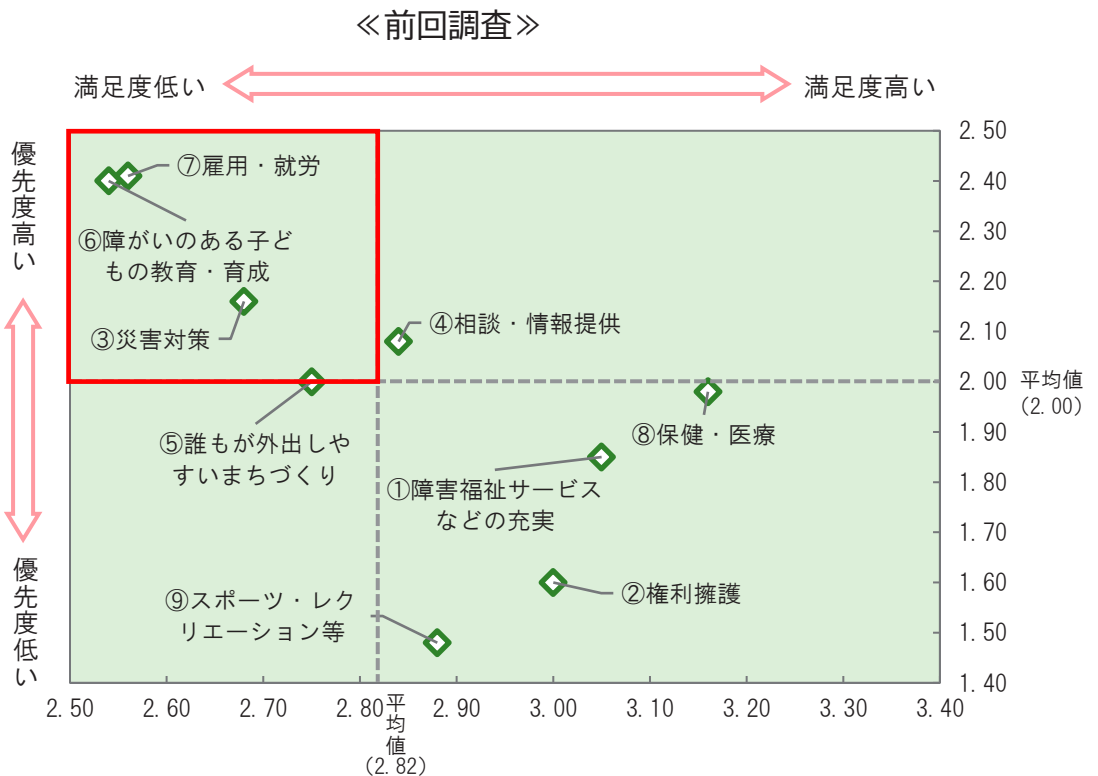
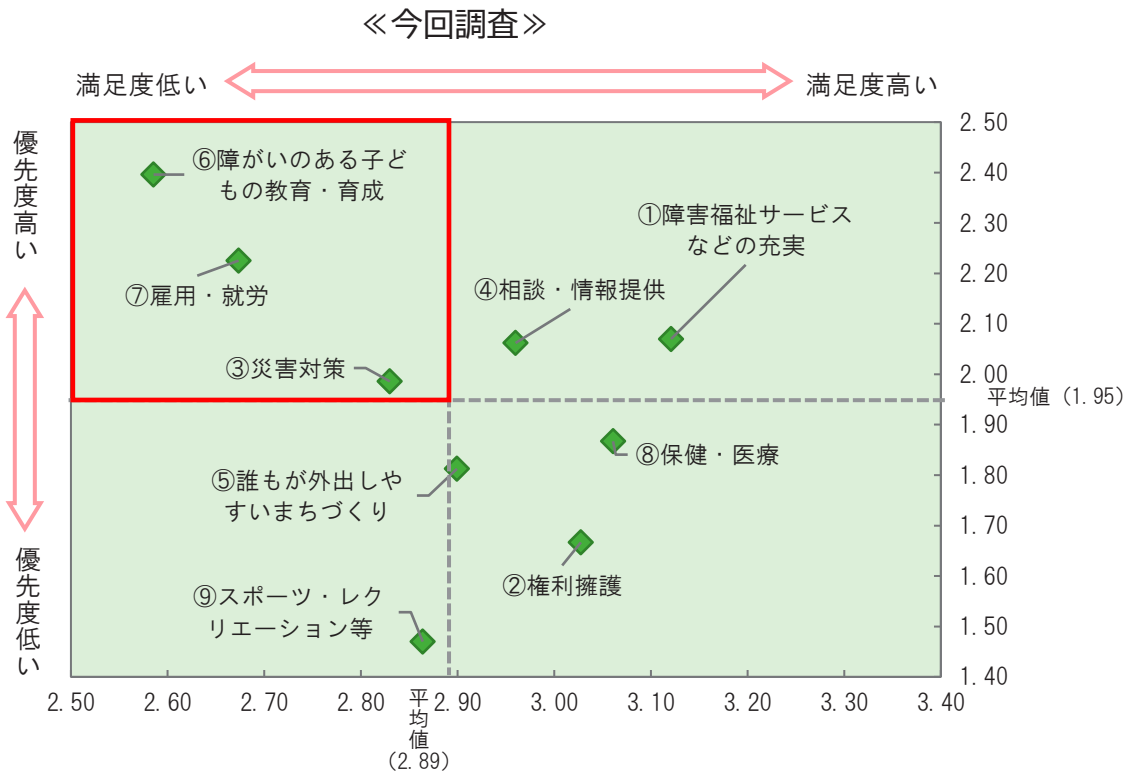
前回調査との比較をみると、「③災害対策」「④相談・情報提供」「⑥障がいのある子どもの教育・育成」「⑦雇用・就労」の4項目は、変わらず重点分野となっており、引き続き施策の充実に努める必要があります。



(障がい児) 現在の満足度と今後の優先度※前回調査との比較

障がい児の結果としては、「③災害対策」「⑥障がいのある子どもの教育・育成」「⑦雇用・就労」が重点分野と考えられます。

前回調査との比較をみると、「③災害対策」「⑥障がいのある子どもの教育・育成」「⑦雇用・就労」の3項目は、変わらず重点分野となっています。特に「⑦雇用・就労」は満足度が下がり優先度が高くなっていることからより具体的なニーズの把握に努める必要があります。



2) 一般市民調査

本市では、障がいのある人もない人も、お互いに個性を尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことができる共生社会の実現をめざし、障がい者福祉施策を推進しています。

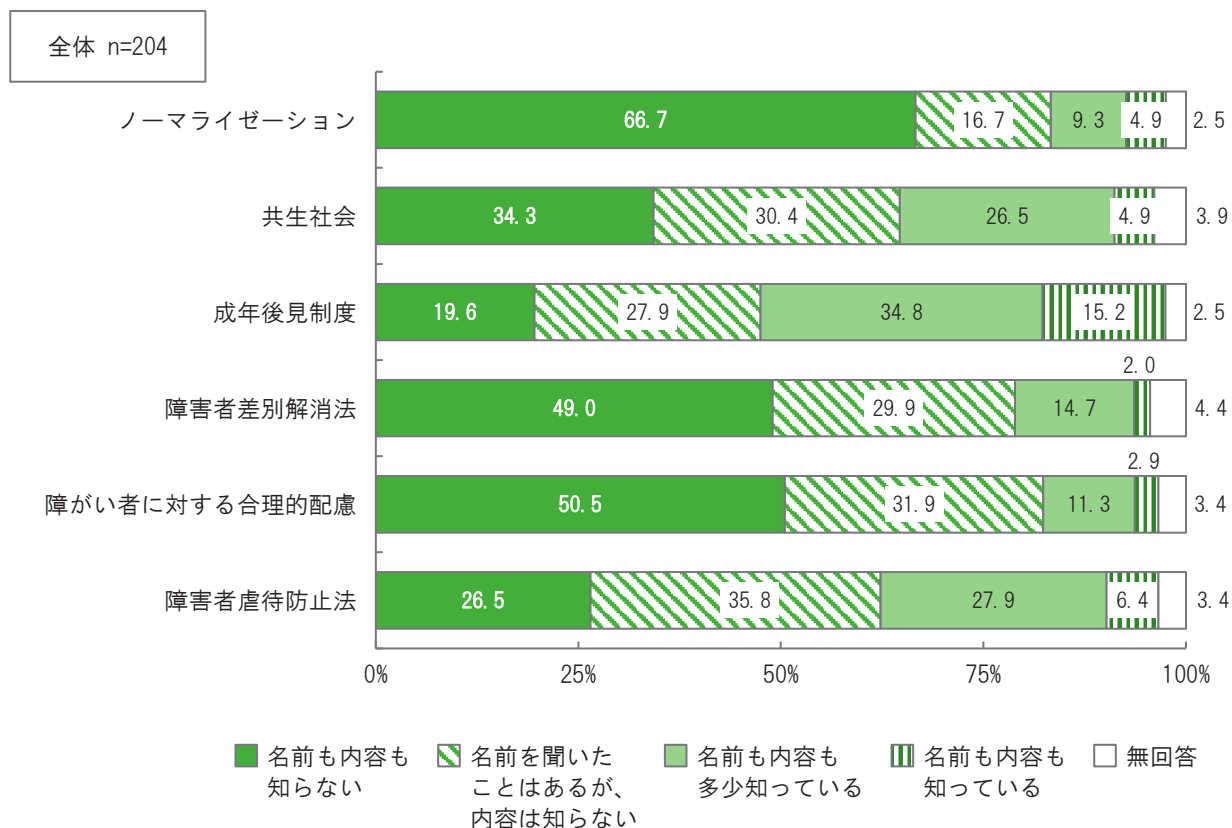
そのため、第7期計画では新たに障がい者手帳をお持ちでない一般市民の方を対象にアンケートを行い、障がいのある人への意識等を把握するとともに、障がいのあるなしによる回答差を確認するなど、課題抽出に努めました。

一般市民調査は新たな調査であるため、「第5期」、「第6期」との比較はありません。

①障がい福祉に関わる言葉、制度、法律等の認知度

障がい福祉に関わる言葉、制度、法律等の認知度をみると、「名前も内容も知らない」は『ノーマライゼーション』が66.7%と最も高く、次いで『障がい者に対する合理的配慮』(50.5%)、『障害者差別解消法』(49.0%)となっています。一方、「名前も内容も知っている」は『成年後見制度』が15.2%と最も高く、次いで『障害者虐待防止法』(6.4%)となっています。

図表 障がい福祉に関わる言葉、制度、法律等の認知度

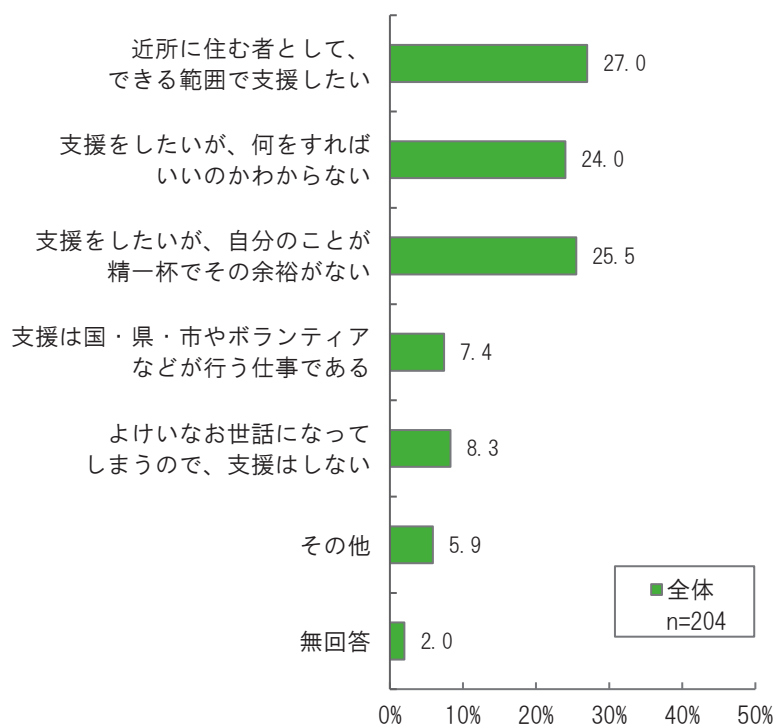


②障がいのある人やその家族に対する日常的な支援

日常的な支援への考えは、「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が27.0%と最も高く、次いで「支援をしたいが、自分のことが精一杯でその余裕がない」が25.5%、「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」が24.0%となっています。

調査結果から多くの方が支援したいという意向を持っており、支援の必要な人と支援したい人をつなぐ仕組みづくりが必要と考えられます。

図表 障がいのある人やその家族に対する日常的な支援



3) 事業所調査

障がいのあるなしに関わらず、誰もがその能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるような社会の実現を目指し、障がい者の雇用施策の推進を図るため、事業所調査を通じ、障がい者雇用の実情、また各事業所の今後の障がい者雇用への意向の把握を目的に実施しました。

①障がいのある方の企業就労を促進するために必要な配慮

障がいのある方の企業就労を促進するために必要な配慮は、「障がいの程度にあわせ、働き方（仕事の内容や勤務時間）が柔軟であること」が63.4%と最も高く、次いで「職場内で障がい者に対する理解があること」が62.0%、「就業希望者と事業主のニーズが調整されること」が43.7%となっています。

図表 障がいのある方の企業就労を促進するために必要な配慮



②関係機関の取組・施策に期待すること

障がい者の雇用を進める上で関係機関による取組及び支援に期待することは、「賃金の助成制度の拡充」が47.9%と最も高く、次いで「障がい者雇用支援設備・施設・機器の設置のための助成・援助」が46.5%となっています。

図表 関係機関の取組・施策に期待すること



4 団体及び事業所アンケート・ヒアリング調査

(1) アンケート調査の概要

本計画策定のための基礎資料とすることを目的に、関係団体及び事業者を対象として、アンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

<調査の概要>

調査目的	尾張旭市第7期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定の基礎資料として、調査を実施するもの。
調査対象	①尾張旭市内の関係団体（対象件数 17 団体） ②尾張旭市内の障がい福祉サービス提供事業所（対象事業所 67 事業所）
調査期間	令和4年12月20日～令和5年1月31日
調査方法	郵送配布・回収、ヒアリング

<回収状況>

	配布数	回収数	有効	無効
①関係団体調査	17 100.0%	11 68.8%	11 68.8%	0 0.0%
②事業者調査	67 100.0%	41 61.2%	41 61.2%	0 0.0%

※下段は率

(2) ヒアリング調査の概要

本計画策定のための基礎資料とすることを目的に、障がいのある人の関係団体、障害福祉サービス等事業所の中から抽出し、尾張旭市における障がいのある人を取り巻く現状や課題、今後の方向性などをお聞きするヒアリング調査を実施しました。

<ヒアリング調査の対象団体>

対象団体	種別
精神障がい者家族会こころねっと	関係団体
あいち子ども包括支援協会	関係団体
児童発達支援センター 楽田 RAKUDA	児童発達支援センター
おこめ	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
障がい者就労支援事業所 ジョブウェル	就労移行支援、就労定着支援
ひまわり福祉会 (くすの木、ひまわり)	就労継続支援B型、生活介護
心暖	就労継続支援B型、自立訓練（生活訓練）
なごやかステーション	就労継続支援A型
尾張旭市障がい児者家族ネットワーク ウィッシュ	関係団体
そらのとり	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

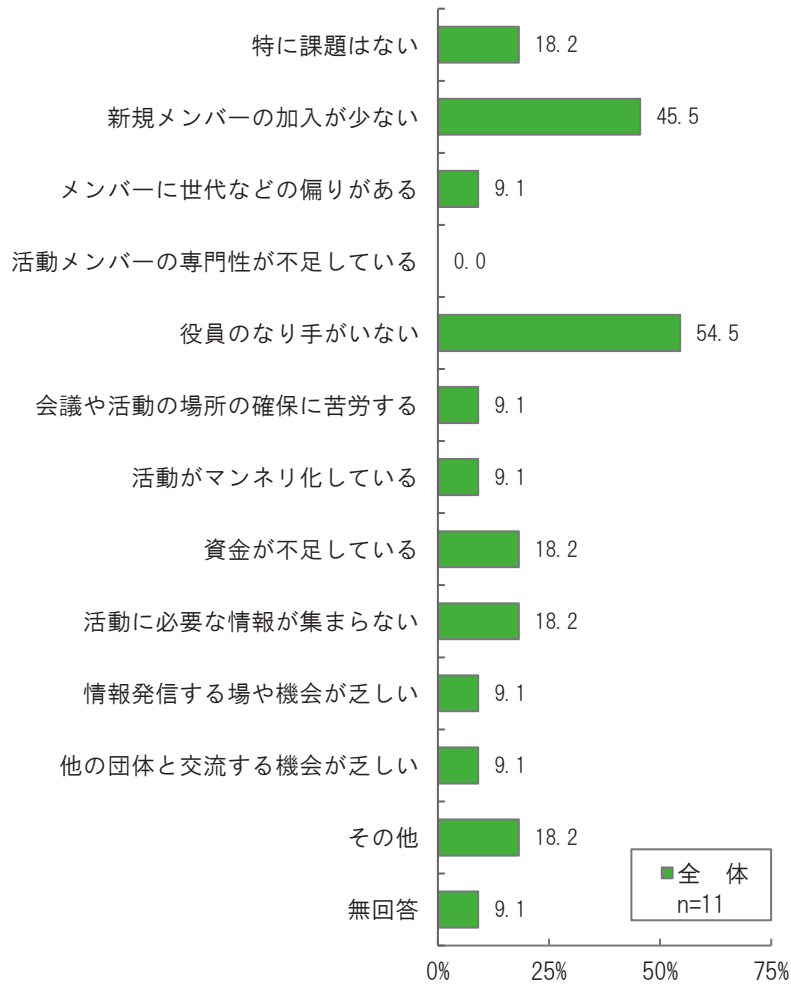
(3) アンケート調査の結果概要

1) 関係団体調査

①活動上の課題

活動上の課題をみると、「役員のなり手がいない」が54.5%と最も高く、次いで「新規メンバーの加入が少ない」が45.5%となっています。

図表 活動上の課題



②不足していると思う福祉サービス・支援

不足していると思う福祉サービスや支援については、さまざまなサービスで不足しているという意見をいただきました。特に、グループホームに関する意見が多くみられました。

図表 不足していると思う福祉サービス・支援

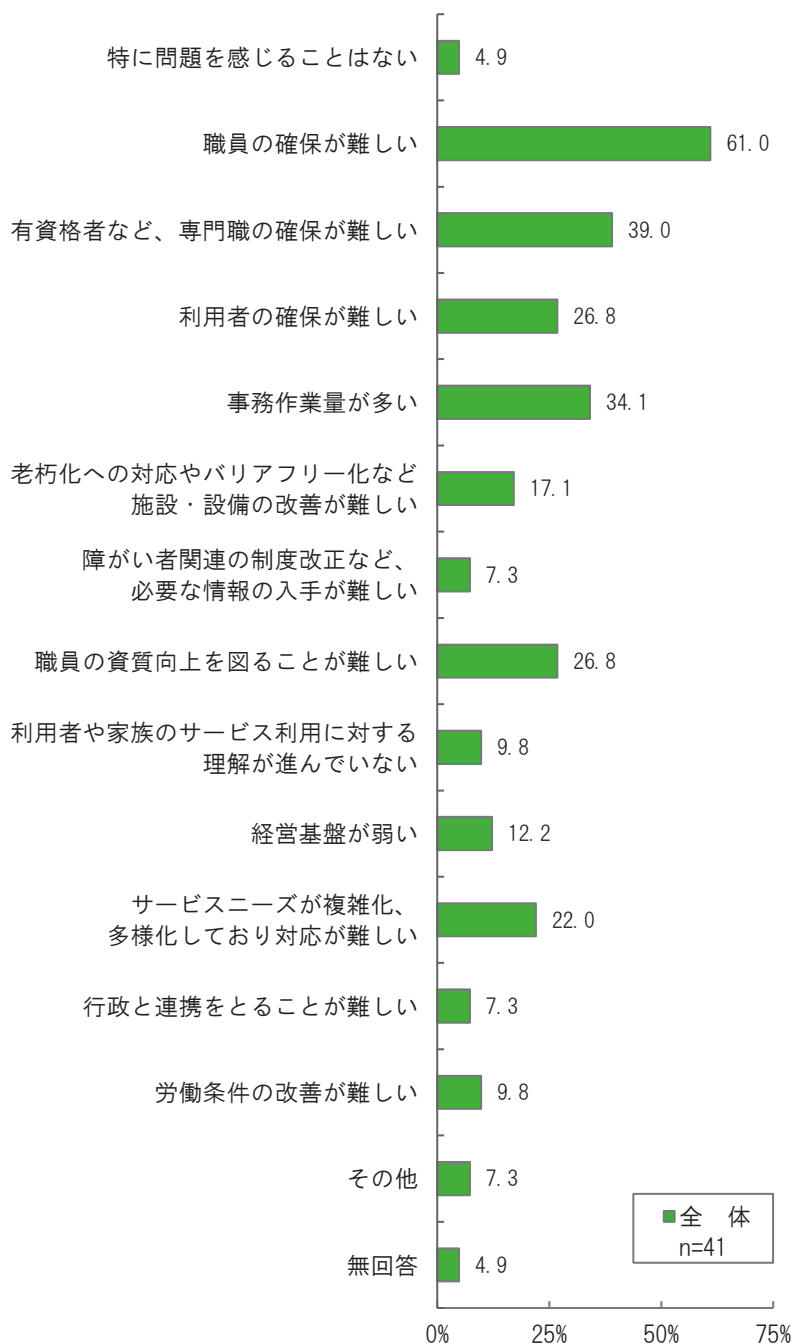
不足していると思う福祉サービス・支援	その理由
同行援護	○家族介助者と本人との性別が違う場合、男女別々のトイレが利用できないなどの不便があるため、外出時の付き添い支援が必要。
行動援護	○会計の時や、荷物の上げ下げなど、目や手を離しやすい環境の時に支援してもらえると安全安心・外出先の選択が増える。
重度障害者等包括支援	○昨年重度の障がい児の就学に関する相談をうけた際、相談する場の不足を感じた。
生活介護	○家族介助者と本人との性別が違う場合、男女別々のトイレが利用できないなどの不便があるため、外出時の付き添い支援が必要。 ○会計の時や、荷物の上げ下げなど、目や手を離しやすい環境の時に支援してもらえると安全安心・外出先の選択が増える。
就労継続支援A型（雇用型）	○特別支援学校卒業後の受け皿となる雇用先が必要と考えるため。
就労継続支援B型（非雇用型）	○特別支援学校卒業後の受け皿となる雇用先が必要と考えるため。
自立生活援助	○私たちのグループホームの子どもたちが成人し、今後自立していくためには、生活の援助を受けられるサービスが必要と考えるため。
共同生活援助 （グループホーム）	○グループホームの数が少ない。 ○できれば公立のグループホームがあるとよいと思う。 ○将来、親なき後子どもがどのような所で幸せに暮していけるのか、そしてそのような場所や支援者が充実しているとは思えない。
施設入所支援	○グループホームの数が少ない。 ○できれば公立のグループホームがあるとよいと思う。
計画相談支援	○計画相談が受けられる場が少ないと聞いているため。
移動支援事業	○会計の時や、荷物の上げ下げなど、目や手を離しやすい環境の時に支援してもらえると安全安心・外出先の選択が増える。
児童発達支援	○色々な事業所の中から利用者が自由に選択できるとよいので事業所が増えるとよいと思う。
保育所等訪問支援	○インクルーシブ教育を推進していくために保育所等訪問支援は大切だと思う。
医療型児童発達支援	○医療ケアが必要な子を受け入れるデイサービスが少ないと思う。 ○色々な事業所の中から利用者が自由に選択できるとよいので事業所が増えるとよいと思う。
居宅訪問型児童発達支援	○色々な事業所の中から利用者が自由に選択できるとよいので事業所が増えるとよいと思う。
障害児相談支援	○相談支援は児童の担当者が少ない。

2) サービス提供事業所調査

①運営上の課題

運営上の課題は、「職員の確保が難しい」が61.0%と最も高く、次いで「有資格者など、専門職の確保が難しい」が39.0%、「事務作業量が多い」が34.1%となっています。一方、「特に問題を感じることはない」は4.9%となり、ほとんどの事業所は何かしらの課題を感じている状況です。

図表 運営上の課題



②不足していると思う福祉サービス・支援

不足していると思う福祉サービスや支援については、さまざまなサービスで不足しているという意見をいただきました。特に、短期入所は市内、近隣に少ないという意見や、計画相談支援は常に繁忙であるという意見が多くみられました。児童のサービスについては、重症心身障がい児、特に医療的ケア児を受け入れるサービスが不足しているという意見がみられました。

図表 不足していると思う福祉サービス・支援

不足していると思う福祉サービス・支援	その理由
居宅介護（ホームヘルプ）	○ヘルパー不足のため、依頼しても受けしてもらえないケースがある。
重度訪問介護	○施設入居者に訪問時間を出さない。
同行援護	○利用したいという利用者はいるが、どこも空きがない。
行動援護	○利用したいという利用者はいるが、どこも空きがない。
生活介護	○急に支援者不在となった時の対応サービスがなく、延長等でなんとか対応している。 ○入浴を伴う身体障がい等の方の受け入れ事業所が一カ所しかなく、市外への依存度が高い。 ○重症心身障がい者（特に医療的ケアがある方）の受け入れ先が少ない。
自立訓練（機能訓練）	○視覚障がいに対する支援体制がない。
自立生活援助	○就労者など「独立生活意向がある方」に対し、事業所紹介ができていない。
短期入所	○柔軟に対応できる事業所が少ない、そもそも数が少ない。 ○母子、父子家庭で親が病気になった場合等、絶対に必要なサービスで困ることがある。 ○短期入所事業所が近隣に少なく、予約もほとんど取れない、今から利用を考えている利用者に進められる事業所がない。 ○市内に1床しかなく他市へ依存度が高い。 ○短期入所が可能な事業所がない。
共同生活援助 （グループホーム）	○就労者など「共同生活の意向がある方」に対し、事業所紹介ができていない。 ○重症心身障がい者が入所できる受け皿がない。 ○開所から30年以上が経過し、利用者の介助量が増加し家族からのグループホーム入所の希望が多い。 ○親世代の高齢化に伴い、生活できる場の確保が必要。
計画相談支援	○当事業所が計画相談事業所だが、常に繁忙。 ○サービス利用ニーズに対して、絶対的に事業所が少ない、専任の相談員が地域にいない。 ○特定相談支援事業所が少ないため、障がい者基幹相談支援センターに負荷。 ○連携をとれない業者がある。
相談支援事業	○就労以外の生活面での相談が多い。 ○療育を必要としている子が、増加する中で、相談支援事業所の数が少なく、障害児支援利用計画の作成が追いつかないと聞いている。そのためすぐにでも支援を受けた方がいいと思われる子どもが適切な支援の場に接続されるのが遅くなってしまっている現状があるように感じる。

不足していると思う 福祉サービス・支援	その理由
移動支援事業	○報酬単価が低いため、受けてもらえない事業所が多い。
日中一時支援事業	○報酬単価が低いため、受けてもらえない事業所が多い。
児童発達支援	○内容ある療育が行われていないと思う。 ○サービスを必要としている児童が長時間利用できる児童発達支援が少ない。 ○色々な事業所の中から利用者が自由に選択できると良いので、事業所が増えると良いと思う。
放課後等デイサービス	○内容ある療育が行われていないと思う。 ○重症心身障がい者（特に医療的ケアがある方）の受け入れ先が少なく、家族が休むためのレスパイト、短期入所施設も少ない。また呼吸器など使用し、外出が難しい子どもが療育へなかなか安定して通えない。
保育所等訪問支援	○内容ある療育が行われていると思う。 ○インクルーシブ教育を推進していくために保育所等訪問支援は大切だと思う。
医療型児童発達支援	○重症心身障がい者（特に医療的ケアがある方）の受け入れ先が少なく、家族が休むためのレスパイト、短期入所施設も少ない。また呼吸器など使用し、外出が難しい子どもが療育へなかなか安定して通えない。 ○手帳のない子どものサービス利用と、その子達を支援する事業所は増えているが、医療的ケア児に対する支援施設や事業所は、県内の指定事業所一覧等を見ても、新規参入は多くなく、ニーズに対しての数値目標が達成しているのか、疑問に思っている。また、計画を立てている各自治体の相談員と話をすることがあるが、その席上でも、医療的ケア児の受け入れ先が乏しいとの事を聞いている。 ○色々な事業所の中から利用者が自由に選択できると良いので、事業所が増えると良いと思う。
居宅訪問型児童発達支援	○色々な事業所の中から利用者が自由に選択できると良いので、事業所が増えると良いと思う。
医療型障害児入所施設	○重症心身障がい者（特に医療的ケアがある方）の受け入れ先が少なく、家族が休むためのレスパイト、短期入所施設も少ない。また呼吸器など使用し、外出が難しい子どもが療育へなかなか安定して通えない。 ○手帳のない子どものサービス利用と、その子達を支援する事業所は増えているが、医療的ケア児に対する支援施設や事業所は、県内の指定事業所一覧等を見ても、新規参入は多くなく、ニーズに対しての数値目標が達成しているのか、疑問に思っている。また、計画を立てている各自治体の相談員と話をすることがあるが、その席上でも、医療的ケア児の受け入れ先が乏しいとの事を聞いている。
障害児相談支援	○相談支援は児童の担当者が少ない。

（４）障がい福祉の各分野に対する意見（アンケート及びヒアリング）

①障害福祉サービスなどの充実

<関係団体>

- 成人向けは長く利用している人が多いと思うので、飽きてしまわない様に、バリエーションを増やしたり、季節毎のイベントなど企画してもらえるといいと思う。
- 放課後等デイサービスは、子どもの特性や体調にあわせて選べる様に、サービスや事業所を増やしてもらえるといいと思う。
- サービスについて知らない方が多いと感じるので、子どもの発達に不安を感じたときの相談先やその後の支援、成長に併せて必要な体制など保護者が見通しをもてる情報発信があるとよいと思う。

<事業所>

- 「親亡き後の生活の場」の確保、支援体制の整備。
- 子どもに関わる各分野（教育・福祉・行政・医療）が協調できていない。
- 障害福祉サービスを受けられる子どもたち（保護者）や事業所にわかりやすい、サービス利用の道すじ（見通し）を示してもらえると安心できる。
- 保護者支援ペアレントトレーニング。
- 重症心身障がいの方が、学校卒業後に利用できる長時間の支援がない。（保護者の労働時間をカバーできない）

②権利擁護

<関係団体>

- 課題に直面することは少ないですが、将来に備えて情報を知りたい方は多い。
- 相談のしやすさ、成年後見制度の利用促進等による権利擁護体制の充実。
- もっと勉強会などをして欲しい。成年後見をつけないと焦るばかりで何からしてよいのかわからない。

<事業所>

- 「権利擁護を知る事ができる機会」の増加。（権利擁護そのものを知らない方が多い）
- ネグレクトの問題等、緊急性を意識して対応できるネットワークづくりが急がれる。
- 虐待防止委員を設置しているが、研修など充実させたい。
- 障がい者基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実、制度の促進。

③災害対策

<関係団体>

- 私たちの団体の障がいのある子（成人）の半数は自閉症などの避難生活が難しい子たちなので、自宅が無事であれば自宅で避難生活を送りたいと考えている。又は車中泊など、あまり他人と接しない場での生活が望ましいと思っている。
- 市総合防災訓練に難聴者のノートテイクで同行した際、体育館の中で福祉課の方が、耳が不自由な人の中には、ろう者だけではなく、中途失聴者や高齢者の人で手話が使えない人もいと話して、ピンクのスカーフ（手話ができますとか耳が不自由です）を見せて話をしていた。この様に地域の人にも周知があるとよい。
- アイ・ドラゴン4を福祉避難所に導入する等、聴覚障がいにあった細かい支援体制を早期に確立してほしい。
- 避難場所での薬のストックや調剤の充実。

<事業所>

- 事業所利用者は事業所で対応できるが、サービスにつながっていない人、相談支援の利用者などの確認は誰がどのようにするのか。
- いつ発生するか分からないということは、職員も利用者にとっても不安がある。地域の方とのつながりを深めていくことで、何か災害が発生した時に“助け合える”関係でいられるよう、地域行事等への参加、交流の情報がほしい。
- 人工呼吸器を装着しているお子さんは1人で電源が4つ必要だったりする。気兼ねなく使えるような福祉避難所は居住エリアに必須だと思う。地域の子どもは地域で守るそんな地域であってほしい。

④相談・情報提供

<関係団体>

- 尾張旭市は相談先が各所に分かっているが、ワンストップ型の窓口があれば、利用者にとっても安心だと思う。
- 家族も当事者も相談しやすい体制、情報提供体制を整える。
- 産後直ぐの障がい児支援。

<事業所>

- 外国の方とのコミュニケーションのやり取りが難しいのか情報や相談事に対して弱い印象。
- 地域全体として相談員の数が必要に追いついていないので相談の取捨選択も必要になる。
- 同事業の方と話すことがあまりないので、そういう場が欲しい。
- どこに相談したらよいか分からない方が多いように感じるため、相談窓口の周知や相談しやすい体制。

⑤誰もが外出しやすいまちづくり

<関係団体>

- ガイドヘルプサービスの充実。ガイドヘルプボランティアを養成し、外出のニーズとガイドヘルプボランティアを調整する。
- 移動のサポートをしてくれる人が増え、利用しやすい環境を作る。
- 手話通訳設置日が限られているため、いつでも好きな時に来ることができない。

<事業所>

- 「アクシデントが発生した場合」への対応。人的支援が必要となった場合、誰（どこの機関）が支援するか。
- あさぴー号の車椅子対応について整備が進んだが利用率が低い。周知に強い発信力が必要。名古屋市では市営の交通機関が無料であるが、尾張旭市では名鉄等の費用負担軽減がないため、就労につながっても交通費が重くのしかかるのが現状。
- 公共施設のバリアフリー化については、トイレや駐車スペースの配慮など進んでいる部分も感じられる一方で、街中の歩道については、広さや排水用の傾斜、歩道と車道間の段差やまだまだ社会側の障がいを強く感じる。

⑥障がいのある子どもの教育・育成

<関係団体>

- 通常の学級に障がいのある子を受け入れるには、学校に人が不足している。教室でじっとしていられず飛び出してしまった時の対応や、授業時のサポートには、各学校にサポーターの配置や手の空いている職員などの人員を増やす必要がある。今のまま通常学級に障がいのある子を入れるには無理があると思う。
- 子ども達に、障がいのある子ども達に出会った時どのようなことに困っているのか、何をしたいのかを知ってもらい、共に生きる教育が根付いていくことを願う。
- インクルーシブ教育の推進には教育、保育と福祉サービスや地域の連携が必要と感じる。今は学校や保育現場での様子が見えにくいと感じるので、もっと情報交換がしたい。

<事業所>

- 専門性（専門職員）の確保。（障がい種別や程度によって、専門性が異なる）
- 地域の学級との交流機会があると良いと思う。
- 教育分野とより深く関わってみたい。
- 支援学級の先生方が放課後等デイサービス・児童発達支援に見学に来たり、学び会を開催できると良い。
- インクルーシブ教育の中心はやはり学校である。学校の教員一人一人がもっと、インクルーシブ教育について理解を深めるべきである。

⑦雇用・就労

<関係団体>

- グレーゾーンの子たちが学校を卒業した後の受け皿になる場が少ない。療育手帳がなく、それでも通常の就職が難しい人たちの就労支援が必要だと思う。また、せっかく就職できても、続かない人も多いと聞くので、そういう人たちの定着支援をもっと充実させてほしい。
- 雇用・就労、就労機会や雇用の場の拡大、障がいのある人の特性に応じた就労支援・定着支援。

<事業所>

- 一般就労へ向けて事業所、利用者が気軽に相談できる場所。
- ハローワークを中心とした雇用に関する説明会、企業の紹介等。
- 障がい福祉事業所間の就労に向けての連携。
- 障がい児が、一般や障がい者雇用、就労支援事業所の利用につながる機会は少ないと感じる。学校教育で受けた就労訓練がその先の生活において生かされないでいくことも多いと感じている。様々な業態において、雇用側の態勢を整えるための施策が行われるとよい。

⑧保健・医療

<関係団体>

- 救急要請した場合、通訳申請（派遣）をしなくても、消防本部から連絡がいき現地の医療機関に通訳者がかけつけるシステムがほしい。
- 障がいの早期発見のための仕組みはできていると思うが、保護者自身が不安を感じたときに相談したり情報収集しやすい窓口があるとよいと思う。
- 障がいがあると、病気を防ぐ意味の理解不足、受診させることの困難さなどから検査、受診が本当に難しい。レントゲン1つ撮るのも難しいため、訪問医療の充実や受診する体制の工夫が必要。

<事業所>

- 「障がいを有するが、障がい者手帳の申請に至ってない方」への対応。（経済的困窮や引きこもりの抑止へとつなげたい）
- 医療にもっと積極的に関わってほしい。
- 自分の言葉で痛いなど伝えられない方が多く、病気の発見が遅れるケースがあるため、医療機関側や医師が特に自閉症などのことをよく勉強して頂き、ガンなど手遅れにならないよう、早く発見できるような仕組みづくりが必要。（現在も一人入院中）
- 医療的ケアの充実等。
- 健常者にもあてはまるが、障がいのある方はなかなか、受診もできにくいので、往診での健康診断があれば助かると思う。

⑨スポーツ・レクリエーション、文化活動等の推進

<関係団体>

- ごちゃまぜ運動会など参加しやすいイベントができてきた。音楽のコンサートなど、もっと楽しめるイベントが増えるとよいと思う。
- 障がいのある方が気軽に地域のイベントに参加するための配慮・支援。企画側、主催者側にスタッフとして障がいのある方が参加できるきっかけ作り。
- 市民活動団体として障がいのある人も楽しめるイベントを企画していきたい。費用面で助成金等があるとありがたい。

<事業所>

- 障がいのある方のための貸切りの施設などがあると、活動参加の豊かさにつながる。
- 障がいのある方・ない方も、ごちゃまぜでスポーツができると良いと思う。
- コロナ禍で失ったつながる機会を取り戻せる様、今までの活動を戻していく必要がある。尾張旭市のアールブリュット展が良かったと思う。
- 障がいのある人や障がい児が生活や教育の場以外で、スポーツやレクリエーション、文化活動に関わる機会が少ない。環境の整備だけでなく、施設利用や活動参加までの煩雑な手続きの簡略化や、一般的に公開されている活動等での受け入れ態勢の整備、マンパワー確保など、いつでも誰でも気軽に参加できるようになると良い。

⑩障がいや障がい者への理解促進

<関係団体>

- 福祉実践教室などで障がいを学ぶことで、理解が進むと思う。
- 市民活動団体として障がいのある人も楽しめるイベントを企画していきたい。費用面で助成金等があるとありがたい。
- 当事者の地域生活を考えると、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の周知啓発のみならず、障がいや障がいのある人への理解の促進が望まれる。

<事業所>

- 回覧板など、自治会活動の活用（連携）はどうか。（一番身近な周知方法として）
- 子どもたちと地域の交流の機会を大切にしていきたいが、まだまだ十分でないと感じている。
- まだまだ差別はなくなっていないため、もっと理解が必要。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスに通われている利用者の保護者の中にも、必要と感じながらも利用していることへの抵抗感を持たれている方がいる。普段、関心がない方にも、多様性を認め合う社会なんだと、感じてもらえるイベントや啓発活動があるとよい。

⑪福祉教育の推進

<関係団体>

- 小学校の福祉実践教室など、小さいうちから障がいの啓発活動や交流が持てるといいと思う。また、各学校の支援学級の子たちと積極的に交流を持たせ「こういう場面で困っている」ということを実際に見てもらい、一緒に考えることも大切。
- 小中学校での福祉実践教室等で、外見からは分からない病気（精神や内部）についても知る機会があるとよい。
- 教育関係者の福祉に関する知識不足。
- 低学年での支援学校から居住地校交流の回数を増やす、福祉とか障がい者ではなく、日常の関わりや道徳の中でいろんな人がいることを学んでほしい。

<事業所>

- 教育機関と福祉事業所との連携強化。（役割分担が本人に対する効果的な支援につながるため）
- 当事者又は、当事者家族にしか分からない部分を周りがどう分かろうとし、理解する姿勢にしていくかが課題であると考える。
- 障がいの有無、国籍、年齢、性別などなど様々な人々が一堂に会して“ごちゃまぜ”に楽しいことをする機会があれば、今よりもっと当たり前インクルーシブな環境が整っていくのではないかと考える。
- 小中学校からデイサービスやグループホームなどに交流の場として行くことで、若いうちから、福祉の教育につながることもあると思う。小さいうちから障がいのある方と関わることは、自然に理解できるように成長することにつながる。

⑫地域福祉・ボランティアの推進

<関係団体>

- 目でみて分かる障がいだけでなく、知的障がい、発達障がいなど、一見分かりにくい障がいに関しても知ってもらいたいし、支援してくれる様なボランティア活動が増えるといいと思う。
- ボランティア養成講座の開催。
- 子どもの発達特性を踏まえた関わり方などのボランティア向けの講座など、当団体で実施できたらと考えている。

<事業所>

- 「ニーズ＝対応可能な団体」が意見交換できる場の設置。（より具体的なボランティア活動につながると期待できる）
- ボランティアについては、継続性と責任問題が常について回る。また、有償ボランティアの中から新しい枠組みをつくる等の改革が待たれる。
- 市が積極的に人材を集め、各事業所に紹介するシステムがほしい。

第3章 計画の基本的な考え方

1 尾張旭市第六次総合計画における基本的な考え方

本計画の上位計画である「尾張旭市第六次総合計画」（令和6（2024）～15（2033）年度）では、めざすまちの未来像「幸せつむぐ 笑顔あふれる 尾張旭」を実現するために、8つの基本目標を設定しています。

本計画は、保健・医療・福祉分野の政策「健康でいきいきと暮らすまち」を実行するための施策「障がい者福祉の推進」の計画であり、めざす姿として掲げられている「障がい者が自ら希望する暮らしを送っています。」を具体化するための実施計画として位置づけられています。

めざすまちの未来像	幸せつむぐ 笑顔あふれる 尾張旭
基本目標	健康でいきいき暮らすまち
施策	障がい者福祉の推進
めざす姿	障がい者が自ら希望する暮らしを送っています。

2 基本理念

障害者基本法では、その目的として「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を掲げています。

本市においては、この考え方を踏まえ、「尾張旭市第五次総合計画」に掲げる将来都市像「みんなで支えあう 緑と元気あふれる 住みよいまち 尾張旭」の実現をめざし、「～誰もが自分らしくいきいきと暮らす福祉の街をめざして～ともに生きよう！みんなで支えあう住みよいまち “尾張旭”」を基本理念とし、各種施策を推進してきました。

本計画においては、新たな尾張旭市第六次総合計画に基づき、これまでの基本理念を継承し、さらなる障害福祉施策の推進を図っていきます。

～ 誰もが自分らしくいきいきと暮らす福祉の街をめざして ～

**ともに生きよう！みんなで支えあう
住みよいまち “尾張旭”**



3 基本的な視点

本市においては、次に掲げる4つの視点を念頭に、計画を策定し、それに基づく施策を推進してまいります。

視点1 共生社会の実現に向けた取り組み

障害者基本法の「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」に向けて、地域住民が主体となって地域づくりに取り組む仕組みや従来の枠にとらわれない柔軟なサービス提供の体制が求められています。

そのため、障がいの有無にかかわらずすべての市民が支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における包括的な支援体制の構築が必要となります。

視点2 障がいを理由とする差別の解消

障害者基本法には「差別の禁止」が盛り込まれており、障がいを理由とする差別や権利利益を侵害する行為を禁止しています。また、障がいのある人が生活を営む上での制約となる社会的障壁については、その除去を必要としている人がいれば、負担が過度でない場合は、合理的な配慮を行わなければなりません。

この基本原則を念頭に障がいを理由とする差別の解消を推進し、誰もが人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現を目指していく必要があります。

視点3 ライフステージに沿った切れ目のない包括的な支援

障がいのある人がライフステージに沿った切れ目のない支援を受けられるよう、保健、保育、教育、医療、福祉、雇用、住まい等、多岐にわたる分野の施策を包括的に推進する必要があります。また、それぞれの分野が連携するとともに地域住民と協働して、障がいのある人の自立と社会参加という観点に立ち、障がいの特性に応じた支援を行うことが必要となります。

視点4 社会参加の推進と安全の確保

障がいのある人が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加しやすい環境を整える必要があります。また、障がいのある人が地域において安全に安心して生活を送ることができるよう、災害や感染症に対する支援体制の充実を図ることが必要となります。

4 基本目標

基本理念を実現するために、次の6つの基本目標を定め、施策を展開していきます。

目標1 わかり合うために

障がいのある人も障がいのない人もお互いがわかり合うために、障がいに関わる周知・啓発、幼い頃からの福祉教育などの充実を図ります。また、障害者差別解消法に基づく不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮、虐待防止などについて周知・啓発を図ります。

目標2 健やかに生きるために

障がいの原因となる疾病の予防や早期発見、こころの健康づくり等健やかに生きるための施策を積極的に展開するとともに、医療・保健・福祉の連携を促進します。また、医療的ケア等を必要とする人が地域で安心して暮らせるよう支援体制の充実を図ります。

目標3 子どもの可能性を伸ばすために

障がいのある子どもや成長・発達に不安がある子どもがそれぞれの可能性を伸ばすことができるよう療育の充実、保護者への支援に努めます。また、子どものライフステージに沿った切れ目のない支援を行うため、保健・福祉・教育等の関係機関などが連携し、ネットワークの強化を図ります。

目標4 いきいきと活動するために

障がいのある人が自分らしく、いきいきと活動するために、就労に関する支援の充実を図るとともに文化芸術、スポーツ、レクリエーションなどあらゆる場面で参加しやすい社会の実現をめざします。

目標5 安心して暮らしていくために

障がいのある人が安心して暮らしていくために、一人ひとりの多様なニーズに対応する相談支援や地域生活を支えるサービスの充実を図ります。また、障害福祉サービス提供事業者における人材育成支援を通じて、福祉人材を確保していきます。さらには、成年後見制度利用促進や虐待防止対策など障がいのある人の権利擁護に取り組んでいきます。

目標6 安全で快適に暮らすために

障がいのある人が地域において安全で快適に暮らすために、外出したくなるまちづくりを推進します。また、地域生活支援拠点の充実を図り、グループホームなどを利用しやすい環境整備を進めていきます。さらには、防災や防犯等の対策に地域全体で取り組んでいきます。

5 施策体系

基本理念	基本的な視点	基本目標	施策の方向
<p>誰もが自分らしくいきいきと暮らす福祉の街をめざして</p> <p>ともに生きよう！みんなであつ住みよいまち“尾張旭”</p>	<p>視点1 共生社会の実現に向けた取り組み</p> <p>視点2 障がいを理由とする差別の解消</p> <p>視点3 ライフステージに沿った切れ目のない包括的な支援</p>	1. わかり合うために	(1) 障がいの理解に向けた取り組みの推進 (2) 地域共生をめざす交流の促進
		2. 健やかに生きるために	(1) 障がいの早期発見と疾病予防の充実 (2) 医療と保健・福祉との連携促進
		3. 子どもの可能性を伸ばすために	(1) 発達が気になる子どもと保護者への支援の充実 (2) 地域でともに学び育つ機会の充実 (3) インクルーシブ教育の充実
		4. いきいきと活動するために	(1) 雇用・就労支援の促進 (2) 文化芸術・スポーツ・レクリエーションの推進
		5. 安心して暮らしていくために	(1) 包括的な相談支援の充実 (2) 権利擁護の推進 (3) 福祉サービス等の利用促進と情報提供の充実 (4) 障がい福祉にかかる人材確保・育成の促進
		6. 安全で快適に暮らすために	(1) 地域生活支援の充実 (2) 外出したくなるまちづくりの推進 (3) 防災・防犯・感染症対策の推進
	視点4 社会参加の推進と安全確保	第7期障がい福祉計画	1 第6期障がい福祉計画の進捗状況 2 第7期障がい福祉計画の成果目標 3 障がい福祉サービスの必要量の見込みと確保のための方策 4 地域生活支援事業の必要量の見込みと確保のための方策
		第3期障がい児福祉計画	1 第2期障がい児福祉計画の進捗状況 2 第3期障がい児福祉計画の成果目標 3 障がい児支援の必要量の見込みと確保のための方策

6 重点施策

本市においては、次に掲げる7つの取り組みを重点施策と位置付け、優先的に取り組みを進めます。また、それぞれの取り組みに進捗状況を評価するための指標を示しています。なお、尾張旭市第六次総合計画に掲げられた「基本目標1 健康でいきいき暮らすまち（保健・医療・福祉）」の「施策1－4 障がい者福祉の推進」との整合も図ったうえで目標を定めました。

<重点施策・主な取り組みの一覧>

	基本目標	施策の方向	主な取り組み・内容	頁
1	わかり合うために	(1)障がいの理解に向けた取り組みの推進	①障がい者差別の解消、虐待の防止の普及啓発 市広報誌、市ホームページ、イベント等を通じて、「障害者差別解消法」の理念や内容（「障害を理由とする差別」、「合理的配慮」等）に関する周知・啓発を行います。 障がい者に対する虐待防止については、積極的な啓発活動を行うとともに、障がい者への虐待に関する相談窓口を設置し、障がい者虐待の未然の防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援につなげていきます。	57
2	健やかに生きるために	(2)医療と保健・福祉との連携	①精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、相談支援事業者、保健所、市などとの重層的な連携による支援体制の構築をめざし、精神障がいのある人の地域への移行を促進します。	63
3	子どもの可能性を伸ばすために	(3)インクルーシブ教育の充実	①医療的ケア児等に対する支援の充実 医療的ケアを必要とする児童生徒が、学校において適切に教育が受けられるよう、今後も在籍する学校に看護師を派遣します。	67

	基本目標	施策の方向	主な取り組み	頁
4	いきいきと活動するために	(1)雇用・就労支援の促進	①就労支援機関との連携 ハローワークや「尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト」の他、就労系障害福祉サービス事業所などの関係機関との連携を図ります。また、新しい就労支援サービスである「就労選択支援」の開始に向けて、連携を図ります。	70
		(2)文化芸術・スポーツ・レクリエーションの推進	①インクルーシブなスポーツ・レクリエーションの促進 障がいの有無に関係なく、誰でも楽しく参加でき、地域交流の場となるようなスポーツ・レクリエーションなどのイベントを地域団体等と連携し、実施します。	72
5	安心して暮らしていくために	(4)障がい福祉にかかる人材確保・育成の促進	①障害福祉サービス事業所における情報共有・人材育成の支援 市内の障害福祉サービス事業所との連携を強化し、本市における福祉サービスの質の維持向上を図るため、情報共有を行います。また、障がい者の受け入れ事業所を確保するため、専門研修の開催や各種研修費用の助成等を行い、より専門性の高い支援者の育成をします。	79
6	安全で快適に暮らすために	(1)地域生活支援の充実	①地域生活支援拠点等の整備及び充実 障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能や内容の充実を図ります。	81

第4章 第7期障がい者計画

基本目標 1 わかり合うために

施策 1 障がいの理解に向けた取り組みの推進

<現状と課題>

本市においては、障がいの理解に向けた取り組みとして、市内の小・中学校及び高等学校に対して福祉実践教室や一般市民に対して障がいに関する講演会やシンポジウムを開催してきました。

障がいのある人へのアンケート結果では、障がいのある人に対する社会の理解については、『理解されている』（「理解されている」+「どちらかといえば理解されている」）が38.7%ある一方、17.8%が『理解されていない』（「どちらかといえば理解されていない」+「理解されていない」）と感じています。また、障がいのある人への差別や偏見については、「ある」が17.0%でしたが、精神障がい者が39.7%と高くなっています。このように、障がいのある人は、理解されていないという思いや差別や偏見を感じており、それは障がいによっても感じ方は違うことを理解する必要があります。

障害者差別解消法の認知度について、一般市民にアンケート調査をしており、その結果、障害者差別解消法、合理的配慮はそれぞれ「名前も内容も知らない」の割合が半数程度を占めていました。一般市民への周知啓発が今後も課題となりますが、障害者差別解消法の改正により、令和6年4月1日から、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。そのため、市民や事業所に広く、法律の内容について周知啓発を進めていく必要があります。

<施策の方向性>

すべての人が「わかり合うために」障がいや障がい者に関する情報を市広報誌や市ホームページなど様々な媒体を通して、市民全般に向けて周知啓発を図る必要があります。また、学校での障がいに関する教育が重要であり、幼い頃からの福祉教育の充実を図っていきます。さらには、障害者差別解消法について、市民や事業者に対して広く周知啓発を進めていきます。

<主な取り組み>

番号	施策・事業名	内容	担当課等
①	障がい者差別の解消、虐待の防止の普及啓発 重点	市広報誌、市ホームページ、イベント等を通じて、「障害者差別解消法」の理念や内容（「障がいを理由とする差別」、「合理的配慮」等）に関する周知・啓発を行います。 障がい者に対する虐待防止については、積極的な啓発活動を行うとともに、障がい者への虐待に関する相談窓口を設置し、障がい者虐待の未然の防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援につなげていきます。	福祉課
②	障がい・障がい者の正しい知識の普及・理解促進	市広報誌、市ホームページ、イベント等を通じて、障がいと障がいのある人に関する正しい知識の普及や理解の促進に努めます。	福祉課
③	障がい者マークの周知	障がいのある人に関するさまざまなマークが定められています。これらは障がいのある人が地域で安心して活動し暮らすために設けられたものであり、マークの意味について市民への周知を図ります。	福祉課
④	ヘルプマーク及びヘルプカードの普及	外見からでは障がいなどがあることが分からない人の外出や社会参加を支援するため、ヘルプマーク及びヘルプカードの普及と市民への周知を図ります。	福祉課
⑤	講演会・研修会等の実施	「障害者差別解消法」に関する啓発を図るため、市民向けの講演会等を開催します。また、市職員等を対象とした研修会等の開催を検討します。	福祉課
⑥	福祉実践教室の実施	市内の小・中学校及び高等学校において、引き続き福祉実践教室を実施し、障がいのある人との交流を通じた児童生徒の福祉の心の育成を図ります。	社会福祉協議会
⑦	ボランティア活動への参加	市民のボランティア活動への参加を促すために、市広報誌や SNS 等で情報を発信し、市民が障がいについて知る機会を増やすとともに、積極的な参加を呼びかけていきます。	社会福祉協議会
⑧	当事者団体等の活動の周知	市広報誌、市ホームページ等を通じて、障がいのある人の当事者団体等の活動を紹介します。また、福祉課窓口等に当事者団体等の作成したチラシを設置するなど、当事者団体等の活動の活性化や障がいのある人への理解促進を図ります。	福祉課 市民活動課
⑨	施設内容の周知	グループホーム等の施設の整備を促進するため、市と事業者の連携のもと、その内容について市民への周知を図り、障がいのある人の地域生活への理解と支援を呼びかけていきます。	福祉課

<主な成果指標>

指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
障がい者の虐待件数	2件	0件

施策2 地域共生をめざす交流の促進

<現状と課題>

本市においては、NPO法人と協働して、障がいのあるなし、性別・年齢等関係なく誰でも参加できる「ごちゃまぜ運動会」の開催や市内で活躍しているボランティア連絡協議会加入団体などが一堂に会して開催する「福祉マインドフェア」など様々な交流の取り組みを行ってきました。

一般市民のアンケートでは、障がいのある人やその家族に対する日常的な支援について、「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」という意見が最も高くなっており、支援の必要な人と支援したい人をつなぐ仕組みづくりが必要と考えられます。また、市民の中にはボランティア活動に対して、「活動をしたい気持ちはあるが、方法が分からない」ため参加できていない人もいることから、ボランティアへの参加に結び付ける方策が課題となります。

<施策の方向性>

障がいのある人に関心があり、自分のできる範囲で支援したいという人も多く見受けられます。本市には、障がいのある人を知るイベント等の取り組みがあり、少しのきっかけがあれば、障がいに関するボランティアに参加する人も増えることが考えられます。

障がいのあるなしや「支え手」「受け手」という関係を超えて、お互いを理解し、思いやる社会づくりに向けて、地域での活動を支援していきます。

また、イベント等を開催する際には、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もが参加しやすいような配慮に努めます。

<主な取り組み>

番号	施策・事業名	内容	担当課等
①	障がいのある人と地域住民の交流機会の創出	地域のボランティアによる障がいのある人とその家族、地域住民等の交流機会の創出を促進し、障がいのある人相互の交流とともに地域住民の参加を呼びかけていきます。	福祉課 社会福祉協議会
②	自治会等への働きかけ	障がいのある人が地域活動に参加できるよう、自治会、民生委員・児童委員、地区団体などに働きかけを行います。	福祉課 社会福祉協議会 市民活動課
③	特別支援学級交流事業の実施	市内小・中学校の特別支援学級の児童生徒を対象として、歓迎会、運動会、送る会等の交流行事を実施します。	学校教育課
④	福祉マインドフェアでの交流促進	福祉マインドフェアにおいて、引き続き、障がい者施設のPR・販売コーナーの場を提供するなど交流を促進するとともに市内小・中学生の参加を促進します。また、中学校及び高等学校を通じ、学生ボランティアを募集します。	社会福祉協議会
⑤	団体間の交流支援	障がいのある人の積極的な社会参加を促進するために、各当事者団体等が主催するイベントやピアカウンセリングなどの活動を支援するとともに、団体間の交流を支援します。	福祉課 市民活動課

基本目標 2 健やかに生きるために

施策 1 障がいの早期発見と疾病予防の充実

<現状と課題>

各発達段階に応じた育児支援、保健指導等を行うとともに、支援の必要な人に対して訪問や相談などを実施しています。支援の必要な親子に対するフォローをする際、支援に繋がりにくい場合等があり、関係機関との連携が課題となります。また、健康度評価事業「元気まる測定」をリニューアルするなど健康づくり事業の充実を図っていますが、平日の事業に参加できる市民は限定されるため、周知等の拡大が課題となっています。

障がいのある人のアンケートでは、現在悩んでいることや相談したいこととして、「体調面や治療のこと」が24.3%と4人に1人は体調や治療等健康面での不安があることがうかがえます。特に、精神障がいでは34.9%と他の障がいより強く不安を感じています。

<施策の方向性>

妊産婦や乳幼児を対象とした健康診査や保健指導、健康教育、健康相談など保健事業の充実を図り、障がいの早期発見・早期治療に努めます。また、精神疾患を予防するため、こころの健康に関する相談、カウンセリングを提供できる機会の充実を図ります。さらには、難病患者、発達障がいや高次脳機能障がいのある人等に対して障害福祉サービスの周知を図ります。

障がい児に対するアンケートでは、医療のことで困っていることとして、「とくに困っていることはない」が52.0%と最も高いものの、「医者に病気の症状が正しく伝えられない」が15.2%、「いくつもの病院に通わなければならない」が13.5%となりました。また、医療的支援は、「経管栄養」が4.7%、「酸素療法」が1.8%となっています。医療的支援は全体に占める割合は少ないものの医療的ケアの必要な子どもに対する対応は、預け先の少なさや家族への支援などの課題があるため、今後も重点施策として取り組んでいく必要があります。

<主な取り組み>

番号	施策・事業名	内容	担当課等
①	保健事業の充実	各発達段階に応じ、乳幼児健康診査、健康相談、教室など育児支援・保健指導を行うことで、健やかな親子の育成を促すための保健事業の実施に努めます。また、健康診査未受診児のフォローに努めます。	健康課
②	健康づくり事業の推進	内部障がいの原因となる生活習慣病等の予防のため、生活習慣改善を目的とした健康度評価事業「元気まる測定」や各種健康づくり教室等を充実させます。また、地域の中で健康づくりのリーダーとして活動する健康づくり推進員を養成します。	健康課
③	こころの健康相談の充実	精神保健福祉士が、こころの悩みを持つ市民やその家族からの相談に応じ、適切な福祉サービス等の情報を提供します。また、関係機関と連携を取りながら、相談事業の拡充を図ります。	福祉政策課 健康課
④	難病の人の状況把握と障害福祉サービスの利用促進	保健所と連携して難病患者の状況把握に努めるとともに、市ホームページ、市広報誌、福祉のしおり等を通じて難病患者に障害福祉サービスの周知を図ります。	福祉課
⑤	発達障がいの人等の障害福祉サービス利用促進	市ホームページ、市広報誌、福祉のしおり等を通じて発達障がいや高次脳機能障がいのある人、自立支援医療（精神通院医療）を受給している人等に障害福祉サービス等の周知を図ります。	福祉課

施策2 医療と保健・福祉との連携促進

<現状と課題>

本市を含め瀬戸市、長久手市など、この地域には多くの医療機関があり、身近なところで医療や健康相談が受けられる環境が整っています。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、精神障がい者の地域移行について「精神障がい者支援部会」を活用し、検討を進めています。障がい者の世帯においては、8050問題のような複合化した課題のある世帯もあり、保健・医療・福祉等の連携を進めているものの、支援体制の整備が課題となっています。

医療的ケア児等については、地域で生活するには、支援が不足している状況にあり、医療機関等と連携体制の強化を図ることが課題となっています。

<施策の方向性>

障がいのある人が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療と保健・福祉の連携、市民の支え合いによる重層的な支援体制の構築を進めます。また、医療的ケア児の支援については、障害者地域自立支援連携会議（医療的ケア児等支援部会）等を通じて、医療、保健、福祉、教育など関係機関との連携を深め、総合的な支援体制の構築を目指します。

<主な取り組み>

番号	施策・事業名	内容	担当課等
①	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築 重点	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、相談支援事業者、保健所、市などとの重層的な連携による支援体制の構築をめざし、精神障がいのある人の地域への移行を促進します。	福祉課 福祉政策課 長寿課 社会福祉協議会
②	地域の医療提供体制の構築	障がいのある人が安心して地域で医療を受けられるよう、医療機関や医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携して、地域における医療提供体制の構築をめざします。	健康課 保険医療課 長寿課 福祉課
③	医療的ケア児等の支援体制の強化及び支援の充実	地域に必要な支援を受けられるよう、また、緊急時の受け入れができるよう、関係機関が協力して総合的な支援体制の構築をめざします。障害者地域自立支援連携会議の「医療的ケア児等支援部会」において支援策の検討を進めていきます。学校や保育所等では、関係機関との連携を図り、今後も医療的ケア児の支援を行っていきます。	福祉課 健康課 保育課 子育て相談課 学校教育課 こども課
④	かかりつけ医の促進	身近な医療機関で継続して受診できる、かかりつけ医を持つよう働きかけます。	保険医療課 健康課
⑤	医療費の助成事業の周知	市の福祉医療制度では、一定の要件を満たす人に対し、保険適用医療費の自己負担額の全額又はその所定額を助成しています。受給対象者が制度を利用し安心して医療を受けられるよう、事業の周知を図ります。	保険医療課
⑥	精神疾患や難治性疾患等に関する正しい知識の普及	障がいの原因となる精神疾患、難治性疾患等の疾病等の予防や治療について、市民に対する正しい知識の普及を図るよう、情報提供に努めるなど、これらの疾病等に対する差別や偏見の解消を図っていきます。	福祉課

<主な成果指標>

指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
障がい者への支援体制整備に関する関係機関との会議開催回数	26回	26回

基本目標3 子どもの可能性を伸ばすために

施策1 発達が気になる子どもと保護者への支援の充実

<現状と課題>

本市では、発達が気になる子に対して、「こどもの発達センター」を中心として支援の体制を構築していますが、児童福祉法の改正により、児童発達支援センターの機能強化が求められ、より一層、児童発達支援センターとの連携や支援を進める体制が求められています。

発達が気になる子に対して、本市では随時の情報共有や月1回の庁内の関係部署職員での発達支援担当者会を開催し、必要な支援の検討等を通して連携を図っており、また、年2回専門医を交えた発達支援連携会議を開催し、関係機関の連携強化に努めています。

障がい児に対するアンケートでは、発達障がいの診断状況は、71.9%が該当しているという結果でした。

<施策の方向性>

本市では、子どもの発達に関する相談支援拠点である「こどもの発達センター」を中心に、発達支援体制を整備しています。引き続き、庁内の関係各課や関係機関等の連携を強化し、乳幼児期からの切れ目のない支援の充実を図ります。

<主な取り組み>

番号	施策・事業名	内容	担当課等
①	「こどもの発達センター」における支援の充実	発達に関する不安等がある0歳から18歳までのお子さんとその保護者を対象に、個々のお子さんの発達に応じたスムーズな支援を受けることができるよう、引き続き、各種相談を実施し、相談・助言を行うほか、お子さんの特性等を支援者に伝えるための個別支援手帳「にこにこブック」の配付も行います。	子育て相談課
②	啓発事業や研修の実施	子どもの発達に関する啓発事業の実施や、保護者・関係機関の支援者を対象とした講座・研修会を実施します。	子育て相談課
③	児童発達支援センターの体制充実	本市には、民間事業者による児童発達支援センターが整備されています。児童発達支援センターの体制の充実に取り組み、機能強化を図ります。	子育て相談課
④	関係機関との連携強化	「こどもの発達センター」を中心として、関係機関の連携を強化するほか、市内の相談支援事業所とも連携し、官民協働による重層的な支援体制を構築します。また、障がい児への虐待防止や虐待を受けた障がい児への適切な支援を行うため、関係機関との連携を強化します。	子育て相談課 福祉課 保育課 学校教育課
⑤	支援体制の強化	一人ひとりの個性や特性を、関係機関で連携し共有することにより、乳幼児期から切れ目のない一貫した支援を提供します。また、県の実施する障害児等療育支援事業において専門スタッフの派遣を受け、ケース検討などを実施し、地域における支援体制の強化を図ります。	子育て相談課 健康課 福祉課 保育課 学校教育課
⑥	乳幼児健康診査後のフォローの充実	乳幼児健康診査後に発達支援が必要と思われるケースについて、子どもの状況や保護者の思いに寄り添った支援ができるよう、関係機関と連携しながら支援を行います。また、子どもの状況に合わせて保護者が支援を選択できるよう情報提供を行います。	健康課 子育て相談課
⑦	親子通園教室（ピンポンパン教室）の充実	療育的視点を基に、基本的な生活習慣の自立と社会性の芽生えを図るとともに、よりよい親子関係を築くことができるよう、引き続き親子通園教室の運営を行います。また、保護者の不安の軽減を図るため、相談・情報交換ができる場を提供します。庁内においては、親子通園教室と保育所や福祉課とのさらなる連携を図り、お子さんの就園時期や発達特性に合わせた児童発達支援事業所における療育の利用などの支援も行います。	子育て相談課 保育課 健康課 福祉課
⑧	児童通所支援事業所の質の確保	児童通所支援事業所などの質の確保とサービスの適切な利用を促進します。	福祉課

施策2 地域でともに学び育つ機会の充実

<現状と課題>

本市では、保育園において、個別の配慮が必要な子どもや保護者のニーズを受け止め、市内12園において、3歳児クラスからサポート保育を実施しています。また、9つあるすべての児童クラブで児童クラブサポート保育を実施しています。

保育園のバリアフリー化が課題であり、建て替えや大規模改修に合わせて実施する必要があります。

<施策の方向性>

障がいのある子どももいない子どももともに遊び、学ぶサポート保育の充実を図り、地域でともに学び育つ環境づくりを進めていきます。

<主な取り組み>

番号	施策・事業名	内容	担当課等
①	サポート保育（インクルーシブ保育）の推進	個別の配慮が必要な子どもや保護者のニーズを受け止め、保育園において個別の配慮の必要性の有無に関わらず一緒に生活する中でともに育ちあう保育を推進します。	こども未来課 保育課 子育て相談課
②	保育士の資質向上	インクルーシブ保育を実施している保育園等の保育士が、県や市の実施する療育研修に積極的に参加し、専門的な知識の習得に努めます。	保育課 子育て相談課
③	交流保育の推進	障がいのある子どもとない子どもとのふれあいを図るため、保育園と親子通園教室（ピンポンパン教室）・児童発達支援事業所等との交流を推進します。	保育課 子育て相談課
④	児童クラブでの受け入れ	身近な地域の児童クラブについては、全クラブで児童クラブサポート保育を実施していますが、今後も、関係機関と連携し、個別の配慮が必要な子どもの受け入れを継続して行います。	こども課
⑤	保育園のバリアフリー化	今後も改修工事等の機会において、保育園のバリアフリー化を進めていきます。	こども未来課 保育課

施策3 インクルーシブ教育の充実

<現状と課題>

本市では、障がいのある児童生徒に対する特別支援教育、同じ場でともに学ぶことができるよう障がいのある児童生徒及び保護者の意見を尊重したインクルーシブ教育を行っています。

障がい児に対するアンケートでは、通っている園や学校で困っていることをみると、「通うのに付き添いが必要」(16.9%)、「授業についていけない・よくわからない」(14.5%)、「友だちができない」(12.7%)、「先生の配慮や生徒たちの理解が得られない」(10.2%)といった意見があがっており、困りごとを抱えている児童生徒がいることが分かりました。また、学びの環境の希望として『地域の学校の「通常の学級」で学びたい』が32.7%と最も高く、次いで『地域の学校の「特別支援学級」で学びたい』(25.7%)、『特別支援学校で学びたい』(23.4%)となっており、通常学級のニーズがうかがえます。こうした児童生徒・保護者のニーズを踏まえた希望に沿うような支援が求められています。

<施策の方向性>

障がいのある児童生徒が、自らの可能性を最大限に伸ばし、卒業後は、自らの選択にもとづき自立した生活を送ることができるよう、教育内容の充実に努めます。また、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒がともに学ぶ機会の拡充に努めるとともに、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な教育が行えるよう、各学校における教育の充実に努めます。

<主な取り組み>

番号	施策・事業名	内容	担当課等
①	医療的ケア児等に対する支援の充実 重点	医療的ケアを必要とする児童生徒が、学校において適切に教育が受けられるよう、今後も在籍する学校に看護師を派遣します。	学校教育課
②	合意形成を原則とした就学先の決定	障がいのある児童生徒、保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として、教育委員会が就学先を決定します。また、就学形態については、当事者の希望や障がいの種別、程度に応じた適切な教育の場が選択できるよう支援していきます。	学校教育課
③	合理的配慮の提供	児童生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、教材、意思疎通支援、施設のバリアフリー化など合理的配慮の提供を図ります。	教育政策課 学校教育課

番号	施策・事業名	内容	担当課等
④	インクルーシブ教育の推進	同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに応えるインクルーシブ教育を推進するため、通常学級、通級指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の充実を図ります。 また、保育所等訪問支援を活用し、障がいのある児童に対し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	学校教育課 福祉課
⑤	特別支援教育の充実	障がいのある児童生徒が、自分自身の能力を発揮し、将来的に自立した生活を送れるよう、特別支援教育を充実します。また、特別支援教育コーディネーターの役割などをより一層工夫して周知し、個別の教育支援計画や指導計画の策定を、保護者と連携して進めます。	学校教育課
⑥	通級指導の充実	小・中学校の通常の学級に在籍する発達障がいなど、支援を必要とする児童生徒を対象として、障がいの状態に応じて特別な指導を行う通級指導の充実を図ります。	学校教育課
⑦	就学相談等の充実	障がいのある児童生徒一人ひとりの個性や能力を活かし、伸ばしていくため、就学相談担当者、関係各課との連携による就学相談の充実を図ります。	学校教育課 子育て相談課
⑧	進路相談の充実	卒業後の進路不安を緩和するため、障がいのある生徒のための進路情報の提供を各中学校に対して行います。また、障がいのある生徒の状況に適した進路指導を行うため、学校と行政及びハローワークが協力し、就学・就職への支援をします。	学校教育課
⑨	担当教員の資質向上	特別支援教育担当教員に対して、障がいについての知識の習得を促進するため特別支援教育研修への参加を促進します。	学校教育課
⑩	学校施設のバリアフリー化の推進	大規模改造などの大改修時に、主な通路にスロープを設置したり、エレベーターを人荷用に改修したりするなどのユニバーサルデザインを考慮したバリアフリー化を推進します。	教育政策課

基本目標 4 いきいきと活動するために

施策 1 雇用・就労支援の促進

<現状と課題>

本市では、障がい者の雇用就労について、ハローワークや尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクトの連携のもと情報提供や就労相談等を実施するとともに、障がい者就労施設等からの優先調達を推進してきました。近年の就労支援サービスの提供状況をみると、就労移行支援、就労継続支援B型、就労定着支援等利用者数が増加しており、就労ニーズに対してサービス提供事業所との連携のもと就労環境の向上が進められてきました。

障がい者に対するアンケートでは、「仕事をしている人」は22.0%、「就労継続支援A型・B型、就労移行支援に通っている人」は5.7%と合わせて27.7%が何らかの就労をしていることがわかりました。また、就労者の仕事状況は「正職員以外（パートタイム・アルバイト等）」が32.6%と最も高く、次いで「正職員」が32.0%、「就労継続支援や事業所などでの就労」が16.8%となっています。

障がい者の就労促進に必要な配慮は、「障がいの状況にあわせた柔軟な就業体制（仕事の内容や勤務時間）」、「職場内での障がいに対する理解」、「就労に関する相談体制の充実」となっています。同時に実施した事業所調査でも、「障がいの状況にあわせた柔軟な就業体制（仕事の内容や勤務時間）」、「職場内で障がい者に対する理解があること」、「就業希望者と事業主のニーズが調整されること」となっており、柔軟な就業体制や障がい者に対する理解が必要であることは雇用者、就労者がともに共通の認識であることがわかりました。こうした意見を踏まえ、障がい者が能力や適性に応じた仕事ができるような支援や障がい者に対する職場の理解をさらに進める必要があります。

<施策の方向性>

障がい者の雇用・就労について、調査をした結果、障害福祉施策の中でも優先度が高く、満足度が低い結果が出ており、全体的に雇用・就労に対しての期待値が高いと言えます。障がい者が地域で就労を通じていきいきと暮らし、生活の質の向上や自己実現を叶える等、障がい者当事者それぞれの希望に寄り添うことができるよう、地元の企業、就労支援サービス事業所、国、県、ハローワーク、尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト、その他各種関係機関と連携を図り、就労環境の充実に努めます。また、障がい者の就労環境づくりの一環として、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達を推進し、受注機会の拡大を図ります。

<主な取り組み>

番号	施策・事業名	内容	担当課等
①	就労支援機関との連携 重点	ハローワークや「尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト」の他、就労系障害福祉サービス事業所などの関係機関との連携を図ります。また、新しい就労支援サービスである「就労選択支援」の開始に向けて、連携を図ります。	福祉課
②	障がい者雇用についての啓発	ハローワーク等と協力し、障がいのある人の雇用促進に関する広報・啓発活動に取り組み、障がいのある人の一般就労の場が確保されるよう理解と協力を働きかけていきます。	産業課 福祉課
③	障害者雇用助成制度等の周知	障害者雇用助成制度に関するリーフレット・パンフレット等を、商工会等を通じて配布し、市内事業者に制度の周知を図ります。	産業課
④	合理的配慮提供義務の啓発	障害者雇用促進法、障害者差別解消法等に盛り込まれた、障がいのある人への差別の禁止や合理的配慮の提供義務について、事業者や障がいのある人の働きやすい職場環境づくりを促進するため、ハローワーク及び関係課と連携し、広報・啓発活動に努めます。	産業課 福祉課
⑤	障がい者の就労等相談体制の整備	障がい者の就労等の相談体制を、ハローワークと連携して進めていきます。	産業課
⑥	ジョブコーチ制度の周知	障がいのある人が職場に適應できるよう就労援助者がきめ細かな支援を行うジョブコーチ制度について、春日井若者サポートステーションと連携を図りながら、周知に努めます。	産業課 福祉課
⑦	優先調達推進と受注機会の拡大	障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、障がい者就労施設等からの物品の調達や役務の提供について優先的に発注を行い、施設等の仕事を確保することにより、障がいのある人の就労を支援します。また、障がい者就労施設等からの物品等の調達拡大に向け、庁内各課へ働きかけます。	全課

<主な成果指標>

指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
市内企業での障がい者の雇用率	1.61%	2.70%

施策2 文化芸術・スポーツ・レクリエーションの推進

<現状と課題>

本市では、障がい者の文化芸術・スポーツ・レクリエーションに関して、バリアフリー化された会場の利用や、来場が難しくてもオンラインで参加できる等様々な環境づくりを進めてきました。また、パラオリンピックの種目でもある「ボッチャ」のイベントでの実施や、障がいのあるなしにかかわらず誰でも参加できる「ごちゃまぜ運動会」を開催する等、障がい者にも参加しやすい場づくりを進めてきました。

障がい者に対するアンケートでは、今後の社会参加については買い物や家族・友人・知人との交流、旅行等の希望が高くなっています。スポーツ・レクリエーション、趣味などの文化・芸術活動、講座や講演会等への参加といった身近な活動については、1～2割の希望がみられました。社会参加する上での問題として、「健康や体力に自信がない」、「新型コロナ感染症が心配」がそれぞれ3割を超え、健康面の心配が要因としてあげられています。

障がい者の社会参加ニーズは様々ですが、日頃の生涯学習やスポーツのイベントなど身近な活動から参加が増えるように、障がいの有無にかかわらず参加できる環境づくりが求められます。

<施策の方向性>

趣味や生涯学習、スポーツ・レクリエーション等は生活を豊かにするうえで欠かせないものですが、障がい者にとっては参加する上で様々な制約があるため、障害者差別解消法の合理的配慮の提供の方針に基づいた対応を進めます。

<主な取り組み>

番号	施策・事業名	内容	担当課等
①	インクルーシブなスポーツ・レクリエーションの促進 重点	障がいの有無に関係なく、誰でも楽しく参加でき、地域交流の場となるようなスポーツ・レクリエーションなどのイベントを地域団体等と連携し、実施します。	福祉課
②	各種講座・講演、イベント等の充実	各種講座やイベントなどについて、障がいのある人が参加しやすい内容を企画します。また、社会福祉協議会やボランティア団体など関係団体と連携し、各種障がいに対応できるボランティアを確保するなど障がいのある人が参加しやすい環境づくりに努めます。	生涯学習課 文化スポーツ課
③	聴覚障がいの人への配慮	各種講座やイベントなどに手話通訳者・要約筆記者の配置をするなど、聴覚障がいのある人が参加しやすい環境づくりを進めます。	全課
④	生涯学習講座のオンライン化	生涯学習講座をオンラインで実施し、自宅で受講できるようにします。また、オンライン講座に結び付けるために、デジタルに不安のある方を対象にスマートフォン講習会を開催します。	生涯学習課
⑤	障がい者スポーツの普及	障がいのある人の健康の維持・増進、仲間づくり、余暇の充実などを目的として、一人でも多くの障がいのある人がスポーツに親しめるよう、関係機関と連携して障がい者スポーツの普及を進めます。また、障がいのある人も参加しやすいイベントを企画・検討していきます。	文化スポーツ課 福祉課
⑥	文化・スポーツ施設等のバリアフリー化	障がいのある人が安心して活動ができるよう、段差の解消、車いすトイレや車いす用観客席の整備、電光掲示板の設置、磁気による補聴システム等を改修し、スポーツ施設、文化施設等のバリアフリー化を推進します。	各施設所管課
⑦	図書館サービスの充実	障がいのある人が利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるよう、図書館サービスの充実に取り組みます。	図書館

基本目標5 安心して暮らしていくために

施策1 包括的な相談支援の充実

<現状と課題>

本市では、障がい者の相談支援に関して、福祉課を中心として福祉政策課、長寿課、社会福祉協議会等と連携を図り包括的な相談体制を整備してきました。近年、困難事例や虐待等複合的な課題が増加しており、さらなる連携強化が課題となっています。また、精神障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、福祉関連部署・機関が横断的に取り組む課題となっています。

障がい者に対するアンケートでは、家族以外の悩みの相談先については、「医療機関」「市役所・保健福祉センター」「福祉施設・サービス事業所」等が高くなっている中、「どこに相談していいかわからない」と回答した人も30.5%おり、潜在的な相談のニーズがうかがえます。

こうした課題に対して、本市の庁内での連携を進めるとともに、悩みや困ったことの相談窓口、身近な民生委員・児童委員等、気軽に相談できる場所や人の周知を図る必要があります。

<施策の方向性>

どこに相談したらよいかかわからないということがないように、相談窓口の情報提供を図るとともに、本市の関係各課の連携のもと包括的な相談体制を整備していきます。また、精神障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築も地域移行を推進する上での大きな課題であるため、障害者地域自立支援連携会議（精神障がい者支援部会）の中で、検討を重ね、より良い支援につながるよう取り組みます。

<主な取り組み>

番号	施策・事業名	内容	担当課等
①	基幹相談支援事業の充実	障がいのある人に関する総合的な相談支援、支援困難事例への対応や相談支援事業者への指導、人材育成、虐待防止に係る支援、地域の関係機関のネットワーク化を推進します。	福祉課 社会福祉協議会
②	包括的な相談支援体制整備の検討	障がいのある人と高齢の親が同居している世帯、介護と育児に同時に直面する世帯など、課題が複合化して障がい者施策だけでは適切な解決策を講じることが困難なケースに対応する包括的な相談支援体制の整備を検討していきます。	福祉政策課 福祉課 長寿課 社会福祉協議会
③	精神障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステム構築	精神障がいのある人の地域移行を想定し、障がいのある人も含めた地域包括ケアシステムを構築し、支援方策等を検討します。	福祉課 福祉政策課 長寿課 社会福祉協議会
④	ピアカウンセリングの推進	障がいのある人自身やその家族は、障がいの受容を経て、障がいと障がいのある人についてより深く理解しています。こうした当事者がカウンセラーとなって、障がいのある相談者の社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対して個別援助や支援を行うピアカウンセリングの実施を支援します。	福祉課

施策2 権利擁護の推進

<現状と課題>

本市では、障がい者の権利擁護の制度について、市広報誌や市ホームページ、社協だよりなど様々な媒体を通して、周知・啓発を行ってきました。成年後見制度は、障がいなどのために判断能力が十分でない人が、不利益を被らないように保護し支援するための制度ですが、本市では、尾張東部権利擁護支援センターと連携を図りながら実施しており、市民後見人の育成等の取り組みを進めています。また、成年後見制度と同様に、権利擁護を行う支援として社会福祉協議会の日常生活自立支援事業があり、周知啓発を図っています。

障がい者に対するアンケートでは、権利擁護に関する制度や事業について言葉も内容も知っている人は「成年後見制度」で28.0%、「日常生活自立支援事業」が7.5%となっています。成年後見制度等の制度は、決して多くの人々が利用する制度ではありませんが、利用の背景には、高齢化や核家族化が進む中で、消費者被害や詐欺、経済的虐待、セルフ・ネグレクト等の問題があり、障がいのある人などの人権を守るためにも必要な制度であり、その周知・啓発が必要となります。

<施策の方向性>

本市では、権利擁護の取り組みとして、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知や利用支援を進めていきます。成年後見制度については、尾張東部権利擁護支援センターと連携を強化し、市民後見人の育成等の取り組みを進め、地域で権利擁護の支援体制の充実を図ります。

虐待防止については、障がいのある人やその家族、一般市民、サービス提供事業所等への周知啓発を図るとともに、福祉課や障がい者基幹相談支援センター、長寿課等と連携して対応します。

<主な取り組み>

番号	施策・事業名	内容	担当課等
①	権利擁護制度の周知	権利擁護を必要とする人が確実に支援を受けられるよう、成年後見制度利用支援事業や社会福祉協議会の日常生活自立支援事業など権利擁護に関する制度の周知を図ります。	福祉課 長寿課 社会福祉協議会
②	成年後見制度の利用推進	尾張東部圏域の構成市町（瀬戸市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町及び本市）で共同設置する尾張東部権利擁護支援センターとの連携のもと、引き続き、制度内容の説明や手続きを支援するとともに、制度の普及啓発活動などを行います。	福祉課 長寿課
③	市民後見人の育成促進	尾張東部権利擁護支援センターとの連携のもと、市民後見人の育成・活用を促進します。	福祉課 長寿課 社会福祉協議会
④	虐待防止の推進	福祉課と障がい者基幹相談支援センターとの連携により、緊急時の相談支援（緊急訪問・緊急対応）を含めた体制づくりや、地域包括支援センターとの連携の強化により、虐待防止対策を進めます。	福祉課 社会福祉協議会
⑤	虐待防止や早期発見・対応のための連携強化	障がいのある人への虐待の未然の発生予防、早期発見・対応、虐待を受けた障がいのある人への適切な支援を行うため、障害福祉サービス事業所も含め関係機関等との連携を強化します。	福祉課 長寿課
⑥	関係機関や市民への周知	障がいのある人や家族、事業者、企業、福祉・教育・医療関係者等への周知を図るとともに、市民に対して通報への協力を呼びかけていきます。	福祉課 長寿課

施策3 福祉サービス等の利用促進と情報提供の充実

<現状と課題>

本市では、福祉サービスにかかわる情報提供を市広報誌や市ホームページ、社協だより等で行っています。また、聴覚障がい者に対する手話通訳者の設置やイベント等での手話通訳、要約筆記、視覚障がいのある人に対する声の広報など様々な障がいに配慮した取り組みを行ってきました。また、手話を一つの言語とする手話言語の普及のため手話講座を開催し、普及に努めています。

障がい者に対するアンケートでは、障害福祉サービスを利用する上で困っていることとして「特に困っていることはない」が42.9%を占めているものの、「サービス利用の手続きが大変」17.8%、「サービス提供や内容に関する情報が少ない」が17.5%あり、サービス利用促進に向けて、利用手続きの改善や情報提供の充実が課題となります。また、障害福祉サービスを利用していない人に利用していない理由をお聞きしたところ、「利用の方法がわからない」が18.6%となっており、利用できるサービス等についてのさらなる周知が必要です。

<施策の方向性>

アンケート結果からわかるように、大半の人は障害福祉サービスを問題なく利用できていますが、利用者の中には、サービスの利用にあたって何らかの課題を抱えている人がおり、未利用者についても、サービス利用のための支援の必要性がある人がいる可能性があります。そのため、さらなる制度の周知を図るとともに、情報取得から適切なサービス利用につながるよう利用促進に努めます。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進します。

<主な取り組み>

番号	施策・事業名	内容	担当課等
①	ライフステージを考慮したガイドブックの作成	障がいのある人やその家族への各種支援制度の情報提供を図るため、障がいのある人の一生の流れに沿って、ライフステージごとに利用できる支援等が一目でわかるガイドブックを作成します。	こども課 子育て相談課 福祉課
②	市広報誌、市ホームページの充実	市広報誌や市ホームページ、社協だより等を通じて、障がいのある人に関する正しい知識の普及や理解の促進に努めるとともに、各種障害福祉サービスや手当などの制度に関する情報、ボランティアグループの活動に関する情報の提供を行います。	福祉課 社会福祉協議会
③	市ホームページの配慮	市ホームページにおいて、ウェブアクセシビリティに配慮した運営に努めます。	広報広聴課
④	手話通訳者の設置	市役所窓口において聴覚に障がいがある人へのコミュニケーションの支援を行うために、引き続き、福祉課に手話通訳者を設置します。	福祉課
⑤	イベント等における障がいのある人への配慮	市主催行事、講演会等において聴覚に障がいがある人への配慮として手話通訳、要約筆記の実施が図られるとともに、各種障がい特性に配慮した取り組みが実施されるよう関係各課等と連携して取り組みます。	福祉課
⑥	視覚に障がいのある人への情報提供	視覚に障がいのある人や目の見えづらさを感じている人に情報が行き渡るよう、引き続き音訳ボランティアが作成している「声の広報」の周知を図るとともに、音声コードの利用促進を図っていきます。	広報広聴課 福祉課
⑦	手話言語の普及と障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進	手話言語の普及のための取り組みを推進します。また、障がいのある人が生活上、意思疎通を図るために、障がい特性に応じたコミュニケーション手段（手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物又は絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置）を選択することができ、利用しやすい環境づくりを進めます。	福祉課
⑧	障害福祉サービス等事業所と連携した取り組みの推進	障がいのある子どもの将来のイメージを持つことができるよう、障害福祉サービス事業所や児童通所支援事業所と連携して、今後も引き続き、事業所説明会や事業所見学ツアーを実施します。	福祉課 子育て相談課

施策4 障がい福祉にかかる人材確保・育成の促進

<現状と課題>

本市では、障がい福祉に関わる人材の確保のために、障害者地域自立支援連携会議を通じて、障害福祉サービス事業所と意見交換をする等の情報共有を行っています。しかしながら、人材確保に資する取り組みは十分ではありません。

障がい福祉サービス提供事業所に対するアンケートでは、運営上の課題として「職員の確保が難しい」が61%、「有資格者など、専門職の確保が難しい」が39.0%と人材に関する課題が上位を占めました。また、過去1年間の職員の採用・離職状況をみると、正規職員が66人採用に対して、26人の離職がみられました。

人材不足は以前からの課題ですが、今回のアンケートを通じて事業所の状況が明確になり、喫緊の課題として取り組んでいく必要があると考えられます。

<施策の方向性>

本市では、障がい福祉に関わる人材確保が課題となっています。そのため、障害者地域自立支援連携会議での議論や検討を踏まえて、人材確保に関わる取り組みを進めていきます。また、専門研修の開催や各種研修費用の助成等を行い、より専門性の高い支援者の育成を図ります。

<主な取り組み>

番号	施策・事業名	内容	担当課等
①	障がい福祉サービス事業所における情報共有・人材育成の支援 重点	市内の障がい福祉サービス事業所との連携を強化し、本市における福祉サービスの質の維持向上を図るため、情報共有を行います。また、障がい者の受け入れ事業所を確保するため、専門研修の開催や各種研修費用の助成等を行い、より専門性の高い支援者の育成をします。	福祉課
②	福祉に関わる仕事の魅力のPR	市広報誌や市ホームページをはじめ、市のかかわるイベントなどさまざまな機会を活用して、福祉・介護の仕事の魅力をPRし、多くの市民に知ってもらうことで、福祉・介護に携わる人材の確保を図ります。	福祉課
③	児童生徒の福祉現場における体験交流の機会の創出	小学校、中学校の児童生徒が、福祉や介護の仕事の魅力や意義を正しく理解できるよう、施設等における介助の体験や障がいのある人と交流する機会の創出を検討します。	福祉課 学校教育課

<主な成果指標>

指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
支援による専門研修の受講者数	0人	10人

基本目標 6 安全で快適に暮らすために

施策 1 地域生活支援の充実

<現状と課題>

本市では、障がい者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、グループホームの整備を促進し、現在では市内に 11 カ所のグループホームが整備されています。また、地域生活支援拠点整備事業では、緊急時の受け入れ体制の充実や、強度行動障がいなどの重度の障がい者の受け入れが可能な障害福祉サービス提供事業所との連携が課題となっています。

障がい者に対するアンケートでは、暮らし方に関する今後の意向として、「グループホームで暮らしたい」は障がい者全体では 4.3%と 1 割に満たないですが、知的障がいでは 26.0%と 4 人に 1 人は、グループホームを利用したいというニーズが見られます。障がい児のアンケートでも学校卒業後の暮らし方として「グループホームで暮らしたい」は 12.7%と約 1 割のニーズが見られます。

一方で、グループホームは、利用者本人と事業所との相性が合わなければ、入居できるかわからないという意見もあるため、より多くの選択肢となるよう、引き続き整備促進を図るとともに、入居体験を通じて円滑な利用につなげられるような支援を行う必要があります。

<施策の方向性>

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、親亡き後を見据えた相談や体験の機会、緊急時の対応など地域生活支援拠点の整備を進めていきます。アンケート結果からわかるように、グループホームに入居したいというニーズがあることや、入所施設から地域生活への移行を促進させるためにも、グループホームの整備促進を図ります。

また、グループホームの入居体験会への参加を促進し、円滑な利用につなげていきます。

<主な取り組み>

番号	施策・事業名	内容	担当課等
①	地域生活支援拠点等の整備及び充実 重点	障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能や内容の充実を図ります。	福祉課
②	グループホームの整備に対する支援	障がいのある人が地域で自立した生活を送る住居を確保するとともに、入所施設から地域生活への移行を促進するため、今後も、関係団体と協議しながらグループホームの整備を促進します。また、整備にあたっては、関係機関等と連携のもと情報提供などの支援を行うとともに、地域住民への理解と協力を求めています。	福祉課
③	住居を探すサポートの充実	保証人がいない等の理由により賃貸住宅に入居できない障がいのある人に対し、入居に必要な調整や、家主等への相談・助言を行う居住サポート事業の実施を検討します。	福祉課
④	住宅改修費の給付の周知	障がいのある人が住み慣れた自宅で暮らし続けられるよう、住宅改修費の給付（日常生活用具給付事業）の周知を図ります。	福祉課
⑤	地域住民の主体的な取り組みの推進	障がいのある人の生活を支援するため日常的な交流活動や自主防災活動等を活用し、地域における見守り活動と支え合いにより住民相互の支援体制の強化に努めます。また、ごみ出しなど軽易な生活上の支援が地域の支え合いの中でなされるよう地域住民主体の取り組みを推進していきます。	福祉課 社会福祉協議会

施策2 外出したくなるまちづくりの推進

<現状と課題>

本市では、外出したくなるまちづくりを目指し、施設のバリアフリー化や市営バスの利便性向上等を進めています。

障がい者に対するアンケートでは、外出の時の交通手段として、「徒歩」が37.0%と最も多く、以下「自家用車（乗せてもらう）」、「自家用車（自分で運転する）」、「バス・電車」となっています。外出時に困ることとして、「歩道・通路の段差・障害物」「建物の階段・段差」「トイレの利用」「緊急時の対応」「交通費の負担が大きい」などが1割を超えています。このように、外出しやすいまちにするためには、様々な課題がありますが、課題の解消に向けて、人にやさしいまちづくりを進めていく必要があります。

<施策の方向性>

障がいのある人をはじめ全ての市民に配慮して、道路、建築物、公園の施設等の整備を進めるとともに、市民のまちづくりへの参加意識を高め、障がいのある人をはじめとした利用者の意見を聞きながら、市民、行政、事業者が一体となって、人にやさしいまちづくりを推進します。

また、障がいのある人が、その障がいにより外出や社会参加が制限されることのないよう、利用しやすい移動手段として市営バスやタクシー、福祉有償運送の利用促進等に努めるとともに、駐車スペースの適正な利用をはじめ施設等の利便性の向上を図ります。

<主な取り組み>

番号	施策・事業名	内容	担当課等
①	人にやさしい街づくりの推進	今後も引き続き、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」、「尾張旭市人にやさしい街づくり整備基準」等に基づいて人にやさしいまちづくりを進めていきます。また、市民や事業者に関連法規条例等の周知を図り、市民と行政が一体となって社会的環境整備を進めていきます。	都市計画課 各施設所管課
②	こころのバリアフリー化の推進	障がいのある人にとってのバリア（障壁）は、障がいのない人の障がい者専用駐車場への駐車、視覚障がい者用ブロック上の駐輪など、ハード面ではありません。施設・設備のバリアフリー化の促進と同時に、市民の理解を促進し、マナーの向上が図られるよう啓発活動を推進します。	福祉課
③	障がい者補助犬の受け入れの普及	盲導犬をはじめとする障がい者補助犬の受け入れについて、公共施設における対応はもちろん、民間施設についても協力を呼びかけていきます。	福祉課
④	市営バスの利便性の向上	市営バス「あさび一号」では、引き続き、障がいのある人と付添の人1人の乗車を無料とするとともに、令和2年度に車いす利用者等も利用が可能なりフト付きワゴン車両について導入し、今後も周知と利用促進を図ります。また、障がいのある人をはじめ利用者のニーズを踏まえ、利便性の向上を図ります。	都市計画課
⑤	タクシー料金の助成による外出支援	障がいのある人の外出、社会参加を促進するため、重度の障がいのある人を対象に、引き続き、年間36枚（基本料金500円以内/枚）のタクシーチケットを配布します。また、利便性の向上を図るため、令和4年度から自動車税等の減免を受けている人も新たに助成対象としましたが、今後も必要に応じて助成内容を見直します。	福祉課
⑥	重度身体障がいのある人に対する外出支援	重度の身体障がいのある人（下肢又は体幹障がい1・2級）、又は介護保険の要介護度が4・5の人を対象に、引き続き、リフトタクシー又は患者搬送タクシーの利用料金の助成を行います。	福祉課 長寿課
⑦	移動支援の充実に向けた連携強化	障がいの特性等により市営バスやタクシーなどの利用が困難な人に対する移動支援の方策を、関係者との連携を強化しながら引き続き検討します。また、移動制約者の移手段の1つとなっている福祉有償運送についても、ニーズや他のサービス状況等を踏まえながら推進します。	福祉課 長寿課 都市計画課

施策3 防災・防犯・感染症対策の推進

<現状と課題>

本市では、防災の取り組みとして、避難行動要支援者の個別避難計画の作成や市総合防災訓練への障がい者の参加、避難所となる小中学校の障がい者用マンホールトイレの整備を進めてきました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大の経験を踏まえ、災害時における避難所の感染症対策を準備する体制を構築しています。

障がい者に対するアンケートでは、災害時に自力で避難できない人が16.1%となっています。災害時に困ることとして「避難所に必要な医療体制が整っていないかわからない」、「情報の入手が難しく災害の状況がわからない」がそれぞれ多くなっています。

また、障がい児アンケートでは、災害時に困ることとして「家族などに連絡をとれない」、「誰に救助を求めたらいいかわからない」となっています。

対象者の年齢や障がいの種別によって、災害時のニーズは様々であり、一人ひとりに対応すべく、避難行動要支援者名簿への登録の促進を図る必要があります。また、災害時の福祉避難所の受け入れを想定し、要配慮者に必要な支援が受けられる仕組みづくりが課題となります。

<施策の方向性>

災害時における避難支援の体制の確立をはじめ、安全・安心な地域づくりを進めるため、市民と行政の連携による防災・減災体制を確立します。

また、特殊詐欺等、多様化・複雑化する犯罪被害から障がい者を守る防犯の取り組みを進めていきます。

さらには、感染症対策についても、障がいのある人の安全・安心の確保を第一に考え、関係者と連携し、進めます。

<主な取り組み>

番号	施策・事業名	内容	担当課等
①	避難行動要支援者に対する支援の推進	障がいのある人が災害時に避難誘導等の支援が受けられるよう、今後も引き続き、避難行動要支援者の登録を進めるとともに、避難行動要支援者名簿を基に避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランの作成を行う地域住民の活動を支援します。	危機管理課 福祉政策課
②	防災活動への参加促進	災害時における避難行動要支援者を地域ぐるみで支援する意識を醸成するため、障がいのある人が防災訓練や防災講座等地域における防災活動へ主体的に参加するよう促進するとともに、自主防災組織等と連携して参加しやすい環境を整えます。	危機管理課 福祉課
③	火災予防、避難訓練等の指導	防火管理者が必要である障がい者施設や老人福祉施設について、定期的な通報・消火・避難訓練の実施内容に関する指導を行います。	消防本部予防課
④	避難所における配慮	特別な支援を必要とする障がいのある人が、安心して避難所での生活を送れるよう、避難所における間仕切りの設置や、障がい者用トイレの設置など、障がい特性に配慮した避難所運営について、関係機関や障害者地域自立支援連携会議を活用して検討します。	危機管理課 福祉課
⑤	福祉避難所における配慮	福祉避難所については相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができる環境を整えるとともに協力者の確保に努めます。また、障がいのある人一人ひとりが、それぞれ避難所等において必要とする物品、薬品等を普段から自主的に備蓄するよう周知・啓発を行います。	危機管理課 福祉課
⑥	ストーマ用装具の一時保管	福祉避難所である保健福祉センターにおいて、ストーマ用装具（1週間程度の使用量）の一時保管を行うとともに、ストーマ用装具使用者に対して、制度の周知及び利用の促進を図ります。	福祉課
⑦	障害福祉サービス事業所における災害対策の充実	尾張旭市地域防災計画に基づき、障害福祉サービス事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、障害福祉サービス事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行います。また、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促します。	危機管理課 福祉課
⑧	在宅避難に関する支援の充実	災害が発生してライフラインが停止したとしても自宅建物に倒壊などの危険がなく住み続けられる状態であれば、在宅避難も有効です。障がいのある人が安心して在宅避難ができるよう、必要な物資、食料等を受け渡せる体制の整備を検討するとともに平時から在宅避難に関する情報提供を行っていきます。	危機管理課 福祉課

番号	施策・事業名	内容	担当課等
⑨	音声によらない119番通報の普及促進	耳や言葉の不自由な人等を対象に FAX やスマートフォン等により災害通報を受け付ける FAX119 番、eメール 119 番及び NET119 について、市広報誌や市ホームページを通じて、普及促進を図ります。	消防本部消防署
⑩	登録した電話やFAXへの防災・気象情報の配信	2021(令和3)年度から開始した目や耳が不自由などの障がいのある人を対象とした防災・気象情報の登録による電話・FAX 配信について、その内容を、市広報誌や市ホームページを通じて周知します。	危機管理課
⑪	消費者被害防止の体制の充実	障がい者を狙った架空請求などの生活上のトラブルに遭わないよう、消費生活に関する周知・啓発を行い、未然防止対策や気軽に相談できる体制づくりに努めます。	産業課 福祉課
⑫	感染症対策の推進	障害福祉サービス事業所等と連携のもと、平時からの感染症対策を行うとともに、避難所においては、感染症対策ガイドラインに従って、感染症の拡大防止に努めます。	福祉課 危機管理課
⑬	防犯対策の推進	特殊詐欺等、多様化・複雑化する犯罪被害から障がい者を守るため、防犯教室・キャンペーン等の開催により周知・啓発を行い、被害防止に努めます。	市民活動課

第5章 第7期障がい福祉計画

1 第6期障がい福祉計画の進捗状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

<実績>

施設入所から令和3年度に1人、令和4年度で2人が地域生活に移行しています。また、施設入所者を1人減少の目標を立てていましたが、令和4年度の実績としては0人となっています。

■福祉施設の入所者の地域生活への移行数の目標数値

基準値		区 分	実績値		目標数値
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
令和元年度末の 施設入所者数	29人	地域生活移行者数(令和元年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数)	1人	2人	2人
		令和5年度末段階での削減見込数	—	—	1人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの協議の場の設置

<実績>

保健、医療及び福祉関係者による協議の場については、令和4年度には設置し、関係者の参加者数は10人となっています。

一年以上の長期入院患者数については、令和4年度では65歳以上が8人、65歳未満では18人となっています。

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場の設置目標

区 分	実績値		目標数値	考え方
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場	0か所	1か所	1か所	令和5年度末までに整備
開催回数	0回	0回	1回	年間開催回数
関係者の参加者数	0人	10人	10人	
保健	—	1人	1人	
医療	—	2人	1人	
福祉	—	5人	5人	
介護	—	1人	1人	
当事者	—	0人	1人	
家族	—	1人	1人	
目標設定及び評価	0回	0回	1回	年間実施回数

■長期入院患者数の地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）

区 分		実績値		目標数値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
長期入院患者数の地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）	25人	65歳以上利用者数	10人	8人	12人
		65歳未満利用者数	17人	18人	13人

(3) 地域生活支援拠点等の整備

<実績>

令和2年度に、地域生活支援拠点として緊急時の対応が可能な施設と契約しています。また、令和4年度に1回、運用状況の検証・検討について会議を行いました。

■地域生活支援拠点等の整備目標

区 分		実績値		目標数値	考え方
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
地域生活支援拠点等	1か所	1か所	1か所	1か所	令和2年度末までに、市内に整備
機能の充実	毎年度1回	0回	1回	1回	運用状況の検証及び検討

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

<実績>

福祉施設から一般就労への移行については、令和4年度実績において、目標数値を下回りました。また、就労移行支援事業から一般就労への移行についても令和4年度実績において、目標数値を下回りました。

就労継続支援事業から一般就労への移行者数については、A型は令和4年度実績において3人と目標数値の1人を上回りました。B型については、令和4年度の実績は0人となっています。

就労移行支援事業等で一般就労に移行する利用率については、令和4年度実績において1.5割となり目標値に達していません。また、就労定着支援事業による職場定着率については、令和4年度実績において7割と目標値に達しています。

■福祉施設から一般就労への移行目標数値

基準値		区分	実績値	目標数値
			令和4年度	令和5年度
令和元年度に福祉施設を退所して一般就労した人数	18人	令和5年度に福祉施設を退所して一般就労する人数	16人	26人

■就労移行支援事業からの一般就労移行目標者数

基準値		区分	実績値	目標数値
			令和4年度	令和5年度
令和元年度の就労移行支援事業からの一般就労移行者数	18人	令和5年度末において就労移行支援事業から一般就労した人数	13人	24人

■就労継続支援事業からの一般就労目標者数

基準値			区分	実績値	目標数値
				令和4年度	令和5年度
A型	令和元年度の就労継続支援A型からの一般就労移行者数	0人	令和5年度末において就労継続支援A型から一般就労した人数	3人	1人
B型	令和元年度の就労継続支援B型からの一般就労移行者数	0人	令和5年度末において就労継続支援B型から一般就労した人数	0人	1人

■就労移行支援事業等で一般就労に移行する利用率

区 分	実績値	目標数値
	令和4年度	令和5年度
就労移行支援事業所等で一般就労に移行する人のうち就労定着支援事業を利用する割合	1.5割	7割以上

■就労定着支援事業による職場定着率

区 分	実績値	目標数値
	令和4年度	令和5年度
就労定着支援事業による職場定着率が8割以上の事業所の割合	7割	7割以上

(5) 相談支援体制の充実・強化

<実績>

障がい者基幹相談支援センターが中心となり、総合的・専門的な相談支援を継続的に実施してきました。

地域の相談支援体制の強化では障害者地域自立支援連携会議（相談支援部会）を活用し、目標件数を達成しています。

■相談支援体制の充実・強化のための取り組み

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	考え方
	実績値	目標値	実績値	目標値	目標値	
総合的・専門的な相談支援	有	有	有	有	有	障がい者基幹相談センターが中心となり実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	18件	5件	15件	5件	5件	
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2件	5件	6件	5件	5件	
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	6回	6回	12回	6回	6回	障害者地域自立支援連携会議の相談支援部会を活用し実施

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

<実績>

障害福祉サービス等にかかる研修に、必要に応じて参加しました。

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、圏域内市町との会議を活用して、共有しました。

■障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	考え方
	実績値	目標値	実績値	目標値	目標値	
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	2人	5人	4人	5人	5人	県が実施する研修への市職員の参加人数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	圏域内市町との会議を活用して共有

2 第7期障がい福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

<国の考え方>

令和4年度末時点の施設入所者のうち、令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。この目標値の設定に当たり、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とします。

<成果目標>

国の指針を踏まえ、令和4年度の26人を基準値とし、地域生活に移行する人を令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上の2人(7.6%)としました。また、施設入所者の削減数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上の2人(7.6%)としました。

入所施設における集団的生活から、障がいのある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障がいのある人の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援に関するサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、住民主体のボランティアや地域の支えあいなど、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を進めていきます。

■福祉施設入所者の地域生活への移行の目標数値

基準値		区 分	目標数値
			令和8年度
令和4年度末の施設入所者数	26人	地域生活移行者数	2人
		施設入所者の削減数	2人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

<国の考え方>

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進します。

<成果目標>

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数、関係者の参加者数、目標設定及び評価について実施し、保健・医療・福祉関係者との連携を強化します。

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する目標

区分		目標数値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（年間）		1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健	1人	1人	1人
	医療（精神科）	1人	1人	1人
	医療（精神科以外）	1人	1人	1人
	福祉	5人	5人	5人
	介護	1人	1人	1人
	当事者	1人	1人	1人
	家族等	1人	1人	1人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数（年間）		1回	1回	1回

■長期入院患者数の地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）

区分	目標数値
長期入院患者数の地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）	37人
65歳以上利用者数	15人
65歳未満利用者数	22人

(3)地域生活支援拠点等の整備

<国の考え方>

令和8年度末までの間、地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のために複数の取り組みを進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とします。

また、強度行動障がい者を有する障がい者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とします。

<成果目標>

本市では、複数の機関等が分担して機能を担う体制の「面的整備型」で地域生活支援拠点の整備を進めています。また、コーディネーターを1人配置し、体制を構築していきます。

地域生活支援拠点等の検証及び検討については、年1回実施していきます。

地域生活支援拠点は、障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域で生活するためには必要不可欠な機能であるため、地域の関係機関が連携した支援体制を構築していきます。

令和8年度末までに強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めていきます。

■地域生活支援拠点等の整備目標

区 分	目標数値
地域生活支援拠点等の設置か所数	1か所
地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの配置人数	1人
地域生活支援拠点等の検証及び検討の実施回数(年間)	1回
強度行動障がい者を有する人への支援体制の整備	有

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

<国の考え方>

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。当該目標値の設定に当たっては、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とします。(就労移行支援事業1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍以上)

さらに、就労移行支援事業所のうち、利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とします。

就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とします。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とします。

<成果目標>

国の指針を踏まえ、令和3年度の221人を基準値とし、福祉施設から一般就労へ地域生活に移行する人を287人(1.28倍以上)としました。内訳は、就労移行支援事業56人、就労継続支援A型82人、就労継続支援B型149人となっています。尾張旭市の就労移行支援事業所は令和4年度末時点で3か所であるため、国の示す割合(全体の5割以上)踏まえ、2か所と目標を設定しています。

就労定着支援の利用者数については、令和4年度実績の1.41倍の22人を目標としています。

尾張旭市の就労定着支援事業所は令和4年度末実績で1か所であるため、国の示す割合(全体の2割5分以上)を踏まえ、1か所と目標を設定しています。

■福祉施設から一般就労への移行

区 分	基準値	目標数値
	令和3年度	令和8年度
一般就労への移行者数	221人	287人(1.28倍以上)
就労移行支援	42人	56人(1.31倍以上)
就労継続支援A型	63人	82人(1.29倍以上)
就労継続支援B型	116人	149人(1.28倍以上)
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	—	2か所 (全体の5割以上)
就労定着支援事業の利用者数	15人	22人(1.41倍以上)
就労定着支援事業利用終了後、一定期間の就労定着率が7割以上の事業所	—	1か所 (全体の2割5分以上)

(5) 相談支援体制の充実・強化

<国の考え方>

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う障がい者基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とします。

また、地域づくりに向けた障害者自立支援連携会議の機能をより実効性のあるものとするため、障害者自立支援連携会議において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な障害者自立支援連携会議の体制を確保することを基本とします。

<成果目標>

国の方針を踏まえ、令和8年度に向けて、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う障がい者基幹相談支援センターを中心に取り組んでいきます。また、障害者地域自立支援連携会議において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な障害者地域自立支援連携会議の体制を確保します。

■相談支援体制の充実・強化のための取り組み

項目		目標数値			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
障がい者基幹相談支援センターの設置		有	有	有	
障がい者基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	7件	8件	9件	
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	5件	5件	5件	
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	6回	6回	
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	3回	3回	3回	
	主任相談支援専門員の配置数	0人	1人	1人	
障害者地域自立支援連携会議における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	事例検討	実施回数	2回	2回	2回
		参加事業所・機関数	6機関	6機関	6機関
	専門部会	設置数	4部会	4部会	4部会
		実施回数	4回	4回	4回

(6)障害福祉サービス等の質の向上

<国の考え方>

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とします。

<成果目標>

引き続き、障害福祉サービス等に係る各種研修への参加や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果について圏域内市町との会議を活用して、情報共有を行い、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

■障害福祉サービス等の質を向上させるための複数の構築

項目		目標数値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	5人	5人	5人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	分析結果の共有体制	有	有	有
	事業所や関係自治体等との共有の実施回数	1回	1回	1回

3 障害福祉サービスの必要量の見込みと確保のための方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、次のようなサービスがあります。

居宅介護
(ホームヘルプ)

居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方に、居宅で食事等の身体介護や調理等の家事援助、外出時の移動支援等を行います。また、入院中の医療機関において、医療従事者等に適切な支援方法の伝達等の支援を行います。

同行援護

視覚障がいのある方の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行います。

行動援護

自傷、徘徊等の危険を回避するために必要な援護や外出時の移動支援を行います。

重度障害者等
包括支援

極めて重度の障がいのある方に居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

<サービスの必要量の見込み>

令和3年度から令和4年度の実績やニーズをもとに、令和6年度から令和8年度における必要な見込み量を算出しました。

重度障害者等包括支援については、近隣にサービスを提供できる事業所がないため、見込んでいません。

<見込み量を確保するための方策>

訪問系サービスの見込み量の増加を見込んでいますが、障害福祉サービス提供事業所のアンケート調査では、居宅介護ではヘルパー不足であるという意見や同行援護ではどこも空きがないなど、利用者からみてサービスが受けにくいという課題がうかがえました。

こうした意見を踏まえて、継続的なサービスが可能となるよう、介護保険サービス事業所の共生型サービスの提供の可能性も含めて、市内事業者等の協力のもと、サービス提供体制の拡充及びサービス量の確保に努めます。

■訪問系サービスの必要見込み量

区 分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス 合 計	時間/月	3,115	3,071	2,823	3,248	3,292	3,363
	人/月	134	138	144	142	144	147
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間/月	2,617	2,658	2,458	2,724	2,768	2,813
	人/月	117	120	128	123	125	127
重度訪問 介護	時間/月	137	131	117	137	137	137
	人/月	2	2	2	2	2	2
同行援護	時間/月	260	231	195	286	286	312
	人/月	10	10	11	11	11	12
行動援護	時間/月	101	51	53	101	101	101
	人/月	5	6	3	6	6	6
重度障害者 等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、次のようなサービスがあります。

生活介護	常時の介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	一定期間、身体機能の向上に必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	一定期間、生活能力の向上に必要な訓練を行います。
宿泊型自立訓練	知的障がいのある人・精神障がいのある人が、居室その他の設備を利用するとともに、家事等の日常生活能力を向上するための訓練、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を受ける事業です。この事業では、障がいのある人の積極的な地域支援の促進を図るために、昼夜を通じた訓練を実施するとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行います。
就労選択支援	本人の就労能力や適性、配慮事項などを整理し、本人の希望に応じて能力などに合致した一般就労と福祉サービスの事業所を選択できるアセスメントを行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する 65 歳未満の方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A 型)	一般企業等での就労が困難な 65 歳未満の方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。【雇用型】
就労継続支援 (B 型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。【非雇用型】
就労定着支援	相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする方に、医療機関において機能訓練や療養上の管理、看護や介護を行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	居宅で介護する方が病気の場合等に、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。障害者支援施設等において実施する福祉型と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する医療型があります。

<サービスの必要量の見込み>

令和3年度から令和4年度の実績やニーズをもとに、令和6年度から令和8年度における必要な見込み量を算出しました。

生活介護では、令和3年度から令和4年度にかけて利用量と利用者数ともに増加しており、コロナ禍においても一定の需要がみられ、今後もサービス利用増加を見込んでいます。また、就労移行支援、就労継続支援B型といった就労系サービスは、事業所の増加に伴い、実績が伸びており、今後もサービスの利用増加を見込んでいます。

<見込み量を確保するための方策>

今後、新たなサービスである「就労選択支援」が開始されることを受けて、サービスの実施が円滑に行われるような体制をハローワークや障害者就業・生活支援センター、就労系サービス事業所と連携して体制の確保に努めます。

■日中活動系サービスの必要見込み量

区 分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	2,604	2,747	2,486	2,818	2,890	2,965
	人/月	126	133	130	138	144	150
	うち重度障がい者※	-	-	-	25	26	27
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	24	26	17	26	26	26
	人/月	2	2	1	2	2	2
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	137	55	59	55	55	55
	人/月	7	5	4	5	6	6
	うち精神障がい者	7	5	4	5	6	6
就労選択支援	人/月	-	-	-	-	3	10
就労移行支援	人日/月	708	821	802	984	1,180	1,414
	人/月	42	42	45	46	51	56
就労継続支援 (A型)	人日/月	1,281	1,280	1,154	1,280	1,280	1,280
	人/月	63	61	60	61	61	61
就労継続支援 (B型)	人日/月	2,087	2,263	2,139	2,341	2,422	2,506
	人/月	116	128	131	135	142	149
就労定着支援	人/月	15	16	17	18	19	21
療養介護	人/月	3	3	3	3	3	3
短期入所 (福祉型)	人日/月	108	133	86	133	133	133
	人/月	27	45	22	45	45	45
	うち重度障がい者	-	-	-	2	3	4
短期入所 (医療型)	人日/月	10	19	17	19	19	19
	人/月	3	5	4	5	5	5
	うち重度障がい者	-	-	-	1	2	3

※強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する障がい者、医療的ケアを必要とする人

(3) 居住系サービス

居住系サービスには、次のようなサービスがあります。

自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしをした方に一定期間、定期的な巡回訪問等の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間において、共同生活住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	夜間に介護を必要とする方に、入所施設で、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、住まいの場を提供します。

<サービスの必要量の見込み>

令和3年度から令和4年度の実績やニーズをもとに、令和6年度から令和8年度における必要な見込み量を算出しました。

自立生活援助では、市内に事業所がないこともあり、利用実績がありませんでしたが、アンケート等でニーズもうかがわれるため、令和8年度での利用を見込んでいます。

共同生活援助（グループホーム）では、令和3年度から令和4年度にかけて利用者数は増加し、事業所の増加も見込まれます。また、アンケート調査でも、特に知的障がいのある人では4人に1人に利用ニーズがみられるため、利用の増加を見込んでいます。

施設入所支援では、令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減することとされているため、令和8年度は2人減少し24人を見込んでいます。

<見込み量を確保するための方策>

共同生活援助（グループホーム）についてアンケート結果や当事者団体ヒアリング等によると、地域における生活の場としてグループホームを望む声が少なくないことから、今後のサービス提供体制の確保に努めます。

また、重度障がい者が利用できる施設が不足しているため、支援策等を検討します。

■居住系サービスの必要見込み量

区 分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	1
うち 精神障がい者	人/月	0	0	0	0	0	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	47	51	54	57	60	63
うち 精神障がい者	人/月	12	13	16	17	18	19
うち 重度障がい者	人/月	-	-		3	4	5
施設入所支援	人/月	27	26	25	26	25	24

(4) 相談支援

相談支援には、次のようなサービスがあります。

計画相談支援

障がいのある方の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用意向等を勘案してサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者と連絡調整を行い計画を作成します。また、継続して障害福祉サービスや地域相談支援を適切に利用できるよう、サービス等利用計画の見直しを行うとともに、必要に応じて支給決定申請の勧奨を行います。

地域移行支援

障害者支援施設の入所者、精神科病院の入院者等に、地域生活への移行のための活動に関する相談等を行います。

地域定着支援

ひとり暮らしの障がいのある方等と常時の連絡体制を確保し、緊急事態の相談等を行います。

<サービスの必要量の見込み>

令和3年度から令和4年度の実績やニーズをもとに、令和6年度から令和8年度における必要な見込み量を算出しました。

計画相談支援については、令和3年度から令和4年度にかけてサービス利用者の増加を受けて、利用の増加を見込んでいます。地域移行支援では、令和4年度に精神障がいのある方が1人利用しており、今後も一定のニーズを見込み、利用を見込んでいます。地域定着支援については、令和3年度に精神障がいのある方が1人利用しており、今後も一定のニーズを見込み、利用を見込んでいます。

<見込み量を確保するための方策>

計画相談支援の増加が見込まれる中、丁寧な相談支援と必要なモニタリング頻度の確保により適切なサービス等利用計画が作成されるよう、相談支援事業所との情報共有に努めます。また、障がい者基幹相談支援センターによる相談支援専門員の人材育成を支援します。

地域移行支援及び地域定着支援の利用は多くはない状況ですが、地域移行を進める上で必要なサービスであり、入所施設や医療機関、相談支援事業所等と連携しながら提供体制の確保に努めます。

■相談支援サービスの必要見込み量

区 分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	106	120	103	125	130	135
地域移行支援	人/月	0	1	0	1	1	1
うち 精神障がい者	人/月	0	1	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	0	0	0	1	1
うち 精神障がい者	人/月	1	0	0	0	1	1

4 地域生活支援事業の必要量の見込みと確保のための方策

(1) 必須事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市の判断で実施することができる任意事業があります。本市が地域生活支援事業として実施する事業は次のとおりです。

地域生活支援事業の一覧

(1) 必須事業

- ①理解促進研修・啓発事業
- ②自発的活動支援事業
- ③相談支援事業
- ④成年後見制度利用支援事業
- ⑤成年後見制度法人後見支援事業
- ⑥意思疎通支援事業
- ⑦日常生活用具給付等事業
- ⑧手話奉仕員養成研修事業
- ⑨移動支援事業
- ⑩地域活動支援センター事業

(2) 任意事業

- ①訪問入浴サービス事業
- ②日中一時支援事業
- ③スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
- ④点字・声の広報等発行事業
- ⑤自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業
- ⑥成年後見制度普及啓発事業
- ⑦障害支援区分認定等事務事業

①理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を送る上で生じる社会的障壁をなくすため、地域の住民や事業所に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発活動などを行います。

<見込み量を確保するための方策>

市広報誌や市ホームページを通じた関連情報の提供、講演会の実施等を通じて、「障害者差別解消法」についての市民への理解の浸透を図ります。

また、福祉マインドフェアの実施などにより、障がいのある人と障がいのない人がふれあえる場や機会の拡充を図ります。

②自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるように、障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

<見込み量を確保するための方策>

ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動などの活動場所の提供や情報提供を通じ、障がいのある人等が自発的に行う活動に対する支援をします。

③相談支援事業

障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助などを行う事業であり、次の事業を実施します。

一般相談支援事業	障がいのある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
障がい者基幹相談支援センター等機能強化事業	市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みを実施する障がい者基幹相談支援センターに専門的な職員を配置し、相談支援体制の強化を図ります。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行う住宅入居等支援事業の実施を検討します。

<見込み量を確保するための方策>

一般相談支援事業としての相談業務のほか、「尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト」や「尾張東部権利擁護支援センター」など各相談機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。

障がい者基幹相談支援センターの機能強化を図り、障がいのある人の総合的な相談や市内相談機関等の連携強化などに対応できる体制を整備します。

■相談支援サービスの必要見込み量

区 分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
一般相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
障がい者基幹相談支援センターの設置	か所	1	1	1	1	1	1
障がい者基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

④成年後見制度利用支援事業

知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、障害福祉サービス利用の際に成年後見制度の利用の必要性があると認められる場合に、制度の利用に必要な経費の一部又は全部の助成を行います。

<見込み量を確保するための方策>

判断能力が不十分な障がいのある人の障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われ、安心して地域生活を送ることができるよう、事業の普及に努めます。

■成年後見制度利用支援事業の必要見込み量

区 分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人	11	10	10	10	10	10

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における市民後見人の活用も含め、法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修や、実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

<見込み量を確保するための方策>

尾張東部権利擁護支援センター（5市1町共同設置）において各種法人後見事業を実施します。

■成年後見制度法人後見事業の必要見込み量

区 分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある人が、他の人との意思疎通を円滑にできるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行うとともに、市の相談窓口到手話通訳者を設置します。

<見込み量を確保するための方策>

研修等を通じて人材の確保とサービスの質の向上を図るとともに、意思疎通に支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるようにサービスの周知に努めます。

■意思疎通支援事業の必要見込み量

区 分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者設置事業	人	2	2	2	2	2	2
手話通訳者派遣事業	件	37	41	42	42	42	42
要約筆記者派遣事業	件	0	2	0	2	2	2

⑦日常生活用具給付等事業

障がいのある人等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

<見込み量を確保するための方策>

障がいのある人が安定した日常生活を送ることができるよう、事業の周知を図るとともに、障がいの特性やニーズに合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

■日常生活用具給付等事業の必要見込み量

区 分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	7	2	4	4	4	4
自立生活支援用具	件	14	9	6	9	9	9
在宅療養等支援用具	件	11	15	10	12	12	12
情報・意思疎通支援用具	件	9	14	10	11	11	11
排泄管理支援用具	件	1,748	1,761	1,754	1,780	1,800	1,820
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	6	4	2	4	4	4

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのために意思疎通を図ることに支障がある人が、自立した日常生活または社会生活を送ることができるように、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙や手話表現技術を習得できる研修を実施し、手話奉仕員を養成します。

<見込み量を確保するための方策>

今後も継続して手話奉仕員養成講座を開催し、コミュニケーション支援者として期待されるボランティア等の技術向上や人材確保に努めます。

■手話奉仕員養成研修事業の必要見込み量

区 分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業 (修了人数)	人	6	2	9	6	6	6

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活上必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出支援を行います。

<見込み量を確保するための方策>

一人ひとりの障がい特性やニーズに対応できるよう、障害福祉サービス事業所との連携を強化し、サービスの提供体制を整備するとともに、新たな障害福祉サービス事業所の参入を働きかけます。また、障がいのある人の外出、社会参加を促進するため事業の周知に努めます。

■移動支援事業の必要見込み量

区 分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/月	59	61	66	67	68	69
	時間/月	1,115	1,117	1,088	1,124	1,130	1,137

⑩地域活動支援センター事業

障がいのある人の地域における自立した生活と社会参加を促進するため、通所により、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与します。

<見込み量を確保するための方策>

障害福祉サービス事業所との連携を強化し、利用者のニーズに応じた内容のサービスが提供できる体制を整えるとともに、サービス量の確保と質の向上に努めます。

■地域活動支援センター事業の必要見込み量

区 分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	人/月	32	34	32	34	34	34
	人日/月	279	290	285	290	290	290

(2) 任意事業

任意事業として、次の事業を実施します。

訪問入浴サービス事業	居宅において入浴することができない重度身体障がいのある人の家庭へ訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを行います。
日中一時支援事業	障がいのある人及び子どもの日中における活動の場を確保します。また、障がいのある人の家族の就労支援、障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障がいのある人の体力増強、交流、余暇等に資するため、スポーツ大会やレクリエーション教室等を開催します。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳、音声訳その他障がいのある人にわかりやすい方法により、市広報誌などの情報を定期的又は必要に応じて適宜提供します。
自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業	障がいのある人の自動車運転免許取得及び自動車改造に係る費用の一部を助成します。
成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度の利用を促進するための普及啓発として、研修会や講演会を実施します。
障害支援区分認定等事務事業	障害福祉サービスの円滑な利用を促進するため、障害支援区分認定等事務の円滑かつ適切に実施します。

<見込み量を確保するための方策>

障がいのある人の地域生活への移行状況や、生活実態、ニーズを把握し、事業内容の充実と必要量の確保に努めます。また、事業を周知し、利用の促進を図ります。

■主な任意事業の必要見込み量

区 分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴 サービス事業	人/月	14	14	14	14	15	15
	回/月	89	91	95	95	96	96
日中一時支援 事業	人/月	78	80	83	85	86	87
	日/月	560	547	576	580	584	592
自動車運転免 許取得・自動 車改造費助成 事業	人	5	2	2	3	3	3

第6章 第3期障がい児福祉計画

1 第2期障がい児福祉計画の進捗状況

(1) 障がい児支援の提供体制の整備

<成果目標>

児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援の充実、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場や医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を目標としていました。

<実績>

児童発達支援センターに関しては、既に民設民営の児童発達支援センターがあります。

保育所等訪問支援の実施については、市内の児童通所支援事業所と連携し体制を構築しました。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保し、それぞれ3か所設置しています。

医療的ケア児等支援のための協議の場を設置し、医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを1名配置しています。

■障がい児支援の提供体制の整備

項目	目標	実績
児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターを1か所設置	民設民営で1か所設置済み
保育所等訪問支援の充実	令和5年度末までに、市内事業所との連携により、保育所等訪問支援を利用できる体制とする。	体制構築済み
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所をそれぞれ2か所設置	それぞれ3か所設置済み
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置	令和5年度末までに、医療的ケア児等支援のための関係機関（保健、医療、福祉、保育、教育等）の協議の場を設置する	設置済み
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1名配置済み

2 第3期障がい児福祉計画の成果目標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備

<国の考え方>

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置することを基本とします。また、令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とします。

令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保することを基本とします。

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

<成果目標>

本市では、民間事業者による児童発達支援センターが設置されていますが、機能強化が必要なため、障がい児支援体制の強化・充実を図っていきます。

重症心身障がい児を支援する事業所については、3か所設置済みのため、現行の体制を継続していきます。

医療的ケア児等の支援に関する協議の場については、設置済みのため、現行の体制を継続し、より一層の内容の充実を図っていきます。

医療的ケア児等コーディネーターについては、既に配置していますが、今後も人材の養成を進めていきます。

■障がい児支援の提供体制の整備

項目	目標
児童発達支援センターの設置	整備済
障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築	令和8年度末までに構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	整備済
医療的ケア児等の支援に関して、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	設置済
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	設置済

3 障がい児支援の必要量の見込みと確保のための方策

(1) 障害児通所支援

障害児通所支援サービスには、次のようなサービスがあります。

児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる就学前の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。児童発達支援には、児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」があります。

放課後等デイサービス

学校（学校教育法第1条に規定する学校。ただし幼稚園及び大学を除く。）通学中の障がいのある児童生徒等に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校等を利用している障がいのある子どもや今後利用予定のある障がいのある子ども等が、当該施設における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導を行います。

医療型児童発達支援

就学前の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療を行います。県内には愛知県青い鳥医療療育センター等があります。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にある障がいのある子どもであって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な子どもに発達支援が提供できるよう、障がいのある子どもの居宅を訪問して発達支援を行う事業です。

<サービスの必要量の見込み>

児童発達支援及び放課後等デイサービスは、令和3年度から令和4年度にかけて利用量と利用者数はともに増加しています。保育所等訪問支援では、利用量がやや増加しました。医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援では、実績がありませんでした。

<見込み量を確保するための方策>

令和3年度から令和4年度の実績やニーズをもとに、令和6年度から令和8年度における必要な見込み量を算出しました。

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、アンケートや団体等のヒアリングの結果をみると、ニーズが高く、今後も利用の増加が続くものと考えられます。こうした利用の増加に対して、支援者の質の向上などを図りながら、利用者のニーズを充足できるサービス提供体制を確保できるよう努めます。

■障がい児通所支援の必要見込み量

区 分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	434	552	441	520	560	600
	人/月	50	69	61	66	70	74
放課後等デイサービス	人日/月	2,272	2,567	2,327	2,371	2,426	2,481
	人/月	182	207	211	215	220	225
保育所等訪問支援	人日/月	2	6	12	14	16	18
	人/月	1	4	6	7	8	9
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

(2) 障害児相談支援

<サービスの必要量の見込み>

障害児相談支援は、令和3年度から令和4年度にかけて利用数は増加しています。こうした実績を踏まえて、利用増加を見込んでいます。

<見込み量を確保するための方策>

相談支援事業所との連携等により、適切なサービス等利用計画が作成される体制を整備します。

■障害児相談支援の必要見込み量

区 分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	58	60	66	70	75	80

(3) 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

<見込み量を確保するための方策>

相談支援事業所との連携や養成研修への参加により、引き続きコーディネーターの確保に努めます。

■医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの必要見込み量

区 分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人	1	1	1	1	1	1

(4) 発達障がい児等に対する支援

<見込み量を確保するための方策>

発達障がい児の支援には、家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができる支援環境づくりを進めていきます。

■発達障がい児等に対する支援の必要見込み量

区 分			実績		見込み	見込み量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)	受講者数	人	14	28	40	40	43	45
	実施者数	人	1	1	1	1	1	1
ペアレントメンターの人数		人	8	7	7	8	8	8
ピアサポートの活動への参加人数		人	0	0	0	0	0	8

4 子ども・子育て支援

(1) 保育所における障がい児等の受け入れ

<サービスの必要量の見込み>

保育所における障がい児等の受け入れについては、令和3年度から令和4年度にかけて増加しています。こうした実績を踏まえて、利用増加を見込んでいます。

<見込み量を確保するための方策>

保育士等の追加配置や研修、保育所等訪問支援の実施、施設等の充実を図ることなどにより、保育所における障がい児等の成長発達を支援します。

■保育所における障がい児等の受け入れの必要見込み量

区 分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児等 受け入れ人数	人	67	76	72	75	75	75

(各年3月31日現在)

(2) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ・学童クラブ）における障がい児等の受け入れ

<サービスの必要量の見込み>

放課後児童健全育成事業における障がい児の受け入れについては、1～3年生・4～6年生ともに令和3年度から令和4年度にかけて増加しており、1～3年生では令和4年度の受け入れ人数が15人となっています。こうした実績を踏まえて、利用増加を見込んでいます。

<見込み量を確保するための方策>

支援員等の追加配置、保育所等訪問支援の実施、施設等の充実を図ることなどにより、児童クラブ・学童クラブにおける障がい児等の受け入れを促進します。

■放課後児童健全育成事業における障がい児等の受け入れの必要見込み量

区 分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1～3年生	人	8	15	28	27	27	27
4～6年生	人	1	5	7	9	9	9

(3) 親子通園教室（ピンポンパン教室）の実施

<サービスの必要量の見込み>

親子通園教室の利用児数については、令和3年度から令和4年度にかけて3人増加し、令和4年度では40人の子どもが保護者とともに利用しました。こうした実績を踏まえて、利用増加を見込んでいます。

<見込み量を確保するための方策>

保育士、看護師等の追加配置、運営方法の工夫などにより、親子通園教室への通園を必要とする子どもの受け入れを行います。

■親子通園教室の利用児数の必要見込み量

区 分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
親子通園教室利用 児数	人	37	40	40	40	40	40

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内連携体制の整備

本計画は、生活支援・保健・医療・教育・就労・生活環境など広範囲にわたり、また、市の他分野の施策との調整が必要であることから、福祉課が中心となって庁内関係部署が相互に連携して施策を推進していきます。

(2) 県及び広域的な連携

広域的に取り組む必要のある事項については、県及び障害保健福祉圏域内の市町と連携して推進していきます。

(3) 市民と行政の協働による推進

障がいのある人を取り巻く課題は、当事者の努力や行政の支援だけで解決できるものではありません。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域の住民やボランティアによるさまざまな支援が必要不可欠です。そこで、計画の推進にあたっては、市民の協力が得られるよう働きかけ、当事者団体、地域の関連組織等の連携を強化し、市民と行政の協働による施策の推進をめざします。

(4) 団体、事業者等との連携

本計画の着実な推進に向け、障がいのある人を対象としたボランティア団体の育成に努めるとともに、障害者地域自立支援連携会議の活動等を通じて当事者団体と行政との連携を強化し、市民と行政の協力体制を築いていきます。

障害福祉サービスの円滑な提供に向けては、障害福祉サービス等事業所へ情報提供等を行い、事業への新規参入を働きかけるとともに、利用者が事業所選択に活用できるよう、事業所情報の提供を行います。さらに、多様な障がい特性に対応できる知識や技術の共有化に向け、障害福祉サービス等事業所間の情報交流などの連携体制を強化します。

(5) 人材の確保と育成

障害福祉サービス等に携わる人材の育成や確保については、障害福祉サービス等事業所はもとより、地域全体で取り組まなければならない課題です。サービスの質の維持向上を図るため市内でサービスを提供している事業者との連携を強化し、情報共有を行うとともに、意見交換をしながら人材の確保・育成に関する取り組みを推進します。

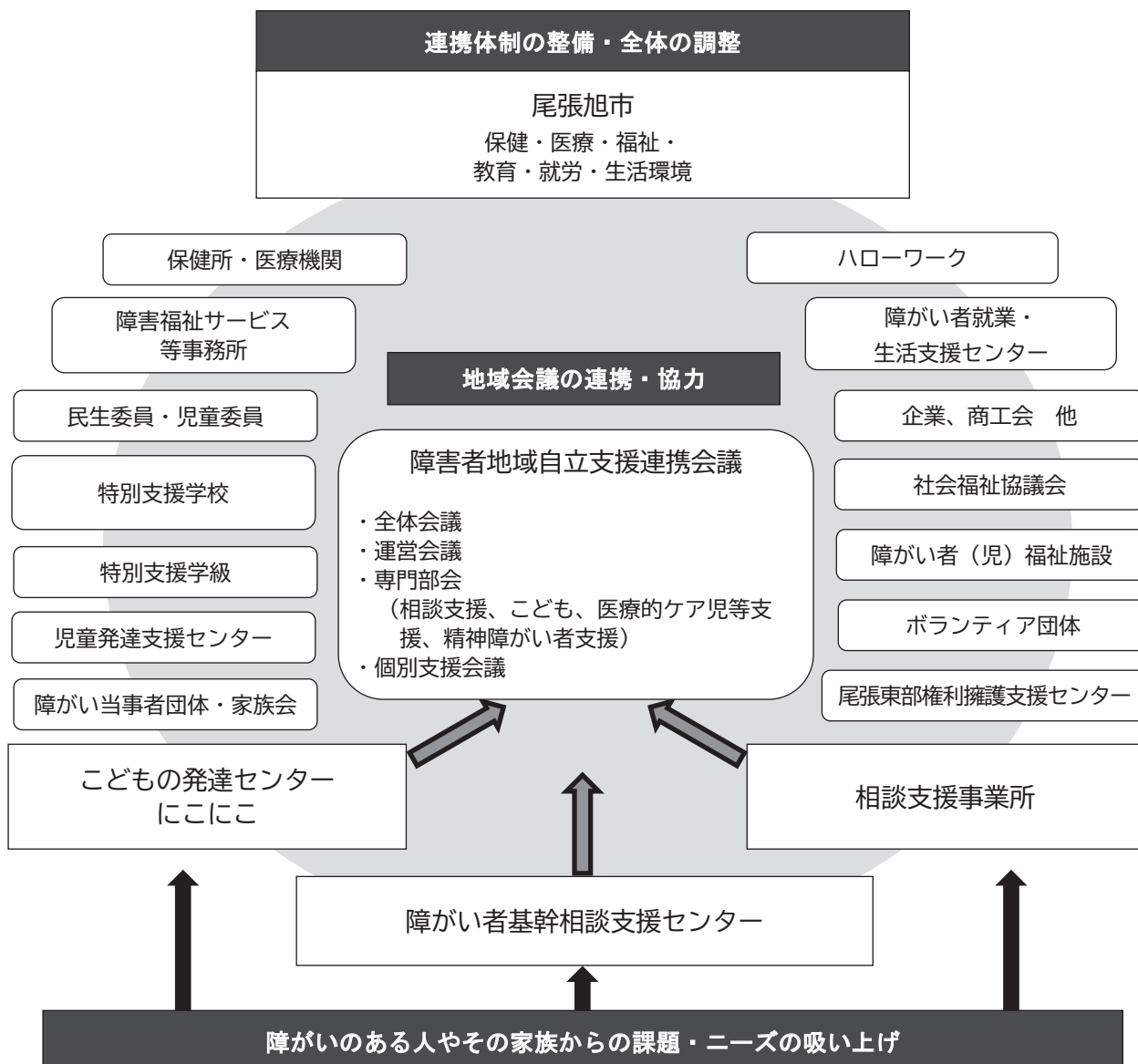
(6) 災害・感染症対策に係る体制整備

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス等の感染症の流行を踏まえ、「備え」をすることが求められています。そのため、障害福祉サービス等事業所と連携のもと、非常時を想定した訓練の実施、防災や感染拡大防止策の啓発活動などを行い、平時からの事前準備を進めます。

<尾張旭市障害者地域自立支援連携会議>

組 織	内 容 等
全体会議	情報共有・啓発活動・困難事例の最終検討の場として、必要に応じ施策提案、計画の評価などを行う。
運営会議	課題の整理、専門部会の立ち上げ等、会議全体の調整を行う。
専門部会	・地域における障がい福祉に関する情報・課題を共有し、課題解決に向けた検討を行う。 ・多分野・多職種による支援体制を構築する。
個別支援会議	個別の困難ケースへの対応検討・情報共有を行う。

<尾張旭市障害者地域自立支援連携会議のネットワークのイメージ>



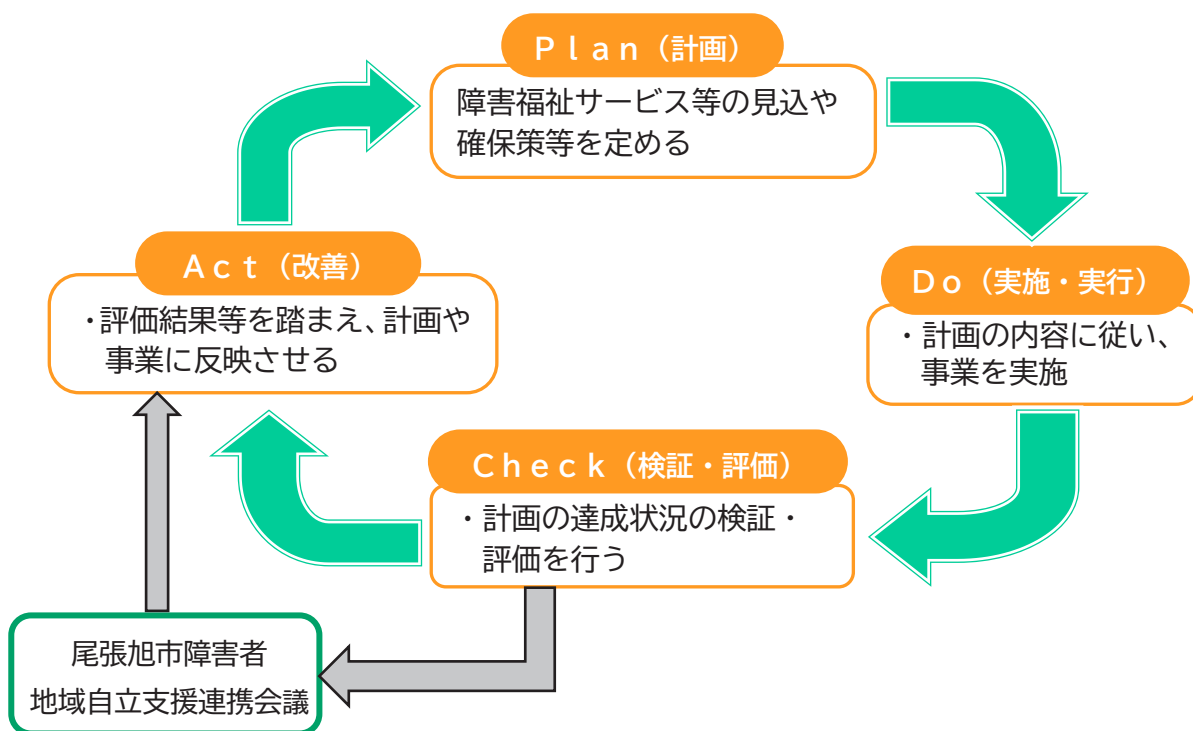
2 計画の進行管理

計画を着実に実行していくためには、各施策・事業の実施状況について、定期的に点検・評価を行い、その結果を事業実施に反映させていくことが大切です。

「尾張旭市障害者地域自立支援連携会議」を評価機関として位置づけ、当事者のPlan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Act（改善）のプロセスを踏まえた「PDCAサイクル」に基づき、計画の進行管理と事業の改善を行います。

また、計画の進行管理の過程を市ホームページ等で公開します。

計画の進行管理（PDCAサイクル）



尾張旭市
第7期障がい者計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

発行：尾張旭市

編集：■健康福祉部福祉課

■こども子育て部子育て相談課

〒488-8666

愛知県尾張旭市東大道町原田 2600-1

(福祉課)

TEL：0561-76-8142

FAX：0561-52-3749

(子育て相談課)

TEL：0561-53-6103

FAX：0561-52-2299

HP アドレス：<https://www.city.owariasahi.lg.jp>

